

令和 6 年第 1 回定例会

# 長柄町議会会議録

令和 6 年 3 月 4 日 開会

令和 6 年 3 月 18 日 閉会

長柄町議会

## 令和6年長柄町議会第1回定例会会議録目次

|           |   |
|-----------|---|
| ○招集告示     | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

### 第1号（3月4日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 3  |
| ○出席議員                           | 3  |
| ○欠席議員                           | 3  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3  |
| ○本会議に職務のため出席した者の職氏名             | 4  |
| ○開会及び開議の宣告                      | 5  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 5  |
| ○会期の決定                          | 5  |
| ○諸般の報告                          | 6  |
| ○施政方針                           | 6  |
| ○一般質問                           | 16 |
| 本吉敏子君                           | 16 |

- 子どもたちの通学路の安全確保について
- 4月開始に向けコミュニティ・スクールの進捗状況を伺いたい。
- 令和7年度より開始予定と聞いております（仮称）高齢者外出支援タクシー事業について伺いたい。
- 企業より寄贈していただいたドローンの活用についてどのように活用されているか伺いたい。
- 防災・減災対策について

|       |    |
|-------|----|
| 鶴岡喜豊君 | 37 |
|-------|----|

- 役場内のハラスメント防止、相談の対策、体制について伺います。
- 12月定例会の一般質問の議事録を読み返した結果について伺います。
- 災害復旧の進捗率及び残りの件数と内容及び業者指導について伺います。
- 介護保険財政調整基金について伺います。

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 高橋 智恵子 君                        | 56  |
| 1. 長柄町の防災について                   |     |
| 2. 学校における防災教育について               |     |
| 宮坂 陽一郎 君                        | 70  |
| 1. 本会議における質疑応答結果の扱いに関して         |     |
| 2. 災害時の対応に関して                   |     |
| 3. 社会福祉協議会への多額の公金投入問題に関して       |     |
| 4. 害獣駆除の問題点に関して                 |     |
| ○会議時間の延長                        | 86  |
| 佐久間 繁 英 君                       | 87  |
| 1. 耐震改修促進計画の進捗状況について            |     |
| 2. 耕作放棄地、遊休地の復興について             |     |
| 神崎 清 美 君                        | 95  |
| 1. 長柄町における災害への備えについて            |     |
| ○散会の宣告                          | 100 |
|                                 |     |
| 第 2 号 (3月5日)                    |     |
| ○議事日程                           | 101 |
| ○出席議員                           | 102 |
| ○欠席議員                           | 102 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 102 |
| ○本会議に職務のため出席した者の職氏名             | 103 |
| ○開議の宣告                          | 104 |
| ○諸般の報告                          | 104 |
| ○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 107 |
| ○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 109 |
| ○議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 110 |
| ○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 112 |
| ○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 114 |
| ○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 115 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 116 |
| ○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 121 |
| ○議案第 8 号、議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 122 |
| ○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 124 |
| ○議案第 11 号～議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 125 |
| ○議案第 17 号～議案第 21 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 143 |
| ○同意第 1 号の上程、説明、採決                 | 172 |
| ○同意第 2 号の上程、説明、採決                 | 174 |
| ○同意第 3 号の上程、説明、採決                 | 176 |
| ○休会の件                             | 178 |
| ○散会の宣告                            | 178 |

### 第 3 号 (3月18日)

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ○議事日程                             | 181 |
| ○出席議員                             | 181 |
| ○欠席議員                             | 181 |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 181 |
| ○本会議に職務のため出席した者の職氏名               | 182 |
| ○開議の宣告                            | 183 |
| ○諸般の報告                            | 183 |
| ○議案第 17 号～議案第 21 号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 183 |
| ○議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 193 |
| ○議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 195 |
| ○閉議及び閉会の宣告                        | 196 |
| ○署名議員                             | 199 |

令和6年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和6年1月31日

長柄町長 月岡清孝

1 期 日 令和6年3月4日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 金 坂 光 章 君 | 2 番  | 宮 坂 陽一郎 君 |
| 3 番  | 佐久間 繁 英 君 | 4 番  | 神 崎 清 美 君 |
| 5 番  | 高 橋 智恵子 君 | 6 番  | 岡 部 弘 安 君 |
| 7 番  | 鶴 岡 喜 豊 君 | 8 番  | 池 沢 俊 雄 君 |
| 9 番  | 本 吉 敏 子 君 | 10 番 | 古 坂 勇 人 君 |
| 11 番 | 三 枝 新 一 君 | 12 番 | 柴 田 孝 君   |

不応招議員（なし）

## 令和6年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和6年3月4日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)  
日程第 4 施政方針  
日程第 5 一般質問

---

### 出席議員(12名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 金坂光章君  | 2番  | 宮坂陽一郎君 |
| 3番  | 佐久間繁英君 | 4番  | 神崎清美君  |
| 5番  | 高橋智恵子君 | 6番  | 岡部弘安君  |
| 7番  | 鶴岡喜豊君  | 8番  | 池沢俊雄君  |
| 9番  | 本吉敏子君  | 10番 | 古坂勇人君  |
| 11番 | 三枝新一君  | 12番 | 柴田孝君   |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |  |       |                 |        |
|--|-------|-----------------|--------|
| 町長   | 月岡清孝君 | 総務課長            | 内藤文雄君  |
| 企画財政課長                                     | 白井浩君  | 税務住民課長          | 関英司君   |
| 健康福祉課長<br>兼地域包括支<br>援センター長<br>兼福祉セ<br>ンター長 | 森田孝一君 | 建設環境課長          | 若菜聖史君  |
| 産業振興課長                                     | 小泉義彦君 | 会計管理者           | 小川久美子君 |
| こども園長                                      | 川嶋静雄君 | 教育長             | 石川和之君  |
| 学校教育課長<br>兼給食セ<br>ンター所長                    | 西周信幸君 | 生涯学習課長<br>兼公民館長 | 石井和子君  |

選挙管理  
委員会書記長

内藤文雄君

農業委員会  
事務局局長

小泉義彦君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐藤幹宏

議会書記

貝塚

匡

議会書記

那須悠太

---

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございますおはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和6年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

7番 鶴岡喜豊君

8番 池沢俊雄君

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（柴田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日4日から18日までの15日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日4日から18日までの15日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定期監査報告書が提出されましたので、印刷してお配りしています。

---

### ◎施政方針

○議長（柴田 孝君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長、月岡清孝君より、本定例会に当たり、施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。令和6年度の施政方針のお時間をいただきたいと思います。

初めに、令和6年第1回長柄町議会定例会の開会に当たり、令和6年度予算案をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たりまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

まず、本年1月1日に発生した能登半島地震では、最大震度7の激しい揺れと津波が北陸地方を襲い、甚大な被害をもたらしました。この地震により犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、今なお厳しい避難生活を余儀なくされている多くの被災者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

三方を海に囲まれたこの房総半島に住む私たちは、この震災を決して他人事ではなく、自分ごと化し、いつ発生するか分からない災害から町民の皆様生命と財産を守るため、適時的確な災害対応の必要性を改めて痛感したところであり、本町においてもその備えを怠らぬよう、しっかりと取り組んでまいる所存であります。

さて、世界に目を向けてみますと、昨年10月に始まったイスラエル軍とパレスチナ・ガサ地区を実効支配するハマスの軍事衝突のほか、ロシアの侵攻開始から2年が経過したウクライナ情勢など、世界各地に広がる戦火と、出口の見えない人道危機に、多くの方々が胸を痛めていることと思います。

これに加えて、地球規模で進む気候変動は、我が国においても猛暑や集中豪雨等の異常気象をもたらし、大規模な風水害のリスクが高まるとともに、農作物の不作などが懸念されています。

これらのウクライナ情勢や気候変動等を背景としたエネルギー価格の高騰や物価高は、恒常的な社会経済を圧迫し、町民の日常生活や事業者の経営活動等に多大な影響を与えた年であったと痛感しているところです。

その一方で、明るいニュースもありました。WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）では、我が長柄町にゆかりのある近藤健介選手が中心選手として大活躍し、侍ジャパンが3大会ぶりの世界一に輝き、私たちに勇気と感動を与えてくれました。

その後、メジャーリーグで活躍する大谷翔平選手が2回目のMVPを満票で獲得。そして、日本全国の小学校に送られた大谷グローブは、本年1月に我が長柄町の小学校にも届きました。夢の実現に向かって着実に前進する大谷選手は、その後ろ姿で、夢を抱くこと、目標を持つことの大切さを子供たちに教えてくれているんだと感動を新たにいたしました。

また、我々の生活を一変させた新型コロナウイルス感染症は、5月から法令上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、街中からアクリル板やパーティションが姿を消すなど、これまでの制限が緩和され、コロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。

本町におきましても、恒例のイベントである農林商工まつりや文化祭のほか、第60回町一周駅伝大会も5年ぶりに開催されるなど、町民の笑顔に触れる機会が増えたことを心から喜ばしく思う次第です。

そして、8月には長柄町議会議員選挙が行われ、新たな顔ぶれの議会議員の皆様をお迎えして、まちの将来像「水と緑と笑顔が輝くヒューマンリゾートながら」の実現に向け叱咤激励をいただきながら前進を続けてまいりました。

令和7年には、記念すべき町制施行70周年を迎えることから、さらに20年、30年先の長柄町の持続的な発展に向けて、町民の皆様とともに新しい一步を踏み出すための記念事業の実施に向けた準備にも着手してまいります。

69年目の本年も、町民の皆様が長柄町の変化を実感できるまちづくりを、一意専心、全力

で進めてまいります。

それでは、令和6年度予算案について申し上げます。

まず、国においては昨年11月に、デフレ完全脱却のための総合経済対策を閣議決定しました。この中で、長く続いたデフレからの完全脱却を「明日は今日よりよくなる日本」を実現していくための最大課題として捉え、賃上げや投資が伸びる拡大好循環を実現することを目指すとしております。また、賃金上昇が物価高騰に追いついていない状況を踏まえ、国民に支援を行うことで、不安定な足元を固め、物価高から生活を守るとしてまいります。

本町においても、こうした国の考えと歩調を合わせ、令和5年度補正予算において、物価高騰に対する全町民への支援策として地域応援券の配布を講じてきたところであり、令和6年度においても、時期を捉えて支援できるよう準備してまいります。また、物価高騰の影響を受けている子育て世代への支援として、こども園及び小中学校における給食費の無償化を継続実施するとともに、子育て支援金事業も引き続き行ってまいります。

これらのことを踏まえ、昨年末に3か年実施計画を策定し、令和6年度についても、物価高騰の影響などを受け、一般行政経費が大きく増加する中、町民の皆さんへの負担を最小限にとどめるため、基金の活用等により、先行き不透明なこの状況を乗り越える予算といたしました。

予算の詳細につきましては予算審議の際にご説明をさせていただきますが、予算規模といたしましては、庁舎空調設備更新事業などの関係から、全体として増額となっております。

一般会計42億700万円、特別会計・企業会計20億9,110万円、合計で62億9,810万円、前年度と比較しますと、一般会計では4.7%の増となりました。特別会計につきましては、令和6年度から公営企業会計に移行する農業集落排水事業と浄化槽事業を除いた国民健康保険特別会計等3会計で1.1%の増、公営企業会計の下水道会計事業につきましては、移行初年度であることから前年度比はございません。

ここで、第5次総合計画の施策体系に沿って、重点取組事項をご説明いたします。

初めに、「ひとが自然と共生する快適なまちづくり」基盤の整備では、まず、まちづくりの一步として公園整備事業を開始します。子供からお年寄りまで、多世代の町民交流の場となる「あたらしい拠点」として、旧昭栄中学校の跡地を活用して、町民の憩いの広場を整備するもので、新年度はその基本設計に取りかかります。

昨年秋に町民を対象としたワークショップを2度開催し、参加者からいただいた様々なご意見を参考に、今後具体化に向けて進めてまいります。

次に、道路事業におきまして、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、橋梁長寿命化修繕事業や町道3033号線の道路改良事業等を継続して進めてまいります。特に新年度は広域最終処分場関連事業で、町道1153号線の改良事業も本格的に始まります。令和9年度の事業完了に向け、広域事業を、調整を図りつつ推進してまいります。

本町の動脈とも言える県道関係では、圏央道との様々な相乗効果などはもちろんのこと、近年増加している大型車の円滑な通行や歩行者の安全確保など、地域の皆様の安心・安全が図られるものであり、最優先の位置づけで県に対して要望してまいります。特に、主要地方道市原茂原線針ヶ谷地先局部改良事業など、継続中事業の早期完成に向けて関係機関との調整に尽力してまいります。

公共交通の確保では、今年度も路線バスの利用促進と路線の維持に努めてまいります。高齢者の外出支援、路線バス利用支援として、学生及び65歳以上の方を対象とした定期または回数券の半額助成を継続してまいります。

交通利便性の問題につきましては、町の最重要課題と捉えており、現状、バス回数券とタクシー券の助成事業と併せて実施しています。将来的負担等も勘案しながら、本町の地勢・特性に見合った新たな公共交通について、令和6年度中に事業制度をまとめ、令和7年度からのスタートに向けて準備を進めております。

一宮川流域治水では、河道改修や調整池等の河川整備を加速化させるとともに、水害に強いまちづくりのため、特定都市河川浸水被害対策法を活用することが一宮川流域治水協議会において合意され、令和5年1月に指定公示、同年10月1日に指定されました。町といたしましても、今後加速する浸水対策重点地域緊急事業に対し、しっかりと千葉県と共同の体制を取ってまいります。

地籍調査事業については、事業開始から13年目を迎えます。現地での境界立会いの業務は一昨年で町内全域を終了し、立会い成果の確認や法務局への申請など、最終的な登記完了までまだ数年は要します。早期の完全完了に向けて一層推進してまいります。

次に、「ひとが健康で支えあう安心なまちづくり」保健・福祉の充実では、まず新たに带状疱疹の予防接種を希望する方に対し、予防接種に要する費用の一部助成を新年度から開始します。予防にはワクチン接種が有効な方法の一つであることが知られており、50歳以上の町民を対象に令和6年4月1日以降、国内で承認されている2種類のワクチンのどちらかを接種した場合を対象に、費用の半額相当を1人1回に限り助成するものです。接種を希望される方への接種費用の負担を一部軽減することにより、带状疱疹発症と重症化を予防する対

策として、町民の健康維持に役立つ事業としてまいります。

次に、胃がんのリスク要因であるピロリ菌感染の早期発見・早期治療を目的として、新たにピロリ菌抗体検査費用の一部助成を新年度から開始します。これは、町の特定健診の集団及び個別受診の際に同時に実施する抗体検査費用が対象となります。1人1回に限り、40歳以上の方全員を対象とし、希望する方は500円で検査を受けられることとなります。さらに、国民健康保険に加入している30歳から39歳の若年層にも範囲を広げ、若い世代の健診受診率の向上及び胃がんのリスクの低減を図るなど、本町の健康事業の一つとして推進してまいります。

その他、先ほど触れました子育て支援金事業、介護職員初任者研修事業、健康ポイント事業、女性の健康サポート事業、介護保険事業、そして、高齢者等外出支援利用タクシー助成事業など、各種事業を切れ目なく継続して実施し、福祉の充実を図ってまいります。

次に、「ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり」教育・文化の充実では、まず、進行する少子化や人口減少に伴う今後の町内小学校2校の見通しについて、長柄町小学校のあり方検討委員会において現在協議も進んでおり、次回からは具体的な方向性について検討が始まります。今後も保護者・地域・関係機関などの意向を踏まえて、検討委員会の中で有益な話し合いを進めてまいります。

学校施設の改修事業では、長柄中学校において、昨年度整備済みの普通教室のLED化に引き続き、特別教室のLED化を行い、子供たちの学習環境の整備充実と光熱費の経費削減に努めてまいります。

また、昨年度から開始した休日の部活動地域移行について、長柄中学校吹奏楽部にて本年も引き続き実施してまいります。

加えて、4月から開始するコミュニティ・スクールでは、「地域と共にある学校づくり」を目指し、町内小中学校全てにおいて学校運営協議会を設置し、年3回会議を開催し、地域と学校で子供たちを育ててまいります。

未来を見据えたICT教育の推進は、町内の小中学校の児童・生徒一人一人に配備したタブレット端末と併せ、各教室に設置した大型電子黒板を活用した授業が日常的に行われています。今後も時代の要請に乗り遅れることのないよう教育環境の整備に努めてまいります。

コロナ禍で国際交流事業が4年続けて中止となりましたが、一昨年度から実施している国際交流語学研修事業を本年度も開催いたしました。千葉大学と連携し、海外からの留学生9名、スペイン、台湾、中国、メキシコ、シンガポール、ポルトガル、イギリス、ナイジェリ

ア、グアテマラと日本人の千葉大学生10名及び教員2名による授業が行われました。それぞれの国の言語や文化等を分かりやすく伝えていただき、実施後の生徒からは「勉強になった」「楽しかった」との意見が多く得られました。3年間の実績と評価から、長柄町独自の授業の一つとなった本事業は、新年度においても包括連携協定を締結している千葉大学との連携により一層の充実が図られることを期待しています。

新公民館は、駐車場をはじめとした外構工事も完了し、おかげさまで昨年6月にグランドオープンをすることができました。図書スペースの高い天井と自然光を取り込んだ造りは、開放的で落ち着いた空間と利用者から好評をいただいております。本町の生涯学習の拠点である公民館が、より多くの皆様に安心してご利用いただき、町民同士の交流や地域の絆を深める場となるよう、より一層サービスの充実を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進では、昨年5年ぶりに、第60回の記念大会となる長柄町一周駅伝大会を開催いたしました。令和6年度は今年度以上に参加チームを増やして開催できるよう期待しております。

最後に、冒頭に触れました給食費の無償化事業ですが、保護者の経済的負担を軽減することを目的として、新年度も引き続き子育て支援策の一つとして無償化を継続してまいります。内容といたしましては、こども園と小中学校の園児・児童・生徒分の給食費を無償とするものとし、来年度対象者数は合わせて404名を見込むものです。

次に、「ひとが清らかにうるおう美しく安全なまちづくり」、生活環境整備では、まず町営住宅の維持事業として、これまで屋根や外壁の塗装事業、また浴室のユニットバス化などを行ってまいりましたが、これに続き、本年度からは日吉団地鶉谷住宅のトイレの洋式化に係る設計を終え、来年度国の補助金を活用し工事を行うものです。事業戸数は60戸で、令和6年度に完了する見込みです。

また、人口減少対策、若い世代の移住定住対策の一環として、新たに宅地分譲事業を行います。場所は、旧昭栄中跡地の一部で、現段階ではこども園の西側を予定しています。来年度に設計を行い、工事及び分譲は令和7年度を予定しています。

なお、予定分譲数は13区画前後となる見込みです。

移住定住推進事業は、これまでと変わらず空き家・空き地バンクの運営や、SNS、ホームページ等を活用した情報発信、移住者及び移住希望者の相談、都市部でのプロモーション活動等、移住定住に資するコーディネートを継続して行ってまいります。

なお、町の防災行政無線の操作卓更新事業は今年度完了いたします。千葉県防災行政無

線につきましては、今年度の更新を予定していたものの、機器の納入の遅れなどから、令和6年度に改めて実施することとなり、その旨の通知とともに新年度内の負担金の予算措置といたします。

次に、「ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり」、産業の振興では、まず、茂原長柄スマートインターチェンジ周辺への産業誘導に向けて、来年度産業用地適地調査を実施します。初年度は、企業ニーズの把握をはじめ、事業化の可能性の検証を行う予定です。この事業は、千葉県と市町村が連携・協力して、産業の受け皿づくりを進める取組の一つで、後に、開発手段の具体化など、3か年で段階的に進めるスキームとなっています。企業の立地は、単に税収面のみならず、町民の働く場の創出や町全体の活性化など様々期待されます。2年後の圏央道県内全線開通の機会を捉えて、ぜひとも一步前進したいと強く考えております。

次に、一昨年5月の農業経営基盤強化促進法の改正により、5年後、10年後の農地の担い手や農地利用の姿を明確化する地域計画の策定が義務付けられ、農地利用の将来図となる目標地図の明確化が必要となりました。今年度から、一部地域での話し合いに基づく地域計画の策定が始まりましたが、新年度においては、全地域での計画策定に取り組んでまいります。

昨年、新規事業として開始した森林整備事業は2年目を迎えます。これまで事業として優先度の低かった里山整備ですが、本事業を継続していくことにより、森林・里山の再生が町全体に広がり、美しいふるさとづくりへと展開していくことを期待します。

次に、お米についてですが、稲作が中心である本町においては、食の多様化や人口減少などにより米の需要が減少し、米価が下落している状況は、お一人お一人の農業者にとって大変な問題であることを改めて触れなくてはいけないと思っています。省力化も高収益化ももちろん大切なことですが、中山間地域と言われる谷津田で耕作する我が長柄町では、その恩恵は多くは望めないことは明らかと言わざるを得ません。では、どうしたらこの町のおいしいお米を生業として維持継続できるのか。今こそ、そこに注力しなければならないと思うところです。

では、何ができるか。何が有効か。私は、米の高付加価値化、ブランド化に向けて、ほかの自治体などの先例も参考に、遅ればせながら調査研究を本格的に始めたいと考えています。例えば米コンテストに参加し、高評価を目指すなど、意欲のある町民や団体、または法人に対して販売強化に対するブランディングを支援し、高価格販売につなげ、結果として稲作農家の所得向上が図れるなどが考えられます。これは、新年度においては予算を伴うものではありませんが、ゼロ予算事業として取組を開始します。

その他、スマート農業の推進や経営規模拡大・低コスト化、また、鳥獣被害防止対策の強化、多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業の推進など、これまで同様に事業を継続してまいります。

町の特産品飲料「ながらとガラナ いろはにほへと」は、一昨年4月に製造した6万本をもって一旦事業を休止することとして、今年度分の製造は見送りました。おかげさまで好評をいただき、館山道市原サービスエリアや海ほたるをはじめとした100店舗のほかJR駅構内自動販売機などで販売をしていただき、「千葉の真ん中 長柄町」を多くの人に知っていただくこと、また話題にさせていただくなど、知名度向上の一定の成果はあったものと評価しています。今後、特産飲料の必要性や費用対効果など客観的事業評価を実施し、その上で事業の継続や在り方についてしっかりと判断してまいります。

次に、「ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり」、地域・行財政の充実です。まず、本町の地方創生総合施策と位置付けられた長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想の実現に向け、一つ一つ着実に取り組むことが重要と考えます。そのためにも、千葉大学との包括連携の体制を今後も継続し、新たな施策の創設や地域課題の解決など、千葉大学の持つ知的資源や人的資源、また、それら知的・人的交流を本町に最大限生かし、町の活性化を図り、魅力を開花させてまいります。

長柄町第5次総合計画は、来年度、前期基本計画（5か年）の4年目を迎えます。令和8年度起点の後期基本計画の策定に向け、新年度において町民アンケートの基礎調査を実施いたします。

次に、庁舎空調改修工事です。

役場庁舎は行政事務の取扱い、住民サービスの提供、災害時の防災拠点の場として、平成14年に建設されました。建設から20年余りが経過し、空調設備については可能な限り修理を繰り返してまいりましたが、フロンガスの規制や補修用部品の枯渇などから修繕のできない、停止状態の箇所が庁舎内で増加している状況であり、長柄町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減を図ることも踏まえ、空調設備の改修を行うものです。また、空調設備の改修に伴い、建築物の省エネルギー性能を評価するBELS（ベルス）の認証を受け、脱炭素化に向けた取組も行ってまいります。

次に、行財政運営について申し上げます。

まず、行政組織の見直しですが、現在の健康福祉課を健康保険課と福祉課に再編します。健康保険課には、町民の健康寿命の延伸を目的とした健診事業を行う健康推進係と、国民健

康保険・後期高齢者医療保険・介護保険を集約した保険係を置き、町民の健康に関する一体的な支援体制を整えます。また、福祉課には、包括支援センターを併設した福祉係と、妊娠から出産、子育てに関する総合的な支援を行う子育て支援係、こども園及び子育て支援センターの運営を行うこども園係を置き、福祉に関する様々な相談にワンストップで対応します。

今後も必要に応じて適宜組織機構の見直しを実施し、行政ニーズの多様化などに対応してまいります。

また、質の高い町民サービスを提供し続けるためには、施策を実行する町役場職員一人一人の力が不可欠であります。様々な業務において、町民の声に耳を傾けて、常に町民の目線で思考し、町職員一人一人が自ら考え、学び、行動し、困難な課題に取り組むことができる、そのような人材の育成に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業及び浄化槽事業、両特別会計ですが、国からの要請に伴い、令和6年度から公営企業会計へ移行します。これまでの官庁会計から、複式簿記を取り入れた公営企業会計に切り替わることにより、保有資産や現金残高、留保財源の現状を含む正確な経営状況の把握が可能となります。今後この結果を基に経営戦略の見直しを図ってまいります。

最後に、財政の健全化と財政基盤の確立について申し上げます。

本町では、これまでメリハリのある財政運営に努めるとともに、将来負担に配慮した持続可能な財政運営の確立を目指して取り組んできた結果、財政の健全化を示す指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は全て適正な水準を維持しています。

令和元年の台風・大雨災害に伴い、財政基金及び公共施設整備等基金を約5億円取り崩し復旧に当たったところですが、まずは元の次元に戻すべくこの4年間取り組んできたところで、昨年度末、基金残高が多少上振れするなど、被災直後懸念された状況は一旦回避できたものと考えております。

一方で、急激な人口減少問題への対応や公共施設やインフラの老朽化対策、DXをはじめとした行政のデジタル化、クラウド化、標準化など推進に伴う投資及び経常費の激増など、山積する行政課題を鑑みれば、財政健全化に向けた取組はいまだ道半ばと言わざるを得ません。また、原油価格や物価の高騰が続く中で、町税についてはコロナ禍前の状況に期待しつつも、不確実性が高く、今後の推移に注視していく必要があります。

ふるさと応援寄附金については、新たなポータルサイトの増設や、体験型返礼品の開発など、返礼品の充実に取り組むとともに、本町を観光などで訪れた方が店舗等で寄附できる店

舗型のふるさと納税の導入に向けた研究を進め、さらに、本町の魅力を感じながら、その場で返礼品が受け取れる新しい仕組みを検討するなど、多くの皆様に本町を応援したいと思っていただけるよう取り組んでまいります。

今後とも財政の健全性に配慮しつつ、事務事業の見直しにより経常的経費の増加を最小限に抑え、限られた財源を効率的かつ効果的に活用していくとともに、中長期的な視野に立った財政運営を行ってまいります。

以上、新年度における重点的取組事項を述べさせていただきました。

結びに、役場庁舎の西の端に立派な梅の木があることはご存じかと思います。本町の町の木が梅であることから、現在の庁舎が建設されたときに植えたものと聞きました。1本の木の中に紅白の花を咲き分けることができる樹種で、その名も「思いのまま」というそうです。遅咲き種と言われるその梅は、今、一年に一度の盛りのときを迎え満開に咲き誇っております。町長就任から1年半となりました。慣れてきた頃と、最近、近い人たちに言われますが、惰性やマンネリはまさに大敵。「日に新たに、日々に新たに、また日に新たなり」。昨日でもない、あしたでもない、一生に一度しかない今日という一日を大切に生きるため、昨日よりは今日、今日よりはあした、さらに行いや考えを向上させるよう心がけなければならない。この場に立ち、改めて今自分自身に刻み込みます。

長柄町は、都会に近い自然豊かな町として、これからも発展していく伸び代いっぱいの町だと思っています。町民の皆様の「思いのまま」、「心に思うとおりの」。「無限の可能性を持つ町 長柄町」の未来の発展に向かって、これからも町政運営のかじ取り役として、町民の思いに寄り添いながら、粉骨砕身、町づくりを力強く進めていくことをここに固くお誓い申し上げます。

議員各位並びに町民皆様には、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で町長の施政方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡単に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

---

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いたします。

初めに、傍聴の皆様、早朝よりご苦労さまでございます。ご参加いただきありがとうございます。

今年最初の議会となります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、元旦に発生した能登半島地震、2日に発生した羽田空港での事故の発生から2か月となりました。亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今後も被災地の皆様の一日も早い復旧・復興を願っております。

また、2月27日から千葉県内で地震が相次いでいます。気象庁は、東日本大震災のひずみの残りが千葉県東方沖にあり、完成すればマグニチュード8クラスの大地震が起きるおそれもあると言われております。今後の地震に注意してほしいと呼びかけておりますので、この数日から数週間は、避難場所や避難経路、備蓄品の確認など事前の備えが必要だと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので一問一答方式で質問をさせていただきます。  
最初に、1項目め、子供たちの通学路の安全対策についてお伺いいたします。

本町では、長柄町通学路交通安全プログラムに沿った通学路の合同点検を毎年実施しております。この合同点検では、小中学校ごと危険箇所を点検し、必要な安全対策メニューを検討し、さらに検討した安全対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図り、通学路の安全確保に取り組んでおります。毎年要望されております長柄町内通学路の危険箇所に挙げられている場所の対策についてお伺いいたします。

まず1点目、県道市原茂原線の通学路の整備についてお伺いいたします。

県道市原茂原線が通学路に指定されております。日吉小学校へ通学する児童は、この通学路を徒歩で通学するしかありません。歩道が整備されているので安全が確保されているように見えますが、縁石ブロックで分かれているだけです。規制速度50キロで走っている車はほとんど見かけません。幾ら歩道があっても、何トンもある車、特に大型トラックも速度制限を超えて走る車も多く、ハンドル操作を誤って歩道に飛び込んできたら、縁石ブロックなど何の役にもならず飛び込んでいきます。

今まで、県土木事務所立会いの下、合同点検で挙げられている中には、児童・生徒の通学路であるが、歩道にガードレールが設置されておらず危険である、交通量が大変多い、歩道が狭く水田との段差があり転落の危険性がある、交通量が多く、スピードが出る直線であり、車道側にガードレールの設置をお願いしたい、転落防止柵の設置、車道側にガードレールの設置をお願いしたい、大型車が来ると車両との接触のおそれがある等の要対策箇所が挙げられております。予算がかかること、優先順位もあると思いますが、県道市原茂原線の通学路の整備についてお伺いいたします。

2点目、県道長柄大多喜線、長柄山地先の狭隘区間の整備についてお伺いいたします。

長柄大多喜線の長柄山地先地区につきましては、過去に道路改良、改築が行われたものの、一部区間について未整備のまま数十年が経過している状況です。現況道路は狭隘で、特に朝夕の時間帯に路肩を歩く児童・生徒や高齢者は、毎日危険と隣り合わせの状態を強いられております。このような状況を解消すべく、地域として道路整備の要望について切にお願いしたく、長柄山自治会の皆様の署名を添えて、令和2年に千葉県長生土木事務所に、月岡町長にご一緒いただき陳情をいたしました。また、毎年町長より要望を県にさせていただいているとお伺いしていますが、県道長柄大多喜線の狭隘区間の整備についてお伺いいたします。

最初の1項目めの質問を終わりにいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 本吉議員の質問にお答えします。

子供たちの通学路の安全確保に関するご質問の1点目の主要地方道市原茂原線の交通安全対策では、毎年行われる通学路合同点検においてもご指摘をいただき、道路を管理する千葉県長生土木事務所とも現場状況の共有は図れており、歩道と車道を分離する構造について、基準にのっとった構造でない箇所や未整備区間があることも承知しております。

また、2点目の県道長柄大多喜線の長柄山地先においては、幅員も狭く屈曲しており、歩行者にとっても非常に危険であることから、当該箇所の拡幅について、県に対し以前から要望していることは議員もご承知のことと存じます。

本町は鉄道もなく、道路は非常に重要なインフラでございます。本件のみならず、本町の動脈となる県道の整備については、関係各所に対し、なお一層強く要望してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

1点目の、針ヶ谷の通学路では、歩道脇が崩れていて、三角のポールがずっと置いてあるような状況があります。この対策ということで、工事はどのような状況になっているのかということで、まずは1点目お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えさせていただきます。

ただいまのご質問にありました部分的な不良箇所でございますけれども、手前どもも承知してございまして、県のほうにはご連絡をさせていただいておるところでございます。基本的には、そういう局所的なものについては個別に対応させていただきたいと思います。

しかしながら、先ほどご質問にもありましたけれども、路線的な要望というふうになりますと合同点検等で対応させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） もう何か月もこのままの状態になっておりますので、合同点検のときにといで、今答弁があったと思いますけれども、子供たちの安全ということを考えますと、ぜひ早めに工事をしていただきたい、整備をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

先ほど町長から答弁もありました主要道市原茂原線の針ヶ谷地先には局部の改良事業が進められておりますけれども、そこは早めによくなるんではないかなというふうに思ひますけれども、その先ということをしかりと考へていただきたいなというふうに思ひております。

あと、今年に入りまして、日吉の派出所前のガードパイプがある場所ですけれども、事故がありました。最近補修されましたけれども、ガードパイプがあつて大変な事故だつたと思ひます。今回は冬休みの期間であつて、登下校の時間に事故があつたらと思つると大変な事故ではないかなと思ひます。その先のガードパイプが切れた場所から、縁石ブロックの高さが低くなつております。普通の縁石よりも低くなつております。そのような場所に対しての対策というのはどのように考へているのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願ひします。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 繰り返しのお答で大變恐縮ではございませうけれども、先ほどご質問にもありましたとおり、合同点検では路線的なご要望はさせていたでいておるところでございませう。しかしながら、今ご紹介にありました部分的なところについてはなかなかその整備は進んでいないというのが現状でございまして、私たちも承知しているところで

先ほどのお答と同様になつてしまひませうけれども、そういった部分的な残りについては、機会を捉えながら、個別に管理者に対し要望してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） なかなか難しいということであると思ひますけれども、例えば危険と思はれる箇所には、予算もかかることだと思ひますけれども、縁石に反射板をしかりと設置するということ、今までオレンジの、ちょっと車のライトで反射するような反射板が置いてあるところがあると思ひますけれども、もう少し目立つ、ブルーのほうがよく目立つんではないかなと思ひますが、その辺は対策として何とかならないものなのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

あとは、要対策箇所でも、部分的なものということもあるかもしれませんが、路面標示ということも考えられるのではないかなと思うんです。速度の注意喚起だとか、そういう標示もできると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） まず1つ目の歩道に反射板の設置でございますけれども、これも度々のお答で大変恐縮なんですけど、またそういった機会にそういったご提案があったということ、併せて伝えてまいりたいと思います。

それから、路面標示でございますけれども、路面標示には減速マークというのは確かにございます。ただ、減速マーク自体が、例えばカーブの部分であるとか、横断歩道の手前であるとか、それは横断歩道があるよというような意味での減速指示の標示でございますけれども、そういったものがあの直線区間に適するかどうか、このあたりは警察のご意見もございまして、管理者は千葉県でございますけれども、千葉県のほうでそれができるかというところの検討が必要だと思います。この辺も機会を捉えてその辺のお話をさせていただければと思いますので、何とぞご理解のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すぐには道路改良することは難しいということであると思っておりますけれども、警察の取締りの強化と、例えば近年では移動式オービスという、場所も人もほとんど必要としない取締り機が配備されているところがあります。特に朝夕などの通学時間帯を中心に取締り強化をしていただけるように要望したいと思います。そうすることで、ドライバーが速度を落とす効果も期待されると思っておりますので、いろいろな対策も限られるかもしれませんが、子供たちが巻き込まれる悲惨な事故が起きてからでは遅いと思います。なので、ぜひとも関係者に連絡をする、また提案をしていくということでお話があったと思っておりますけれども、子供の安全ということを考えたときに、事故が起きてからでは本当に遅いということをしつかりとまた言っていただきながら、ぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願います。そのことに対してはどうでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご意見ありがとうございます。警察のほうへ、規制についてとなりますと、別件でお願い

しに行くと、なかなか厳しいことも言われることが多くて、なかなか難しいのかなというふうにも思いますけれども、それこそご意見を頂戴しましたので、機会を捉えてその旨お伝えしていきたいというふうに思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひよろしくをお願いします。うるさい議員がいるということで伝えていただければと思います。

あと、2点目の県道長柄大多喜線では、町長も毎年毎年言っただいております。地域の自治会の皆様も協力いただけるとの了承もいただいておりますので、一日も早く安全に通ることができる道路整備をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、2項目めにいきたいと思います。

文科省は、新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策についてを踏まえ、学校運営協議会の設置、コミュニティ・スクールの努力義務化や、その役割の充実などを内容とする法律が改正されました。本町の教育委員会でも、令和5年度版の学校における働き方改革に係る基本方針にもありましたけれども、地域社会等のさらなる連携を推進するため、令和6年4月1日を目途にコミュニティ・スクールの導入を準備していくよう努めるとありました。

そこでお伺いいたします。4月開始に向けたコミュニティ・スクールの進捗状況をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

教育長、石川和之君。

○教育長（石川和之君） ご質問にお答えします。

コミュニティ・スクールの進捗状況についてですが、まず、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置している学校のことで、その目的は地域と共にある学校づくりです。

本町においては、本年4月1日からの導入に向け準備を進めているところです。特に今年度、令和5年度、コミュニティ・スクールへの理解を深めることを目的に、校長を通じて関係資料を配付し、各校で研修会や協議会を開き、検討がなされました。

昨年8月には、町研修会で県の教育委員会から講師を招聘し、コミュニティ・スクールの仕組み、運営方法等について全教職員が理解を深めました。それと並行して、町教育委員会が作成した規則や要綱を各校に示し、見通しを立てさせ、秋には実施計画などを作成しました。

続いて、コミュニティ・スクールの核となる学校運営協議会の組織づくりを行っていただいております。学校の実情に応じた組織づくりを行い、その開催回数や協議事項等について検討し、次年度の年間計画の中に組み入れるとともに、委員の選定を行っている最中でございます。そして、保護者や地域へのコミュニティ・スクールの周知を行い、理解や協力をお願いしているところです。

近年、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化・多様化に伴い、学校だけでそれらを解決することが困難になっております。その解決に向けて、コミュニティ・スクールを導入することにより、地域と学校が一体となり、社会総がかりの教育を実現させていただきたいと思っております。

以上、本吉議員の答弁といたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきたいと思えます。

昨年度、令和5年度でいろいろな協議をされてきたということでお伺いさせていただきました。その中で、学校運営協議会の委員会の人数や構成も考えてきたということでありましたけれども、どんな役割を考えているのかお伺いしたいと思えます。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

まず、協議会の構成ですが、委員としては地域住民、児童・生徒の保護者、校長、教員及び事務職員、そして学識経験者等が掲げられています。

次に、人数ですが、長柄町教育委員会作成の要綱第3条では、協議会の委員の数は15名以内となっております。なので、各学校からは今年度12名の名前が挙がっています。

最後に、役割ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条においては3つ示されています。1つは、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。2つ目、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができる。最後に、教職員の任用について教育委員会に意見を述べるができるとなっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 15名以内となっているということで、10名ぐらいということであると思えますけれども、もう人選はお済みなんですか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

3校からは12名の名前が挙がっております。5月の任命に向けて、この後粛々と準備を進めていきます。名前は挙がっています。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） そうしますと、学校運営協議会が設置されますと、今までの学校評議員というのはどうなるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

既存の学校評議員制度は、コミュニティ・スクールへと発展的解消を遂げると考えます。なので、令和5年度をもって終了となります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） コミュニティ・スクールを立ち上げるまでに、今まで協議会等で話し合われてこられたと思いますけれども、メリットやデメリットというのが、そういうことでお話がされたと思うんですけれども、どんなことがあったのか、できれば教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えいたします。

まだ、コミュニティ・スクール自体は、長柄町は導入していませんので、他地区のコミュニティ・スクールを導入したところの成果、メリットと課題ということで話し合っています。例えば、成果としては教職員の負担軽減につながっている学校もあります。具体的には、ある学校ではふるさと学習をテーマに総合的な学習という時間の中で、地域の方の人材を見つけたりする作業を、以前は教職員が自らやっていたのですが、コミュニティ・スクール制度を導入することで、そのお仕事をやってくださったり、日程調整等、教員の負担軽減につながっている学校もあるそうです。また逆に、課題としては、学校運営協議会の核となるコーディネーターの人選が非常に難しいと、1年間を通してなかなか人選が難しいという課題も聞いております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進ということで、地域コーディネーターというお話が今あったと思います。活動というのは、具体的にどのような形を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） まだ始まっていないので明確なお答えはできませんが、先ほど教育長からあったとおり、地域と共に歩む学校を目指すことを念頭に話合いが行われています。学校に対して建設的な意見が言える方を集めていますので、その中で、先ほど具体的な例を言いましたけれども、地域の学習やいろいろな地域人材ですか、発掘しながら、よりよい学校へと進めていければと思っています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 本当に成功したら素晴らしいなというふうに思います。コミュニティ・スクールを導入して、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させて、地域と学校が支え合い、共にまた成長し、また活性化していく教育体制づくりをこれからしっかりとしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3項目めにいきたいと思います。令和7年度より開始予定と聞いております（仮称）高齢者外出支援タクシー事業についてお伺いいたします。

本町の高齢化率も43%を超え、高齢化の独り暮らしの増加、民間路線バスの減便、町内巡回バスの運行がなくなり、高齢になっても、障害があっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買物などに伴う移動、外出が欠かせません。本町は、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、福祉車両を利用した福祉有償運送事業を開始、また、高齢者等の外出支援事業、路線バス利用促進事業も開始されていますが、日常生活における高齢者の利用者の利便性向上にはなかなか厳しいものがあると思います。使いやすく、安全な移動手段を確保することは、これからの人口減少、高齢社会において重要な課題だと思います。

そこでお伺いいたします。令和7年度より開始予定と聞いております（仮称）高齢者外出支援タクシー事業についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 質問にお答えします。

令和7年度から開始予定の（仮称）高齢者外出支援タクシー事業についてですが、本町では平成29年度から現在の高齢者等外出支援事業を実施しており、対象者を高齢者、障害者、妊産婦としております。

ご質問の令和7年度から実施をしようとしているタクシー事業については、先日の議会勉強会でもご説明をしたところですが、私自身の思いとしては、高齢者の日常生活における交通の利便性を高めたく、検討を始めているところです。

国土交通省が示す様々な輸送手段を考慮し、本町の公共交通計画に取り込み、実施に向けて前向きに検討するように担当課へ指示を出したところです。

細かな事業内容においては、令和6年度に検討・調整し、住民に十分な周知を行った上で、事業を実施したいと考えております。

今後も限られた財源の中で予算を確保し、住民の福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 令和6年度から検討・調整し、住民に十分な周知をされていくということであると思います。周知をして事業を実施するということで今お話があったと思います。

再質問としまして、昨年12月に開催されました地域公共交通活性化協議会では、どのような協議をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 交通会議のほうを担当しておりますのは企画財政課ですので、私のほうからご答弁申し上げます。

どのような内容だったということのご質問なんですけれども、まず第一に、今回どういうことをこの会議のほうに諮ったのかということなんですけれども、国交省が認めております地方公共団体、ここで言う長柄町なんですけれども、長柄町がお金を出して、人を無償運送するということについての事業を開始したい旨、このあたりを会議のほうに諮りました。この無償で外に出すということになりますと、様々道路運送法とか法律に抵触するということもありまして、この会議を経てということが重要となってくると、そういうようなことからこの会議に諮ったところです。

ちなみに、この会議のメンバーですけれども、交通事業者関係が入っておりまして、千葉県バス協会ですとか、タクシー協会、それからこの辺でいいますと、ご存じの小湊鐵道さんですとか、そういう事業者さん、それから土木事務所だったり、県の警察だったり、町の中からも大勢参加していただきました。あと、国・県の交通関係の関東運輸局の関係の方なども対象となっております。

そのようなことで、一旦、その辺もお諮りした中で、どうしても、今冒頭言いましたように、問題があるよというご意見が、バスの関係者からはございました。また、タクシーのほうからもございました。

ちなみに、バスの関係者の方からは、国交省の資料には確かに無償運送を行うことができるというふうに明記がされているけれども、これを実行した場合、さらにバスの需要が減ってしまうと。バスの利用者数が減少すれば、バス事業者が国からの補助金を受けている現状、受けられなくなるというリスクがありますよという内容のものでした。それからまた、タクシーのほうの関係者からは、無償運送というのは経済を壊してしまうんじゃないのかと。タクシー業界としても同じ意見で反対であると。バスもタクシーもよろしくないよという反対の意見はございました。

これに対しまして、町、私どものほうとしては、協議会の場できちんとしてご説明をしてご理解いただかなきゃいけないという立場もございまして、先般の議会の説明会の中でも皆さんにご説明した内容と同じなんですけれども、ちょうどこの12月26日の会議の日の前の日の千葉日報の記事にも出ていたんですが、2050年、あと20年と少したつと、本町の人口は今の約半分に減ってしまうと。20年ちょっとでまた半分になってしまうよというのが社人研で出ているというようなこと、千葉県全体でも59万人が減少するという、そういう内容の記事でございました。59万人というすごい人数でございまして、長生郡、市原市、山武郡市の皆さんがみんな空っぽになるぐらいの人口減ということになるかというふうに思います。

要するに、この地域全体の人口が残念ながら減少の一途であって、今後ますます今以上に減便や廃線が進行していくということは明らかであると。実際に、大津倉線のバスにつきましては、数年前まで1日6便あったものが、現在朝晩の2便だけに減っているということのお話をさせていただきました。

これが現状でありまして、ますます今後不便になっていくというのが目の前に突きつけられている、この状況の中で、バスが赤字なので何とかこのままで、1日2便で町民に我慢してもらおうんだという議論は、私たちとしては成り立たないということを申し上げました。

そういうようなことで、移動手段がなくなるということは、町民にとって住み続ける価値の低下、そこに至ってしまうというようなこと。それと、行きたい場所は、町内巡回バスとか、もう十何年間やりましたけれども、やっぱり町内ではなくて町外、茂原市さんですとか、市原市、近くですとちはら台とか、あすみが丘とかございますけれども、長柄町はありがたいことに少し周りに大きな市街核がありますので、そういうところに出ていって買物をする、病院に行く、こういうことを望んでいる人たちが多いので、ぜひ、外に出るということに対する無償化のところについてのご理解をいただきたいというふうに説明をしたところでございます。

結果といたしましては、長柄町公共交通計画の素案を全会一致でご了承いただきましたが、議員の今のご質問の趣旨かどうかは分かりませんが、会議の中としては、交通事業者は一生懸命頑張っているんだから、あまりよろしくないよという率直なご意見もいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） そうですね、交通事業者の皆さんに対しましては、本当に大変な状況になるのではないかなというふうにも懸念されます。ですが、この長柄町に関しましては、外に出る、無償化の高齢者の外出支援タクシー事業というのは本当に必要なことだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

その中で、利用者についてはどのような方たちを考えているのかお伺いできればというふうに思っております。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 利用者につきましては、今町長の答弁にもございましたけれども、確定的なところではないんですけれども、町長のほうの思いとしては、所信表明等でも言っていたと思うんですが、75歳以上の方の希望者に対して、外に出るということで考えていると。これをのべつくまなくというか、多くしてしまいますと、本当に民業圧迫になってしまいますので、本当に真に困っている方ということで引かせていただきたいと思います。その場合に、障害者の方ですとか、その介助者の方とか、そういうような方をいかにすべきか、そして現在行っているタクシー利用券のほうの事業との整合というんですか、両方を同時に進めていくというのは非常に合理的じゃないので、その辺の線の引き方を今後どうしていったらいいのかとか、目的地はどこにすべきかとか、あっちもこっちもみんないいよと

言いたいところなんですけれども、お金がいっぱいかかってくるというのは間違いのない話ですので、その辺の線の引き方をどのようにしていったらいいのか、このあたりを令和6年度中に、早急に煮詰めていきまして、できれば早い時期に、なるべく寸前じゃなくて、町民の皆さんにその辺の周知ができる期間を設けた上で、事業に着手していくと、こういうふうにご検討しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） そうですね、これからまた目的場所だとか本当に大事なことだなというふうに思います。目的だとか、また、乗車に関しては何回でもいいのかということもあると思うんですけれども、その辺も、今までのタクシーチケットから考えますと、これから協議をしていくということでもありますけれども、今までは年間、一般の方では、75歳以上の方では4万8,000円ということだったと思いますけれども、その辺というのは、答えられる範囲で、何回でもいいのかお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まさに今おっしゃられた部分が、無償だからといって、極端な話が毎日のように利用するというような方が出ないとも限らない。そうすると、ある特定の人のための制度になってしまっていて、なかなか回っていかないということが当然出てくるかと思っております。

通常考えているのは、病院の通院ですとか、薬局に薬を取りに行くこと、それから生活日用品、長柄町の中にスーパーはございませんので、市外のスーパーなどにお買い物に行く、このぐらいまでは一旦考えてもいいのかなというふうに考えておりまして、例えば娯楽系のカラオケに行って元気になってくるんだぞと、目的はいいんですけれども、娯楽の場合にはちょっとこれはあかんのではないかみたいなことをするとか、そういうことも必要なのかなというふうに思います。それらも含めまして、これから様々、いろんな聴取をしながら進めていければと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） そうですね、目的場所だとかというのはしっかりとまた検討していただければと思いますが、福祉センターだとか、また役場に来るのにもタクシーを使っておられる方、また公民館活動もタクシーを使っておられる方もいらっしゃいますので、その辺も

よく検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、試行期間というのも考えてはいらっしゃると思うんですけども、6年度に協議をしていくということですけども、試行期間とかはどのような形で考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ありがとうございます。まさに、町民の巡回バスを平成12年だったかに始めたときもそうだったんですけども、こういう交通事業というのは、繰り返していきの中でブラッシュアップしていくものだというふうに思いますので、令和7年度に開始をしますけれども、一般的に言います試行期間ということで始めまして、利用者のご意見とか、様々ないただいていく中で、より皆さんに効果的に評価していただけるような事業となるようにということで、当面は試行期間中というのが継続していくというふうに我々としては考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今、ドライバー不足というふうな形もいろいろと言われております。また、町が主体となって、利用者が一切負担しない形式の乗合輸送、運行ということだと、一日も早く高齢者等の移動手段を確保することもできるようによく協議をしていただいて、お願いしたいと思います。

また、関係者の方も一応は理解していただいたということでお話があったと思いますけれども、安心して利用できる交通サービスを推進していただきたいというふうに思いますので、要望させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、4項目めにいきたいと思います。

天災は忘れた頃にやってくる。今では、天災は忘れる前にやってくると言われております。地震や台風などの自然災害は、その被害の恐ろしさを忘れたときに突然襲ってくるものです。

まさしく誰もが予想しなかった今年の元旦の能登半島地震です。誰もが目を疑うような光景でした。大きな災害が発生すれば、車はおろか、バイクや自転車でもたどり着けない山間部など、交通困難地と呼ばれるような場所で暮らす人も、この小型無人機を使えば物資を届けることができます。能登半島地震の被災地でも、ドローンが物資の配送で活躍しておりました。道路に大きな亀裂が入るなどして交通網が寸断され、物流が困難になった石川県輪島市は、ドローンにより被災患者の避難所となっている小学校や公民館に医薬品を届けたり、

物資の配送をされておりました。

本町でも、令和3年1月に無人航空機ドローンを、災害時等の状況把握のため、株式会社合同資源様よりドローン小型機2台と、ドローン大型機2台の4台を寄贈していただきましたが、ドローンについて、どのように活用されているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ご質問にお答えします。

ドローンは、令和3年1月に、災害時の被災状況調査に役立ててほしいと株式会社合同資源より大型機、小型機、各2台を寄贈いただきました。

このドローンは空撮を主な目的としているため、災害により発生した土砂崩れなどで道路が寸断され現地に直接行けない場合などの被害状況の把握のための空撮を想定しています。

現在、職員の操縦士資格取得者は5名おり、有事の際に備え、空撮や飛行訓練を行っておりますが、昨年9月の災害時は、道路の寸断や孤立集落等が発生していないことから、ドローンを利用した空撮は実施しておりません。

また、ドローンは気象状態に影響を受けやすく、悪天候では、防水加工がされていないことや、風速5メートル以上の風で飛行が不安定になるとされており、国土交通省航空局のガイドラインにより飛行制限がされております。

近年、ドローンは、農林水産業をはじめ様々な分野で活用が広がっており、1月に発生した能登半島地震の被災地では、被災状況の確認等に活用されたと報道されています。

本町のドローンについても、ほかの活用事例を参考として、活用方法をさらに研究してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

本町では、国家資格の一等無人航空機操縦士、また二等無人航空機操縦士を持っている方が5名いるということでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） それでは、お答えいたします。

先ほどの町長の答弁のとおり、研修講習を受けて5名の方が資格を取得したということでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すばらしいことですね。そういう研修があって、これ一等ですか、二等でしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 一等か二等かについては、ちょっと今手元に資料がなくて分かりません。大変申し訳ありません。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 昨年9月の大雨の災害のときには、道路が寸断されていないから使わなかったということであったと思いますけれども、災害等が、浸水、冠水したところだとか、いろいろあったと思うんですけれども、そのときは風だとか、悪天候のときは使えないということであったと思うんですけれども、その後は、ほかの土砂災害だとかそういうときには使われたんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 答弁のとおり、昨年9月8日のときは使っていない状況でございまして、水が引いた後、現地に行って延長を測ったりだとか、そういう作業もございまして、直接行ける場合は直接現地に行って調査をしたということでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） せっかくドローンを頂きましたので、何か今までドローンを活用してしたことというのはあるんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 今回頂いたドローンは空撮専用ということになりまして、基本的には空撮しかできないものだと考えております。使ったことがあるかということでございますが、当然定期的に訓練しておりますので、そういうときに使ったりとか、あと公民館が昨年できたときに、一応空撮して写真に収めたということで使用させていただきました。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 今回、今までは日本では、無人地帯に加えて、2022年の12月の改正航空法の施行で、住宅地などを含む有人地帯でもドローンの目視外飛行が可能ということになりました。本町の対応としては、その辺は考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 災害時は別といたしまして、通常時に、いろいろな人様の土地の上空とか、やっぱりプライバシーの観点とかもございまして、なかなかどこでも好き勝手に行って撮影するというのはできないものと承知しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 2022年の12月の改正法の施行では、無人地帯では二等無人航空機操縦士以上、また有人の地帯では一等無人航空機操縦士の資格を持っていれば大丈夫ということになっておりますけれども、その辺はご存じでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） すみません、先ほどの議員さんの答えにも適切に答えておりませんが、一級、二級の区別も分からないものですから、その辺についてはお答えできないものと承知しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） そうしましたら、災害時、またこれからもいつ起こるか分かりませんが、せっきくドローンがありますので、そのドローンを活用しながら、皆様の安全を守っていただきたいと思っております。

今後、いつどこで起こるか予測できない自然災害のために、今からドローンを活用できる準備を強く要望していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ活用していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に5項目め、防災・減災対策についてお伺いしたいと思います。

令和元年、昨年9月8日の台風第13号の大雨により、立鳥、鶺谷、国府里、長柄山などの数か所で河川の氾濫等による土砂被害や床上・床下浸水被害が起きております。近年、自然災害が激甚化、頻発化しているため、今後の水害リスクの増大に備え、行政が河川流域の住

民と連携して対策を講じる流域治水対策など、町民の皆様の安全・安心を第一に考え、生活できる基盤づくり、防災・減災対策が求められております。

そこで、1点目お伺いいたします。これらの被害について原因を把握し、原因の解消についてどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、土砂の流入による被害や床上浸水被害は、その後の生活環境にも大きな影響を及ぼし、健康面などの二次的な被害も予想されます。一方で、復旧費用などは非常に多額となり、一度被災すると退去などの人口流出も考えられるので、それらに対する手当てを考慮する考えはないのかお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ご質問にお答えします。

防災・減災対策について、1点目の令和元年及び昨年9月の豪雨による被害については、日雨量が300ミリを超える大雨により大規模な土砂崩れや河川の氾濫、内水が発生し家屋の浸水被害が発生したものと推測されます。

現在、千葉県が管理する一宮川水系では、令和元年の降雨を目安に住宅の床上浸水被害をなくすべく、令和6年度までに中下流域の整備を、令和11年度までに上流域の整備を推進しております。

また、長柄山地区を上流部とする市原市を流れる村田川水系神崎川は、現在市原市が事業主体となり改修事業を進めておると伺っています。

いずれも早期に効果が発揮されることを期待するものであります。

本町においては、令和4年に長柄町浸水警戒区域に関する条例を制定し、浸水が想定される区域に新たな建築のルールを定めるとともに、流域治水の理念の下、ためる、流す、受け流す、逃げるの4本柱について、その方向性を検討しているところです。引き続き千葉県と連携し、浸水被害の軽減に向け努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

2点目の復旧費用に対する手当てでございますが、防災の備えとして自助・共助・公助の3助がございます。ご提案の手当てについては、主に公助に当たる部分と考えますが、昨年9月の災害では、災害救助法の適用を受け、住宅被害における罹災の判定が準半壊以上と判定され、復旧工事を希望された被災者の方々について、応急修理の対象となる施工箇所を町が発注し、費用負担の支援を行いました。また、町独自の制度として住宅敷地内の土砂撤去

費用の補助や災害見舞金として浸水被害を受けた被災者の方々に見舞金を支給いたしました。そのほかにも、被災された方々の個別相談に丁寧に対応すべく被災者支援室を設け、被災者に寄り添った支援に心がけたところです。

議員ご提案の町独自の新たな手当てについては現在のところ考えておりませんが、他の自治体の事例を参考に研究してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、この地域の水害被害が起きた原因、その原因を町は把握しておりますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

各所で洪水が起きたということで、それぞれにその原因があらうかと思えます。それは、町長が先ほど申し上げましたけれども、今申し上げた外水であったり、内水であったり、水障物であったりということだと思いますが、まずもって、当時の雨は日雨量が300ミリを超えるような大きな雨であったということは、流下能力以上の雨だったということが大きな原因であるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 各所の原因ということでは言われておりましたけれども、流下能力がなかったということであったと思います。具体的に、何地域は何がいけなかったのかということとは把握されているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

申し訳ございません、場所場所に原因があるということは、今申し上げたとおりでございますけれども、推定しかできませんので、厳密にその場所に行って、現実的にそこに何があって、どういうふうになったかということは、残念ながら分かりません。ただ、今申し上げたように、日雨量300ミリを超えると、当然もう河川が、外水があふれてしまうというのは、本町の庁舎から見える一宮川については目視でできてございますので、明らかに通水断面が足りないというふうに考えるところです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） 基本的に、原因を把握していないと、河川に竹が詰まったりとか、例えば県道の国府里に関しましてはコメリ側に水が行って、入ってしまうとかということがいろいろあると思います。その原因というか、水害被害の原因の根本的な把握をしていないと、全てが解消できないのではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

議員がおっしゃることはよく分かるんですけども、じゃ、それを解決したから、その断面では流れない雨だったわけです。ですので、確かに水障物を解消する必要性は考えなければならぬとは思いますが、その降雨全てを河川内で流すということは、現状ではできませんし、それを可能にするためには莫大な費用と非常に長い時間を要してしまうと。それをどこまでしていくかということが流域治水の理念であって、一時的にためるとか、ゆっくり流すとか、そういったことを踏まえた上で、危険を感じる時には速やかに避難していただく。これが流域治水の理念でございますので、現状では残念ながら、全てその降雨に対応できる設備、施設を整備することは困難であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ということはとても難しいことだなというふうに思います。流域治水の理念ということでお話がありましたけれども、反省点とか減災のためのさらなる検討課題というのは、あったことに対して、小榎本だとかは2回目の調整池だということを考えたりとかしてきたんだと思うんですけども、鶯谷とか針ヶ谷地域は一宮川流域での治水対策の取組で、水害の解消、軽減ができるということでやっておりますけれども、国府里だとか長柄山地域は根本的な解決策を、今原因を把握しないと解決ができないのかなというふうに思います。この雨の状況だと、なかなか河川内では吐き切れないということでもあったと思うんですけども、その原因を把握して、そのための対策をどのように考えるかということが一番大事ではないかなと思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君に申し上げます。

申合せ時間が過ぎましたので、最後の答弁とさせていただきます。

答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今お話がありましたように、一宮川にあっても、豊田川の関係、国府里地先、味庄地先でございます。それから、議員がお住まいの長柄山地区の洪水対策ということでございますけれども、先ほどから申し上げて大変恐縮なんですけれども、やはり中下流域の整備が進まないと、なかなか上流域の整備に追いついてこないというのが現状であろうかと思えます。

豊田川につきましては、幸い一宮川水系ということで、現在、ご承知のとおり県が主体となって整備が進められておるところです。しかしながら、残念ながら長柄山地区を上流部とする村田川水系については一旦整備は進んでおるようでございますけれども、現在も神崎川のほうがり原市さんのほうで整備しているというふうに向っております。

抜本的な解決ということになりますと、上流部の整備、一定以上の、ある程度の水が流せるような整備ということになろうかと思うんですけれども、繰り返しになって恐縮なんですけれども、それをしてしまうと、今度は一旦また中下流域に被害の拡大するおそれが出てしまうと。川は、いたちごっこじゃないですけれども、こうしたら全て収まるというところはなかなかなく、具体的に申し上げるところがなく非常に恐縮なんですけれども、あとは、せんだってといいますか、去年の暮れなんですけれども、町長のほうも、こういった被害軽減をご自身でなさる方がいる場合に、何とか県のほうで手当てができないものかどうか、こういったものも含めて要望活動をしたところでございますので、このあたりは引き続き県のほうにも要望してまいりたいというふうには思うところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すみません。ありがとうございます。

本当に住家のところだとか、いろいろと対策等を、またしっかりと要望していただけるということで、災害をなくすことはできないと思えますけれども、減らすことはできると思います。常に、本質的な問題は何なのか、また、鳥の目、虫の目、魚の目の少しの症状でも見逃さないで、事前に防げることも多いと思えますので、大切な命、財産を災害から守るため、早めの対策、防災・減災対策をよろしくお願ひしたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 7番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

冒頭に、能登半島地震により犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々のお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

令和5年第4回定例議会の一般質問は時間内に終了せずに2問残ってしまいましたが、日吉小学校の在り方については、定例議会終了後の12月19日に、月岡町長より長柄町小学校のあり方検討委員会の委員に委嘱され、日吉小学校を含めた長柄町の小学校の在り方について協議する機会を得ましたので、日吉小学校の在り方についての一般質問は取りやめ、役場内のハラスメントなどについて質問したいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1、最初に、役場内のハラスメントについて。

私自身、議会の全員協議会で、私の指摘した意見に対して「ばかやろう」、総務事業常任委員会でも「鶴岡議員はできなかった」といったパワハラ発言や侮辱発言を受けた経験があります。そして、パワハラ発言の議員は、結果が指摘どおりになったら特別委員会の委員を勝手に辞めてしまうような自分勝手な無責任な議員でした。侮辱発言については、議会の一般質問で追及しようとしたのですが、当時、議会運営委員会で決まったのか、議長より「個人の発言の追及で、一般質問にふさわしくない」と言われ、質問の取下げをしました。

しかし、その後、ほかの市町村の議会で「しょうもない一般質問」と、一般質問の前に「しょうもない」とつけた町長の発言が、これだけで町長という公人の発言で議会軽視と追

及されていることを知りました。

当時勉強不足で一般質問を取り下げましたが、侮辱発言は、副町長という公人の発言であり、大変なことなのです。今後、このような発言があれば考えていきますが、このように、ハラスメント、侮辱発言は、本人は気づかず相手を傷つけます。そして、ハラスメントを受けている当人は、苦しみ、悩み、心の傷としていつまでも残ります。話を聞いても、両者の言い分は違うことが多く、さらに大ごとになることがあります。

執行部では、どのような役場内のハラスメントの防止対策、相談の体制等を取っているか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡委員のご質問にお答えします。

ハラスメントは、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為の全般を意味しており、その種類は様々なものがあります。職場においては、セクハラやパワハラなどが多く問題となり、報道等でも取り上げられています。

ハラスメントは、犯罪や不法行為、また職員の離職などにつながるため、男女雇用機会均等法や労働施策総合法で予防や対応について措置することを義務づけられています。

町では、職員のハラスメントの防止等に関する要綱を定め、ハラスメントの防止及び排除のための措置、問題が発生した場合の措置に関し必要な事項を定めております。

この要綱の中で、苦情相談窓口は総務課で担当し、事案の内容により副町長などで組織するハラスメント苦情処理委員会を設置して、その事実関係の調査、対応措置を審議し、行為者に対して必要な指導をすると定めております。

また、職員の懲戒処分に関する指針では、セクハラを対象にした懲戒処分の標準的な量定に定めています。

以上のように、町においては、ハラスメント対策のために組織として講ずるべき措置は取られていると考えています。

ハラスメントは、コミュニケーションが不足することで十分な信頼関係を築くことができず、お互いの思い違いなどから発生することが多いことから、各係、各課単位での日常のコミュニケーションを十分に取り、風通しのよい職場環境をつくることが大切です。昔からよく言われますが、報告・連絡・相談を日頃から心がけることも解決方法の一つと考えます。

また機会を捉えて、職員研修についても積極的に取り入れるなど、ハラスメントの予防に

取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ハラスメントというのは、同じ職場内の告発、相談は、大変難しい面があります。後手後手に回るようなことがありますけれども、今、ホールには、町長への意見書ですか、投書箱が設置されてございますけれども、こういう目立つところではなく、更衣室とかあまり目につかないところ、そういうところにハラスメント云々の投書箱設置の考えがないか伺います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） ありがとうございます。

議員さんのご提案も踏まえて、職員のなるべく相談しやすい体制に進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 相談しやすい体制云々じゃなくて、投書箱を設置する考えがあるかないか、はっきり答弁していただけますか。ないならないでしょうがないんですけれども、執行部のやることだから。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） ありがとうございます。

手法については、提案箱がいいのか、各課の近くに置いておくのがいいか、いろいろ提案はあると思いますので、その方向で考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

ただ、各課の近く云々って、やっぱり人目につくから、そこに投書しづらい面があるかと思うんですけれども、私考えたこのハラスメントの投書云々は、更衣室が一番いいんじゃないかと私は考えました。以上です。

次にまいりますけれども、要綱、条例ですか、ハラスメントについて設置されているということで、大変進んでいていいと思うんですけれども、ただ、ハラスメントの種類、私もちょっとネットでいろいろ調べましたけれども、注目度が高まるごとにいろいろ増えて、気づかないところで起こり得るものだと思います。

だから、長生村の記事も、新聞記事も読んだんですけれども、長生村では、元議長の傷害

事件をきっかけに、職員にハラスメントに関するアンケートを実施した結果、職員の2割がハラスメントを受けたことがあるという結果が出ました。長柄町の執行部につきましては、ハラスメントについてアンケートを取る考えがあるか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

この要綱を定めたのが令和2年の頃に、いろいろ法的な規制もございまして定めたという時点から、我が町においては、相談窓口のほうに職員からの相談というのは具体的にはありませんでした。それにつきましては、各課長さんが朝礼をやったり、いろいろな、さっき言った報告・連絡・相談の徹底に努めて、そういう事案が発生しなかったのかなと、私は個人的に考えております。

議員さんの今ご質問されたことは、多分議員さんと職員さんで問題があってアンケートを取ったというご意見だと思いますが、今のところそういうことは、アンケートを取るということは考えておりません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） アンケートを取らないということですが、例えば、私も言葉が悪い面がありますから、誰かさんの、課長さんなり職員のところに行って暴言を吐いたりしたと。それはハラスメントに当たるんじゃないかと、アンケートを取ると、そういうところに「鶴岡喜豊より、こういう暴言を吐かれた」ということは出てくる可能性がゼロとは言い切れないと思うんですけれども、私らもそういうアンケート云々の結果を見て、気をつけなくちゃいけないところ、注意するところ、考えるところがございますので、私としましては、アンケートを取って、どういう結果が出るか。誰もまともに相談に行く人って少ないと思うんですよ。無記名でアンケート、字でばれちゃうというところまでかもしれない。じゃパソコンで打ってもいいですけれども、何かアンケート取る云々の方法考えていただければと思って、私今日質問したんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） ただいまのご質問でございますが、県外ですと、今言われた長生村や柏市などで、議員さんの中で議会の特別委員会などもつくりまして、その中でアンケートを取っているというような経過でございます。

職員が自ら、議員さんにハラスメントを受けたというのはなかなか申告しづらいような面もございますので、他町村のように、こういう委員会が設けられて、その中で調査するとか、そういうことは検討の余地があるかもしれませんが、今の現段階ではアンケート取る予定はございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

長柄町は平穏な議会、執行部云々がスムーズにいつているということを確認できたかと思えます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

長柄町は、一般質問の答弁を事前にすり合わせをしないと話をしましたら、ぜひ傍聴したいと、去年の9月の定例議会で長生村の議会議員が傍聴に来ましたが、かみ合わない部分があり恥ずかしく思いましたので、12月の定例議会より、また読み原稿を私は事前に渡すことにしましたが、執行部の答弁は本会議で初めて聞くので、12月の定例議会の議事録を読み返し、疑問に思ったことを再度質問させていただきます。

最初に、空き家バンクの5万円の登記費用の加算の答弁に白井課長は、長柄町に住みたいというふうに考えてもらいたいということで登録促進事業として補助していると答弁されましたが、住宅新築も長柄町に住みたいと考えてもらうために、長柄町に家を建てて移住・定住してもらうために補助金を交付することと目的は私は同じだと考えていますが、執行部の考えを伺います。

また、登録促進事業として補助していると答弁されましたが、今問題となっている相続の登記促進の補助金なら私は理解できます。空き家バンクの土地売買による所有者移転登記、住宅新築による建物保存登記は、登記をするのは当たり前のことです。これらの登記をして、法務局から町に情報の提供があり、固定資産税などの税に反映させるのではないですか。

空き家バンクは、登記を促進しなくても、売買と同時に名義変更の登記を行うのは常識です。空き家バンク、住宅新築も同じ不動産登記なのに、空き家バンクに加算する理由が登録促進事業では、私は理解できません。理解できるように、納得できるように答弁をお願いします。

次に、空き家バンクの20万円の加算のセルフリノベーションの答弁に白井課長は、移住の希望者、相談者、そして既にバンクで移住された町民となった元利用者の方から、自分でつ

くる楽しみがあるからいいと、窓口やメールなど生の声が複数上がったので制度に反映したが、住宅リフォームの関係ではそのような声は一切聞こえていないが、ニーズがあれば検討すると答弁をいただきました。

しかし、今の住宅リフォームの補助金要綱では、ニーズがあっても補助金は交付できません。なぜか分かりますか。なぜなら住宅リフォームの補助金は、町内施工業者により工事を行ったものが補助対象であり、声の反映によるニーズなど全く関係ないのです。

住宅リフォームも、セルフリノベーションを補助対象にするならば、補助金要綱の、町内施工業者による工事施工を行ったものの条文を訂正、削除しなければなりません。執行部の考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ご質問にお答えします。

12月議会定例会の鶴岡議員からの一般質問に対して担当課長からご答弁した内容と重複いたしますが、現在町といたしましては、外からの移住希望者と町内の空き家の処分や維持にお困りの方々をより多くマッチングして、空き家に係る町の諸問題の解決と人口増を同時に図っていくことから、バンク登録促進事業を施策の柱として行っているもので、あれもこれもできればよいのですが、限られた予算の中でメリハリをつけつつ、人口増施策の一つとして行っているものですので、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2点目の住宅リフォーム補助金にセルフリノベーションを加えた場合の要綱の改正についてお答えいたします。

空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱と同様に、町内の施工業者を利用して改修工事を行う業者請負型と、改修工事を補助金申請者自らが施工するセルフリノベーション型にすみ分けした形に一部改正することにより対応できるものと承知しております。

以上、鶴岡議員への答弁といたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 理解をお願いいたしますと言われても困っちゃうんですけれども、要するにメリハリをつけるために登記する云々というのは、それこそ町長も重複するかもしれないと断り入れられましたからいいんですけれども、メリハリつける云々って、私が言っているのは、目的が人口増のため云々ということであって、同じ不動産、登記するのは当たり前のこと。バンク、空き家を買って所有権移転名義を変更する登記、新築を建てて保存登記

をするのは当たり前のこと。それを登録促進というのは、それが私おかしいんじゃないかということを行っているんですよ、2つともね。不動産でやるのは当たり前のこと。そんなのは、一番最初言ったけれども、相続の登記促進のほうがまだ理解できますよ。登記が、相続の場合、登記やらない人いるでしょう。

○議長（柴田 孝君） 質問ですよ。

〔「そう」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） すみません、遮っちゃって。

また同じことを繰り返しになって云々ってなってもいけませんので、要綱を見直しする気があるのかなのか、それ一言でびしっとお願いします。

要は、私の言っているのは理解してくれました。私、執行部の言っているのは理解できないんですけどもね、私は、同じ不動産の登記なのに、5万円ですか、差があるのはおかしいんじゃないかと。それを言っているんですよ。相続登記の促進ならまだ話は分かるよと。私の言っていること分かってくれますか。要は、私の言うことをできないなら理解できないと。それで、要綱を直すなら直す気があると、はっきり答えてください。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 直す気はございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

町民のためにも、本当に片手落ちだと私は考えておりましたので、よろしくお願いします。

ちょっとセルフリノベーションのほう、町の施工業者と自分たちでやった分を区分して、別表か何かで分けるということですか。ちょっとその辺の説明を再度。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

このリフォーム補助金のほうに関しましては、最初の趣旨のところ、おっしゃられてい

るとおり、疑問に思われているという「町内施工業者により」というのが入っているということで、うちのほうも趣旨のところとうたっちゃっているので、これ変えるというのは全部改正なのかなということで、一応専門の行政のほうにも確認したところ、その部分をカットして構わないと。おっしゃっているように、別表のところ、町内施工業者によりリフォームを行うものとセルフリノベーションを行うもの。これは「住宅のリフォーム工事を行った者に対し」という趣旨の条文が残りますので、それで十分可能ですという回答をいただきました。ということで、一部改正によりリノベーションの部分を入れることは可能ですと、そういう答弁になります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 町内の施工業者によるリフォームというのも直すんですか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

そこにつきましては、「地域経済対策として、町内産業の活性化及び雇用の創出を図るため」の条文を残しますので、別表のほうに「町内施工業者により行うものとする」、これはそのまま生かそうというふうな立てつけが今の考えでございます。セルフリノベーションに関しては、全く別のほうの話ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 町内施工業者というのは残すということですが、例えば町内施工業者、私12月も言ったかもしれないですが、壁の吹きつけ、瓦の修理、リフォーム云々、そういうものは長柄町の中にはないということで、白井課長も了解してくれたと思うんですが、もしそういう業者がいなくて、どこかって、針東の大きな建築屋さん云々を通して、瓦とか壁直した場合、そこの建設屋さんところに、紹介料なり何らかのお金が当然入ると思うんですよ。そうした補助金を出す町執行部も、お金を支払う住民も、両方不利益が生じるんじゃないですか。それだったら、住民が直接吹きつけをする業者云々、そういうのを探して、知っている業者を探して、直接やったほうが安上がりになるんじゃないかと思うんです。

だから、町内の施工業者というのがあれば、その町内施工業者からの紹介云々になるけれども、直接云々が私は不利益を得ないためにもいいんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

大変恐縮なんですけれども、一般論として先に申し上げたいんですけれども、基本的に下請等に請負者は、下請、言葉がちょっといけないのかな。協力会社とか、そういうところをお願いするというのは、建設業に関しては、ごくごく一般的な話だというふうに理解しております。

〔「元請がはねるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 建設工事などでは、一定の専門的な工種を協力会社、いわゆる下請に依頼するということについて、今申し上げましたとおり、社会通念上専ら広く認められておまして、いわゆる下請行為を特に問題と捉えていないというふうにも理解をしているところで、足場、左官屋、大工、瓦屋、内装などを別々に発注すると。これ多分、議員は発注するというお考えなんだろうけれども……

〔「発注しました」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） そういうようなことが言われるつもりなのかなと思うんですけれども、一般論としては、私が今答えたようなことでよろしいのかなというふうに理解しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 工事の発注、携わった人なら分かるけれども、元請の人が下請に出したら当然はねますよね。その反対なんですよ。業者の紹介云々をしてもらう場合、長柄町の業者にいないから誰か紹介してくれよ。補助金の対象に何やかんやならないから頼むよとやったら、元請が下請に出したときはねると。その反対の現象が生じるんじゃないかということをお私言っているんですよ。その辺、そう思いませんか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今議員、当然はねると思うんですけれどもと言ったと思うんですけれども、私、当然はねるというふうには思っていないので、そこはちょっとかみ合わないのかなというふうに思うんですね。

町内の施工業者、例えば建築屋さんとか、工務店の方とか、そういうところで粗利を取ってということじゃなくて、利益はないけれども一体的に請け負うことによって、請け負った

報酬全てを屋根、壁、塗装、そういうものを仕上げると、責任を持って仕上げると、多分そういうところでやってくれているというふうに私は理解しています。

議員は多分、役場にもいらっしゃったし、様々そういう仕事をやってきた中で、議員にはそういう知識と人脈がきつとあるから、ご自分の自宅を建てたときに、もしかしたらばらばらに発注して、その分浮いたという、この実績があるのかもしれませんが、私なんか、ここでこういうふうに答弁させてもらっていますけれども、一つ一つの会社にも人脈がありませんし、やっぱりどこどこ工務店にお願いして、その代わり安くお願いしますねと。僕はそれで、社会として成り立っているんだから、そこは問題ないというふうに私は理解しているんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 執行部が直さないということであれば、それはしようがないと思いますけれども、最近私聞いたところで、外壁を塗装した家があったんですよ。それはリフォームだと思うんですけれども、補助金、当然町内の施工業者じゃないから、20万円ですか、補助金もらっていないですよ。そういうところを私は目に見ていたから、このリフォームについて質問したんですけれども、取りあえずセルフリノベーションのほうを別表でできるようにするという答弁をいただきましたので、一歩前進かなと思いますので、よろしく、あまり言ってもあれだと思いますので、施工業者、町内の施工業者についても、また少し考えてもらって、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、ちょっと質問からずれちゃうのかなという考えがあるんですけれども、言わせてください。

登記についての関連質問なんですけれども、登記については、町では用地買収の際に、売買契約書と同時に土地の売渡書、登記承諾書を頂いて、所有権移転登記をすぐ行いますよね。ここで、土地の相続が完了していないと所有権移転の登記はできません。それなら反対に、バンクなんかで登記促進のために補助金を出すんなら、相続の促進のために補助金を出すと、そういう要綱の設置というのは考えられないでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今言われた関係につきましては、法律として整備が整って、この4月からですか、厳しくなるというようなことになっておりますので、法律の立てつけがある以上、あまり行政として、そこに潤沢にお金を出すから促進促進というのは、私はちょっと一回考えなきゃいけな

いのかなというふうに思います。

ただ、これが私どもの町の特性として、特性というのは、人口があまりにも減っちゃって、この事業は何がどうでも本当に、もっともっとというような、議会の皆さんともそうですけども、合意形成がそこにあって、これはもう一丁目一番地で頑張ってどんどん進めようよ、所有者不明土地のようなものが増えていっちゃうといけないからというような町全体の合意形成があって、これは特化してやろうじゃないかということであれば、そのとき、それまでに調査研究等を行った上で着地点を見つける、これはありかなというふうに、全くないとは答えたくないんです。

ということで、曖昧な、嫌な言い方で恐縮なんですけれども、今現在はないのかということで、唐突に今言われましたので、法律上整備されているものについては、今はごさいませんというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私も長柄町だけが相続云々の補助金を出す云々というのも考え方があのかなと思うんですけども、今国のほうでも、私の得た情報ですと、それこそ千葉県選出の豊田先生が相続について、三代前までで相続人が枝分かれしちゃって、極端な話、何百人も権利がある人ができるから、それ全部もらい切って新しい人に相続できないよと、そういうところは切って、何とか法的にやろうじゃないかと、千葉県選出の豊田先生が何か頑張っているという話を聞いていますので、その辺とか併せて町のほうも検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、3番目の質問といたしまして、12月の定例議会で、台風13号による被災状況を質問した際に、建設環境課、産業振興課の合わせた全体の進捗率は61.5%、残りの工事箇所は77か所と聞き、3月中に完成するか心配でした。3か月経過して、現在の各課の進捗率、残りの工事箇所、残りの工事の内容及び残工事の見通しを伺います。

また、2月1日に茂原市真名では、9月の災害で崩れたのり面を補修する工事で死亡事故が起きました。工事現場では最大限の注意をしても事故が起きることがあります。長柄町では、災害復旧を請け負った業者がノーヘルで、安全管理、現場管理、工程管理などができておらず、現場の状況のことを質問しましたが、12月の定例議会の後に、残りの復旧工事を施工するに当たり、業者に何か指導したことがあるのか。指導したことがあれば、その内容を伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ご質問にお答えいたします。

災害復旧の進捗率及び残りの件数と内容については、2月20日の時点で、建設環境課が所管する災害復旧工事の進捗率は89%、残り16件で、主な工事の内容は、道路ののり面の復旧や水路構造物の復旧及び道路や水路の堆積土撤去となっています。

また、産業振興課が所管する災害復旧工事の進捗率は89%、残り8件で、主な工事の内容は建設環境課と同様になっています。

合計の進捗率は89%、残りの工事件数は24件で、おおむね年度内に完了いたしますが、建設環境課所管分の3件が4月にずれ込む見込みです。

なお、公共土木施設災害復旧工事1件と農業用施設災害復旧工事2件については繰越事業として実施し、河川災害復旧工事2件は別事業にて令和6年度に実施を予定しています。

次に、請負業者への指導についてでございますが、ご指摘のあったヘルメットの着用、工事看板の設置や重機の管理、月1回の工程報告などを、該当する事業者に対して改善を求めるとともに、長柄町土建組合を通じ、町事業に携わる各社に対し、適正に事業に取り組むよう周知いたしました。

引き続き適切な監督、指導に努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 答弁の中でちょっと気になったんですけれども、道路の堆積がまだ残っているという答弁があったんですけれども、道路に土砂が堆積した、それ一番最初にやる工事じゃないですか。のり面の復旧云々とやるよりも、そこ道路に土砂が堆積していたら通行できないですよ。一番最初にやる工事がまだ残っているということでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

基本的には、通行に支障がある部分については、ご指摘のとおり、まず着手させていただきまして、通過交通が少ないとか、そういう支障がないところについては、申し訳ございませんがちょっと後回しになっているという状況でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 課長の答弁でよく分かりました。

次に、業者の指導のほうなんですけれども、重機の管理、私重機に名前も書いていないというか、そういう質問をしたかと思うんですけれども、それについて私もいろいろ聞いたんですけれども、じゃ、マグネットで自分の会社の名前をつくったものを重機に貼ると。そのくらいのやる気のある業者じゃないといけないんじゃないかと。その辺は執行部、どう考えていますでしょうか。要は、業者がリースならリースして、そのまま使っていればいいんだよと。自分の会社の名前をアピールするとか、地元の住民等に知らせないんだよと。私ちょっと聞いたら、マグネットでやっている業者っているんだぞと言われてたんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

業務上のルールとしては、そういう社名を掲示しなければならないということはないかと思えます。

ただ、議員のおっしゃるようなご意見もございましたので、これは自社努力として、それができるかどうか、これについては年度当初、もうすぐ当初になりますけれども、そのときには各業者を集めて、災害対応だとか、そういったお願いをする機会がございますので、その際に一言付け加えさせていただこうかと思えます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 一番大事なことなんですけれども、指導したこと、12月の議会で質問した後に指導したという話なんですけれども、指導したことは実行されているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

改めて、そのために現場を訪れたわけではないんですが、たまたま現場に行く用がございましたので……

〔「やっているところは、そういうことはきちんとやっているんですよ」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（若菜聖史君） その辺をちょっと寄らせていただいたところ、従事者もヘルメットをかぶっておりましたし、ただ、昼間ということで、その重機が夜間適切に管理されたかどうかまではちょっと把握はできませんでしたが、工事の進捗報告もされておりますの

で、指示したことについては対応していただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） いいことだと思いますけれども、例えば、今課長から答弁がありますけれども、実行されていると。そういう実行されていなくて、反対に指導したことがもし守られていないとしたら、何かペナルティーなんかあるんでしょうか。その辺はいかがですか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

入札を執行する前に指名業者審査委員会というものを設けるわけですが、この中で、そういった事案があれば審査することになるかと思えます。

ただ、今回の事例が、それにすぐ該当するかどうかについては、その基準を見ても、明確にそれが駄目だというような定義はございませんので、恐らく、その中で今回の事案についてご提案させていただくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 残があと3件ですか。繰越し等、それなりの理由があるかと思えますし、それは執行部の都合もありますし、現場の都合もある、いろいろな関係がありますので仕方ないことだと思いますし、残り3件と、かなり進んできたと思えますので、今後頑張っていたきたいと思えます。

最後に、介護保険財政調整基金について伺います。

国では、河野太郎行政改革大臣が、基金の内容を見直し、定量的な成果目標が設定されていない基金は存続させないと言明しています。

長柄町の介護保険特別会計の介護保険財政調整基金は、令和4年度の決算で約1億1,700万円あります。令和4年、令和5年、令和6年度と1,000万円を基金に積立てをしており、成果目標が分かりません。

私は、それは無駄なお金になっていると思えますが、介護保険財政調整基金の成果目標、また基金の積立て、何に使おうとしているのか伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ご質問にお答えいたします。

介護保険財政調整基金は、設置・管理及び処分に関する条例により、介護保険の円滑な運営に資するため設置されております。

基金の成果目標については、明確な基準等はありませんが、3年ごとに改定する介護保険事業計画における第1号被保険者保険料の負担軽減や不測の給付費増加に伴う支出に充当することを目的に、余剰金が発生した場合、基金に積立てをするものとなっています。

基金を保有する適正額については、保険料収入や介護サービス利用に関して増減が生ずるため、介護給付費支出額のおおむね2か月分程度の額を基金として準備することが望ましいのではないかと認識しております。

また、基金積立ての用途については、介護保険事業計画見直しにおける保険料の抑制や給付費増加に伴う支出に使用するものです。

先般、政府においても基金の在り方に関する議論がされておりますので、動向を注視し、取扱いについて検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ご理解をお願いいたしますが町長の口癖で、最後の結びではないかと思うんですけども、それを理解できていれば質問しないんですよ。

例えば、令和5年度の特別会計介護保険の補正予算の3号ですか、あした上程されるかと思うんですけども、3号で1,266万6,000円減額する理由が、介護サービスの利用者の減及び利用料の減少と説明を受けたんですけども、介護保険の現在の利用者数、何人いるか。令和4年と令和5年、ちょっと1年狂っちゃうかもしれないんですけども、今の介護保険の利用者数を伺います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 直近で令和6年1月になりますけれども、375名の方が利用のほうをされております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 介護保険の利用者が現在375人、現在の利用者は、最終補正で減額したように減少傾向にありますが、介護保険が始まってから8期24年間に利用者が前の月よりも増えた場合、前の年よりも増えた場合があるか伺います。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 月単位という場合がなかなか比較が難しい、もちろん増減もございまして、月別ではなく年度単位の比較

ということでお答えさせていただきます。各年4月の人数ということでご承知おきいただきたいと思います。

令和元年が354人、令和2年が344人、令和3年が355人、令和4年が347人、令和5年が370人、最新が先ほど申しました375人ということで、過去5年間で21人ほど増えておりまして、5.9%の増ということになっております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 2月の議会だよりに決算委員会の質疑応答が掲載されていますが、1億1,700万円の介護保険財政調整基金について、町長の答弁にもありましたけれども、万が一の有事の際に備え、約2か月分の給付費を用意する、準備しておく基金が必要で、妥当な額であると説明が載っております。

これは、あくまでも基金額、額を正当化するものであって、介護保険の利用者数、それに置き換えると、例えば現在375人、約6,000万円の給付額を支払っていますけれども、万が一の有事の際に利用者から2か月で、ちょっと計算できないんですけれども、375人の場合、760人ですか、760人増えて千何人になり、給付額が1億8,000万円になる。だから基金が2か月分必要であると言っていることと、人数に換算すれば、それと同じことを言っているんですよ。

介護保険の利用者数は減少して補正しているのに、このような基金と利用者の矛盾した試算は成り立つと森田課長は考えているのか伺います。お金と利用者数ですよ。お金で、計算されているようなことは分かりますよ。それはあくまでもお金を正当化するものであって、人間にしてみれば、人間375人がいきなり760人、千何人に増えるわけじゃないじゃないですか。こんな試算が成り立つと思いますか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 介護保険の給付費につきましては、居宅サービス、施設サービスなどの種別によりまして、また、回数や日数、使った時間、さらには介護度による規定単位数によりまして請求額のほうが決まるため、受給者が何人増えたから幾ら増えるというものではないことを、まずご理解いただければと思います。

利用者が居宅介護から施設介護に移行した場合など、人数に差異がない場合でも給付費が上昇します。基金につきましては、適正に取り扱うように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと今の説明に納得いかないんですけども、人数云々はちょっとさておいて、種別、回数、日数の増加により給付金が増える可能性があるということですか。うんと言いましたね。じゃ、介護1の人がいきなり5になって3倍のお金が必要になるか。その375人が全部そのようになるか。幾ら1が5になっても3倍の給付費は必要ないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 今まで説明させていただきまして2か月分相当というところが、まずもって根拠があったのかと言われれば、必ずしもそうではなかったんじゃないかというふうに感じております。

それで、対象人数は変わらなくても、そのサービスが変わる。やはり介護1からいきなり4、5というふうに急激に変わる方もいらっしゃると思いますので、倍になるという考えはちょっとあまり適切ではないかもしれませんが、その分給付は伸びるという解釈でのことになっておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと時間がなくなっちゃってあれなんですけれども、例えば私、よその町村に聞いたんですよ。私、介護保険の運営協議会の委員にも委嘱されてまして、それでちょっと、この1億1,700万円が、基金が気になって、こういうことを調べ出したんですけども、長生村の令和4年度の決算の基金、幾らだか分かりますか。1,700万円ですよ。睦沢町の令和4年度の決算の基金は約1億4,000万円。そして、令和6年度から第9期の介護保険料の基準額は200円か300円値下げすると聞きました。

長柄町では、基準額で100円値上げしますけれども、たとえ100円でも値上げをするのではなく、介護保険の目先のことを考えて、さっき無駄な基金ということを使ったかもしれませんが、無駄な基金をキープするのではなく、基金を取り崩して、基金の利用のことを考えられた。また、同じ国民健康保険でも、これは前の月に健康であった人が、次の月に病気やけがをしたり、大きな手術をしたり、インフルエンザの流行などで人数を把握するのは難しいと思います。ある程度の基金は当然必要だと思いますけれども、介護保険は、私は違うと考えています。

基金額が全く必要ないとは言いませんけれども、1億円以上の基金及び成果目標のない、

そのことが問題で、第9期の介護保険計画では、毎年1,000万円の基金の取崩しがあっても、基金の積立てが1,000万円あれば、結局基金は1億1,700万円、変わらないと思うんですよ。おまけに、令和4年度繰越金が約3,600万円もあるんですけども、支出は十分対応できると思いますけれども、現在の基金を減少させる、取り崩す考えがあるかないか、あまり時間がないのではっきりお願いします。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 団塊世代が多い、2025年が長柄町でも75歳以上人口のピークというものを迎えます。増加が見込まれる介護給付費に、過度な基金の取崩しによりまして、基金破綻リスク、保険料の大幅な値上げ、想定されるため、第10期、次期の計画の際には、保険料の大幅な負担増にならないように、基金の取崩しなど慎重に考えて、今後利用していきたいというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私、協議会に出て言ったじゃないですか。1,000万円取り崩して、1,000万円積立てして、隣にいた委員の方が、じゃ、基金変わらないじゃないかという話が出ましたけれども、その基金が変わらないと、1億1,700万円のままだと、それで陸沢町は減額する考えがあると。今、10期目で破綻をしないように考えていくと言いましたけれども、それ9期で何で考えなかったんですか。よそは考えている町村もあるんですよ。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 私もそれぞれの町村の詳しい事情を聞いたというわけではございませんが、長生村では、現在第9期、大幅な値上げをするというふうに伺っております。

また陸沢町でも、介護のほうは多少の保険料の値下げをするというところで伺っておりますけれども、それぞれ町の事情があるというところで、今回、第9期においては、保険料をなるべく抑えるために1,000万円ずつ基金のほうから歳入のほうを充てまして抑制したということで、基金のほうは1億1,000万円ほど、今後3年間増えないような形を取らせていただいた中で、次期の第10期に、それを踏まえて反映させたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 国の方針が、成果目標のない基金については見直すと。駄目だよと。そういう方針で進めているみたいなんですよ。

今課長が言ったように、1億1,700万円変わらないようにするという話ですけれども、1,000万円、貯金した分、積立てした分取り崩して100円値上げですよ。じゃ、もう1,000万円入れれば値上げしないでゼロですよ。もう1,000万円入れれば100円値下げになりますよね。破綻しないように1,000万円入れるか、2,000万円入れるか、3,000万円入れるか、そういう試算というのをしたんですか。何もしないで、私この常任委員会でも言いたいと思うんですけれども、いきなり100円値上げしますと。じゃ、協議委員会要らないですよ。運営協議会ね。報告だけであって、そう感じたんですけれども、その辺はいかがですか。その1,000万円の金額については。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 9期におきまして、1,000万円基金のほうから繰り入れてというところで試算した結果、微増になりますけれども、月額100円程度上がると。2,000万円入れるという試算をしましたところ、それは逆に保険料が下がるというところまでの試算等は行っております。

それにつきましては、先ほども申しましたけれども、やっぱり2025年というのが長柄町のピークを迎えるに当たりまして、そこがマックスだという捉え方。そこに持っていくために、なるべく基金は今回1,000万円程度に抑えるというところでの試算をもって計画のほうをさせていただきましたので、ご理解をいただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 理解をしたいと思いますけれども、そういう話を介護保険の運営、その委員会に私は諮るべきだと思いますよ。今回私出たやつは、もう執行部からの100円値上げ、基準額で100円上げますよと。報告じゃないですか。それじゃ私はいけないと考えています。

小学校のあり方検討委員会ですか。それだって執行部が、統合しますよ、ここに建てますよ云々という報告になったら、あり方委員会なんか要らなくなっちゃうんですよ。そういうことも考えて、各委員会、協議会、その在り方に、そういう部分の在り方について少し考えて、これから執行していただきたいと思います。

時間もあれですので、これで質問のほうを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時10分いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 高 橋 智 恵 子 君

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 5番、高橋智恵子でございます。

傍聴の皆様には、午後に引き続きありがとうございます。

今回の私の一般質問は、防災についてです。

本年元日の能登半島地震には大変驚き、被害の大きさを知るにつれ、防災対策の重要性を再認識した人も多かったのではないのでしょうか。

この能登半島地震は、2018年頃から地震が増加傾向にあり、2020年12月、2023年5月とどンドン活発になった後の2024年1月1日でした。内陸部で発生する地震としては、日本ではまれな大きさの地震であったと聞いております。

また、この一般質問に拍車をかけるがごとく、2月27日からの千葉県東方沖地震が相次ぎ、3月1日の朝にはマグニチュード5.2の地震があり、身をもってその恐ろしさを実感しているところでございます。ただ、人は時間とともに、その恐怖がどんどん薄れていってしまうため、今こそこの長柄町の防災について、みんなで考える意識を高めるべきだと考えます。

私は、2011年3月11日、東日本大震災の際、ボランティア活動に参加いたしました。震災後の被災者の健康管理のお手伝いをしたいと南相馬市の体育館を訪れました。段ボール等で仕切りはあったものの、2階席から見たら全くプライバシーはありません。涙ながらにお話をしてくださった方々もいて、そのときの光景は今でも忘れられません。自分なら、何日この状況に耐えられるのだろうかと思いました。

私が議員になる前から、長柄町では防災リーダー養成講座を開催するというお話がありましたので、ぜひそれを受けようと楽しみにしていたのですが、諸事情やコロナ等でいまだ開

催されず、それなら自分で勉強しようと防災士を受けました。少しでも自身の防災知識を身につけ、いずれ町の役に立てればと思った次第です。

それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問に入りたいと思います。

大項目の1、長柄町の防災について。

1、長柄町地域防災計画の見直し、検討は定期的に行っているか。

2、初めに確認として、町指定の避難所は何か所あるか。防災備蓄倉庫は何か所あるか。また、防災備蓄倉庫のリスト管理はどのようになっているか。

3、町民への災害情報発信のツールとして、どのような方法を取っているか。

4、48自治会中、自主防災組織ができていない自治会のいまだできない理由はどのようなことが考えられるか。

5、自主防災組織において活動マニュアルは作成されているか。町とともに会議を行っているようだが、どのような内容で、参加者は自治会役員以外は参加しているのか。

6、ハザードマップを見たことのある町民は全体の何%になるか。

7、町民への防災知識の普及や防災意識高揚のために、現在取り組んでいることや、今後行う予定の取組はあるか。

8、男女共同参画の視点での防災対策についてはどのように考えるか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 高橋議員の質問に答えいたします。

町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村で設置する防災会議が作成する計画とされており、同条第1項では、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正することと定められています。

現在、長柄町地域防災計画は、令和5年3月に町防災会議が策定し、議員の皆様にも配付させていただいたところでございます。

この防災計画の見直しについては、災害対策基本法、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画の改定等を踏まえ、適宜見直しに努めてまいります。

次に、避難所、防災備蓄倉庫についてですが、町防災計画の巻末に資料添付をさせていただいているところですが、避難所は災害の危険性があり、その危険から逃れるため、また避難した住民を必要な間滞在させるための施設として、災害対策基本法第49条の7に基づき、

福祉センター、公民館、長柄中学校、日吉小学校をはじめ、町内9か所の避難所を指定しています。

また、防災備蓄倉庫については、役場、公民館、長柄中学校等7か所に設置し、備蓄品のリスト管理については、倉庫ごとに備蓄品の一覧を作成し、定期的に倉庫の点検を行い、在庫の把握に努めています。備蓄品を使用したり、入替えを行った場合は、その都度一覧表を更新し、災害発生時に備えているところです。

次に、町民への災害情報発信ツールについてですが、町地域防災計画では、防災広報の充実として、あらゆる広報媒体を活用した防災広報の充実に努めることと定めております。

防災広報は、防災行政無線及び防災メール、LINE等のSNSを活用しており、県の防災システムを通じ、テレビのデータ放送で見られる情報発信も併せて行っているところです。

本年度、防災行政無線親卓更新工事を実施していますが、工事完了後には防災行政無線の内容を町ホームページに掲載することが可能となり、文字での確認ができるようになります。

次に、自主防災組織についてですが、令和5年12月現在の自主防災組織は、48自治会中、34自治会で組織されており、設置率は70%であります。地域防災力の充実強化に当たり、消防団の充実強化だけでなく、町民一人一人が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯意識を持ち、コミュニティーにおける自主的な防災活動を実施し、地域ぐるみの防災体制を構築することが重要であると考えます。

未設置の自治会からの相談はいただきますが、自治会内での合意形成が図れないなどの理由により設置に至らない状況が見受けられます。引き続き自治会長会議などの機会を捉え、制度の説明や啓発活動に努めてまいります。

また、自主防災組織の活動マニュアルについてですが、組織を設立するに当たり、各自主防災組織の規約及び防災計画を策定しています。規約では、組織の目的、事業内容、計画事項及び訓練に関する事項が定められており、規約に基づいた活動が行われています。

コロナ禍前は、自治会員を対象とした自主防災組織の訓練に町も参加し、防災に関する研修や災害を想定した防災訓練を行っておりましたが、コロナを機に訓練等の活動を自粛していたため共同での訓練は実施していませんでしたが、今後は訓練活動にも積極的に参加してまいりたいと考えています。

次に、防災ハザードマップについてですが、総合防災マップは、令和3年3月に自治会長を通じ各戸配布をしたところです。

自治会へ未加入の方については、ホームページへの掲載及び各公共施設に冊子を設置し、どなたでも情報を取得できる体制としており、新たに転入された方については、転入手続の際に窓口で総合防災マップを配布しておりますので、必要な方には行き届いているものと考えています。

次に、防災知識の普及や防災意識高揚のための取組についてですが、国・県からのリーフレットなどを活用し情報の提供を行いつつ、ここ数年、災害やコロナ禍の影響により実施できていない災害対策コーディネーター養成講座や防災訓練を実施してまいりたいと考えています。

また、新年度から新規事業として自主防災組織活動補助金制度を開始いたします。この補助制度は、地域防災力向上を図ることを目的とし、自主防災組織が実施する防災用資機材の再整備及び防災訓練や防災研修の活動に対して助成するもので、自主防災組織の活性化の一助にさせていただきたいと考えております。

最後に、男女共同参画の視点での防災対策についてですが、町地域防災計画の策定に当たり開催した防災会議では、委員23名中、3名の女性委員に参加をいただき、女性と男性が災害から受ける影響の違いなど十分に配慮された視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い町づくりの実現には必要不可欠であると再認識し、男女双方の視点に配慮した防災対策の確立を図る計画としております。

自主防災組織における男女共同参画については、各組織にお任せしておりますが、女性の視点からの災害対応も重要なことから、防災知識の普及啓発等に合わせて啓発活動に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

最初に、今回は主に地震対策ということを中心に質問をするわけですが、その前に、災害といっても種類はいろいろあります。この長柄町では、二度、三度と台風や大雨による水害が発生いたしました。先ほど午前中、最後に本吉議員のほうも質問をしておりましたけれども、この長柄町の水害では、道路の冠水場所とか、家屋の浸水地区、本当にこの長柄町の水害の弱点というのはもう見えていると思います。

今後の対応について、根本的なところから検証して行ってほしいという、私も同じような質問をする予定でありましたけれども、若菜課長からの答弁をお聞きして、それも大変難しいことなのかなというふうに思いました。ただ、そこに住む住民は、個々にできるだけいろ

いろな工夫をしているのも事実ですので、そういう姿を見ますと、何とかならないかなというジレンマもございます。

そういった行政からの住民への丁寧な対応もしていただきまして、何か助成もしていただけるようなこともありましたので、そこについては質問ではなく、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

次に、地域防災計画の見直しについてですが、私が議員になったときに、防災計画ファイルという立派なファイルを頂きました。その中に、毎年検討して必要がある場合には会議を開いて修正をすると書いてありました。私の記憶によると、最初にファイルを頂いてから、令和5年3月版まで差し替えがなかったように記憶をしているのですが、特に修正がなく差し替えがなくて、毎年それでも検討はしていたのか。また、これからも続けて検討していくのかということを改めてお聞きします。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） ありがとうございます。

防災計画につきましては、先ほど町長答弁のとおり、上位の災害対策基本法や国の計画、県の計画等が大きく変わった時点で改定をしていくということで、例えば課の設置が変わったから中の文言が変わったという場合にはやっております、大きくは防災計画の変更があった時点で取り組んでいくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

今回の令和5年の3月版というのは、以前から比べて大変精査されて見やすいようになっていたかと思いますので、必要なときにはぜひ、組織等、職員の人も課が替わったり、お辞めになったり、入ってくる方もいますので、その辺はしっかり組織のほうはつくっていただきたいと思います。

次に、避難所が9か所、備蓄倉庫が7か所ということでございましたが、福祉センターと日吉小、町民体育館の物資というのは、役場からの備蓄を兼ねているということによろしいんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 役場の周りや役場の赤十字の関係の備蓄ですとか、保健センター

の脇にも備蓄はあります。公民館のほうにもございますので、それらを有効に活用しながら利用していくということで考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 備蓄の一覧を見ましたら、実際に本当に大きな地震があったら、これでどうなのかなと思うような部分もあったのですが、今のところあれで十分だとお考えでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 現在のところ、今回の中でも答弁しますが、食料品、飲料水などについては、大体3割程度の3日分ということで準備をしている状況でございます。過去からもそういう形で来ましたので、今回の大地震などを踏まえ、これからまた見直されるものと思いますが、現段階ではそれで満足しているものと考えています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

期限が切れそうなものとか、そういったものの処分はどのようにしているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

アルファ化米とか、おおむね5年とか10年とか、飲料水の入替えを定期的に有効期限内に行っておるところでございますが、これらにつきましては、全部一度ではなくて何年かに分けて行っておりますので、社会福祉協議会が行っているフードバンクへの活用ですとか、あと小中学校に、防災意識の高揚を図るという目的から、児童・生徒のほうに配らせていただいております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。そういったものも無駄になく使われているということですので、安心いたしました。

次に、町民への災害情報発信のツールということでございますけれども、それはもう時代に合ったいろいろな様々なツールがこれからどんどん出てくると思いますので、町としてもそういったものをどんどん取り入れて、一人残さず情報発信を受け取れるようによろしくお

願いをいたしたいと思います。そこについては、質問はいたしません。

次に、長柄町の主要道路とか、そういうところの沿線上に倒壊をしそうな大きい建物だったり、そういったものの把握だったり、長柄町の中に危険な薬品とか、危険物を有している工場、会社等の把握というのは、どのようにされているでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今のご質問でございますけれども、具体的に、申し訳ございません、建物一個ずつの調査はしてございません。しかしながら、調査につきましては長柄町耐震改修促進計画を策定する際に、建築年が昭和56年以降、いわゆる新基準であるかどうかについて行ってございます。昭和56年以前の建物が、例えば道路の沿線に何棟あるとか、そういったことについては行ってございますけれども、冒頭申し上げたとおり、その建物個々がその後耐震化されたかどうかについてまでの調査は行ってございません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 個人の建物になるかと思しますので、その耐震については特に町が把握する必要はないかと思いますが、そういうものがあるかないかというところはしっかりと把握をしておいていただければと思います。

次に、先ほどもお聞きしましたとおり、長柄町の指定の避難所9か所、大人数が避難できるような指定の避難所が9か所あるということで、町からの指定は9か所あるので、それで十分だと思うんですが、やはりもっと身近なところで避難できる場所が自主防災組織になるかと思えます。その役割は大変重要だと考えます。

2013年の災害対策基本法が改正されまして、地区防災計画がスタートしたわけですが、防災の基本は自助、自分の身は自分で守るです。本当に大きな地震が起きた場合に、行政機関の初期対応には限界があると思います。そこで自主防災組織が必要となりまして、48自治会中、34が現在組織されているようですが、これはやはり100%にすべきだと思います。そのできない理由として、自治会内で地域の方の合意形成がされていないということが理由だと、先ほど答弁がありましたけれども、やはりそこは町民の意識が薄いからというように考えてよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 町長の答弁で意識の合意形成が図れないということでございました。答弁のとおり、相談はいただくものの、なかなかまとまらない状況もあるようでございまして、個々個別の事情があるものと推察されます。

これにつきましては、先ほどの答弁のとおり、いろいろな機会を捉え、自治会長会議などでも、毎年啓発しているわけではございますが、次年度も自治会長会議から始まって、いろいろな会議の際に、制度の説明や設置についての推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。できていないところには、長柄町は70%もできている。そこの、あなたたちの自治会だけでできていなくて、今後本当に必要だよということを常々訴えていただき、ぜひ100%つくっていただけることをお願いいたします。

次に、コロナも5類になりまして、これから町長の答弁にありましたように、防災訓練とか、いろいろなことをやっていこうというお話がありました。

自主防災組織が、今後防災訓練等をやっていく場合は、基本的には地域からの発信、申入れとして実施になるという形になるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 先ほど町長の答弁の中で、新しい補助制度を設けて自主防災組織の活性化の一助にしていきたいということで、内容につきましては、防災用の資機材が、当初設置の際に支給されているわけではございますが、これらにつきましても年限が経過しておりますので、それらの修理ですとか、あとは活動の際の資料代とか資材代の一部を助成するような形で活性化の一助にしていきたいということで、申入れのほうは自治会や自主防災組織のほうからしていただくように考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） この自主防災組織の活動への補助金というのは、実はこの新規事業になっているということを知らなかったもので、この質問でお願いをしたいところだったので、大変うれしく思います。ありがとうございます。

金額とかそういったものは、何分の1とかどのような内容になっているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 要綱、内容でございますが、補助の制度の内容ですが、資機材の助成のほうは補助率2分の1で上限10万円程度を考えております。あと、活動に対する助成金は、自治会の人数などにより、今差を設けていきたいと考えております。上限はございませんが、一定の金額と人数によって変化するというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

次に、防災ハザードマップについて、これは個別に配布されているのは知っていますが、やっぱり中には、家庭にあっても中を見たことがないという声も結構聞かれました。ぜひ町民一人一人の、何度も言いますが、防災意識が薄れているために、家にあっても自分事として捉えることができなくて、見ていない人が多いのではないかと思いますので、改めて行政からもそういったものの必要性を訴えていただいて、家族会議等、または自主防災組織で、自治会等で、皆さんで持ち寄って、自分の地域はこのような危険があるよ、このようなハザードが起きるよというようなことも改めて見直していただくような啓発も、ぜひしていただければと思います。よろしく願いいたします。

あと、男女共同参画についてですが、災害は本当に起きてみないと、どんな被害があるかというのは、とても今は想定、想像することはできませんので、一つ一つ防災について質問をしても、細かなことは今回はお聞きしませんが、この男女共同参画の視点からということで、会議に女性が3名参加しているということですが、その方はどのような役職といたしますか、どのような立場の方なんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 先ほど申しましたが、23名につきましては、県の担当課ですとか、警察署、消防署などなどございまして、出席した女性の3名は役場の職員もおりますし、県の担当課の立場で参加していただいた方だと認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） いざとなりましたら女性は強いので、今後、会議にもどんどん女性が参加できるような環境をつくっていただければと思っております。

以上、大項目の質問を終わりにいたします。

続いて、大項目2、学校における防災教育について。

- 1、地震発生時の初期行動についてお聞きします。
- 2、教師間での防災マニュアルの共有は徹底されているかお聞きします。
- 3、児童・生徒への防災知識の普及として、授業等行っていることがあればお聞きします。

また、今後必要性のある取組があればお聞きします。

よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

教育長、石川和之君。

○教育長（石川和之君） ご質問にお答えします。

まず、地震発生時の初期行動についてですが、学校現場における防災を含む学校安全については、学校保健安全法に基づき、学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、地域の関係機関等との連携など、様々な措置が講じられ、また学習指導要領において、安全に関する指導の充実が図られてきたところです。

各学校では、それぞれが作成した危機管理マニュアルに基づき対応しています。例えば、長柄中学校では、町から配布されたヘルメットを教室の個人の椅子に常に提げており、地震発生後、机の下に避難した後、素早く頭を守ることができるよう指導しております。

2点目の教師間での防災マニュアルの共有は徹底されているかについてですが、防災マニュアルにつきましては毎年見直しを行い、年度当初の会議で全職員に共通理解を図っておるところです。今年度は、県からの通知を受け、「東海地震に備えて」を新たに加筆した学校もございます。引き続き、マニュアルの見直しを行いながら災害に備え、各学校において日常的な防災教育に取り組み、児童・生徒に自他の命を守るために主体的に判断、行動できる力を身につけさせていきたいと考えます。

3点目の児童・生徒への防災知識の普及として授業等で行っているか。また、今後必要性のある取組はあるかですが、防災教育は日常的な実践の積み重ねが大切です。学習指導要領総則には、安全に関する指導は、あらゆる学校教育活動を通じて行う必要があると書かれており、各教科等や学校行事等を関連づけ、学校教育活動全体を通じて継続的に実践すること。そして、児童・生徒が安全上の課題について自ら考え、主体的に学ぶこと、これらが各学校の防災教育を一層充実させる上で大切なことであると考えます。

具体例として、長柄小学校では、総合的な学習の時間で、3年生が自ら地域を調査し、地域安全マップを作成し、廊下に掲示物として設置し、それを後日、2年生に伝える姿もございました。また町では毎年8月、県、警察、小中学校職員、そして保護者が協力、立会いの

下、通学路の安全点検を実施し、子供たちにとって危険な箇所があるかどうかを確認し、もしあれば、その場で県や警察と対応について話し合っております。

防災に関する意識は、教員から指導するだけでなく、子供たちが自分事として捉えることが大切と考えており、今後も児童・生徒の自主的な活動を大切にしながら継続してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

最初に、3月1日の早朝に、この長柄町でも大変大きな地震を感じました。そのときの朝に保護者の方から、学校の地震対策は大丈夫なのかとか、通学路のほうは大丈夫ですかというお電話をいただきました。そのことを教育長にお伝えしたのですが、その後、何か対策等はしていただきましたでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、3月1日未明の地震をはじめ、最近大きな地震が頻発しております。

教育委員会としましては、まず、各学校の、その日ですね、3月1日、各学校の校長に、災害発生時の対応について、改めて職員に周知徹底することを伝えました。次に、学校の施設及び設備の整備について確認することを、その日の朝伝えたところです。また同日、教育委員会の職員が、子供たちの通学路で危険な箇所がないかパトロールを行い、安全確認をしたところではあります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 迅速な対応をしていただきまして、ありがとうございます。本当に保護者の方も心配をしておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

あと、学校での取組ということで、長柄小の3年生ですか、地域安全マップを作成して後輩へ伝えるというような総合学習をしたということですが、自主的な活動ということで大変よいことだと思われました。大人の自主防災組織のところでも、そういうことも本当に自分事として捉えて地域の実情を知るということは、本当に大変大切なことだと思いますが、今後もこのような地域安全マップの作成等の総合学習は続けていっていただければと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

小学校だけではなく、中学校のほうでも、いつ起こるか分からない災害に対して、自分事として捉えさせるために継続したいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

冒頭にも言いました。大人は防災意識というのは、本当に時間がたつと忘れてしまいがちなんですが、あるデータによると、子供たちのほうが教育されていけば、その意識としてはしっかり持っているというデータを、どこかで、アンケートで見た記憶がありますので、今後ともしっかりとご指導のほうは、よろしく願いをしたいと思います。

本当に児童・生徒にとって、例えば日曜日に一人にいるときに地震が起きるよりも、むしろ学校にいたほうが安全かなというふうに、大勢いるし、先生方もいるし、安全かなというふうに思いますので、先生方にはしっかりマニュアル等の検証とか、皆さんで共有をしていただければと思います。その辺は、改めていかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 学校教育課長、西周信幸君。

○学校教育課長兼給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

まずは校長会の中で、校長先生方には、まず大きな一つとして、災害発生時の対応ということで、今議員おっしゃったとおり、通学路の下校の方法ということで、集団で下校させるのがいいのか、それとも連絡網を通じて保護者の来校を求めて下校させるのか、その判断をしっかりとお願いしますとか、あと家庭への連絡は、そもそも携帯が繋がらなかつたり、電話が繋がったりすることもあるので、通信不能な場合どうするかということで対応を考えておくように伝えてあります。

また、施設設備については先ほどお伝えしたとおりで、校舎内外の施設設備の安全確認をということで、校長会では伝えてあります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。今後とも本当に教育長を中心に先生方一丸となって子供たちの命を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、今日は川嶋園長さんもいらっしゃいますので、同じように、こども園の取組についてお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） こども園園長、川嶋静雄君。

○こども園長（川嶋静雄君） それでは、高橋議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、初期対応でありますけれども、地震発生時の初期対応は、担任である保育者が園児の安全確保のための指示をまず出します。指示内容としましては、室内では机の下など身を守れる場所に一時避難させます。午睡中、お昼寝の時間であれば、布団をかぶってダンゴムシのポーズをして、その場で待つようにします。外遊び中においては、遊びをやめて、その場に座って待つようにいたします。地震が収まりましたら、そのときの状況に応じて、放送の指示に従って避難するかしらないか指示を出すことになっております。

また、こども園の防災教育に関しては、幼児であることから、主に訓練、体験を通じて避難の仕方や保育者の話をきちんと聞く姿勢が身につくように、年間計画を立てて月1回の訓練をしております。訓練の種類といたしましては、火災や地震、水害などの災害に備えた訓練を行っております。

それから、年1回、園児の保護者への引渡し訓練を実施しております。

それから、防災頭巾を保護者に購入していただきまして、常に自分の椅子でクッション代わりとして使用し、避難するときは、その防災頭巾をかぶって避難するようにしております。このかぶり方についても、ふだんから練習をしております。

また、防災マニュアル等については、こども園では、園の管理下におけるけが、または事故、それから災害等に対応した危機管理マニュアルを作成しておりまして、4月初めの職員会議で確認をしております。

防災関係では、火災、気象災害等の大雨、台風などの地震対応です。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。大変しっかりとした準備等をしていると認識いたしました。

そういった内容は、保護者の方は、その中の幾つかとか、こども園でこういうことをやっているよと安心させる材料として、保護者への通達とかというのはどのようにしているんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） こども園園長、川嶋静雄君。

○こども園長（川嶋静雄君） 質問にお答えいたします。

毎月園だよりを発行しておりますので、そのところに避難訓練等を行った場合には、そこにも載せてお知らせをしてあります。町のホームページにも園だよりは掲載しております。以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。本当に、学校同様、保護者の方々も大変心配していると思いますので、そのような情報を発信していただければ幸いです。今後ともよろしく願いをいたします。

時間も押し詰まってまいりましたので、最後に、南海トラフ巨大地震とか、首都直下型地震が30年以内には70%の確率で起こると、現在言われております。それは皆さんご存じだと思いますけれども、もう私その頃生きているかどうか、明日起きるのか、30年後なのか分かりませんが、今後も若い人たちのことを考えると大変心配になってまいりますし、仮に自分がそのときこの世にいたとしても、恐らく要援護者というか、介護者になっている可能性もありますので、しっかりこれから長柄町の防災対策についても十分徹底していただければと思っております。

以前、私は一般質問の中でSDGsについて質問をいたしました。そのときに、SDGsについての意識とか知識を町民にも少しずつ知らせたいということで、そのご提案をしたところ、すぐに現在も広報ながらにおいて、田島先生がコラムとして載せてくださっております。同様に、この防災についても、ほんの少しでも常に防災とか、自分の身は自分で守ろうとか、備蓄していますかとか、そのような文言が常に目に入るような形で広報ながら等にちょこっとでも載せていただけるようにしていただくとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思いますので、そういう一口コメントみたいな形でどこかに載せられるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

もう一つ、この地域応援券が2月29日で終わりました。その際に企画財政課から議員に、最初の支援金ですか、使い方をどうしましょうという提案がありまして、そのときに私は個別に何か物でないかなというふうにお答えをしまして、そのときに思い浮かばなかったんですが、もし、今で思えば、一軒一軒にLEDがついたラジオとか、そういったものがもしあげられればよかったなと後から思ったわけですが、今後そのような機会があったら検討していただければと思います。

そしてもう一つ、この一般質問をするに当たって、実は私、現在副町長の席が空席になっておりまして、有事の際には本当に副町長が必要だなというふうに思いまして、町長に一日も早く適任者を見つけたらいかがですかという進言をするつもりでございました。今まで、空席の部分を石川教育長が補っていただきまして、大変ご苦労されてきたのではないかと推測をいたします。ですが、この副町長の選任については、上程されるということを知って大変安心をいたしました。

これからも、町全体で、この防災について、今こその防災についてみんなで考えるべきだと冒頭申し上げましたが、これからどんどん防災リーダーの養成とか、訓練とか、そういったこともしていただければとお願いをいたしまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で高橋智恵子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 宮 坂 陽一郎 君

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 時間が少ないので、冒頭の挨拶は省略させていただきます。

早速質問に入りますけれども、まず1番目、本会議における質疑応答結果の扱いに関して。

これは前回の議会において指摘させていただいたんですが、本会議での執行部の答弁がいつの間にか忘れ去られていて、全然実行されないまま放置されていたということが発覚したわけですね。その後、前回の議会で指摘させていただいた、具体的には道路の冠水地点における車の誘導の件、これに関しては総務課のほうで既に対応いただいているというふうに伺っておりますが、これ以外にもざっと調べたところ、5年前というは2019年ですね、それまでの間に議事録をチェックしたら、やっぱり10件ほどどうなったか分からないというような項目が見つかりました。これ以外にもいろいろあると思うんですが、このような事態というのは、議会の存在意義を問われる。つまり、議会で質疑応答、回答をいただいても、それを忘れられてしまうのであれば、議会をやっている意味がなくなるというような非常に重要な問題だというふうに考えています。ですから、これに対しての対応は速やかに対策をする必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 宮坂議員の質問にお答えいたします。

1点目の本会議における質疑応答結果のご質問ですが、議会定例会における一般質問の要旨や当面の方策、将来的な展望については、定例会の終了後速やかに各担当課において課題点を整理し、質疑応答記録として取りまとめしております。この記録については、平成30年から実施してまいりましたが、その後の質問項目の課題点についての進行管理については、各担当課で行うこととしております。

今後は、この記録を継続するとともに、職員の異動の際などは、引継ぎを行い進行管理に努め、課題の解消に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 参考のために長南町のほうに伺ったところ、本会議の質疑応答が文字起こしされた時点で課長会議を開催して、そこで読み合わせを行った後、各項目と担当との内容を確認して、それをその後、経緯に対しては質問した議員との間で個別にやり取りをするというような管理方法を取っているというお話でした。これは一つの参考になると思うんですが、長柄町は、町長がやはり開かれた町政ということで、本会議以外にも小さな会議

に関してもオープンにしていくという形で、実際に傍聴が可能になってきております。

こういった流れから、やはり本会議で決まったこと、回答してどこがそれを担当することになったというのは、これは長南町のやり方をひとつ参考にするとともに、その結果の進捗、その後の経緯を町民にも分かるような形で、ホームページ等で公開する。そういう形にぜひしていただければ、これはなぜかという、町民も議員を通じて本会議でいろいろな質問を行ったりするわけですね。ですから、その結果がその後どういう扱いになったか、例えば進捗はどうなったか、これがやはり町民に分かるようにしていただけるというのは、町民にとって非常に有意義なことだと思いますので、ぜひそういう形の仕組みをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） ご質問にお答えいたします。

議員さんのご質問のとおり、他の町村、長南町の事例を今言われましたけれども、そういうようなものを参考にしながら、また議会事務局のほうとも打合せしながら、どういう方向ができるのか検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 前向きな回答いただきました。ありがとうございます。ぜひ、この今回の会議後にすぐにその扱い方を決めていただいて、今私のほうで提案した内容、もしくは、さらにもっといい方法があれば、それを採用していただいて、ぜひ町民にも分かる、そういう形を取っていただくようお願いいたします。

2番目ですけれども、災害時の対応に関して。

これは、これまでに何回か議会で指摘させていただいているんですが、まず災害時の要援護者というのが定義されているんですが、こういった方々に対して避難支援を行う必要があるというふうに、これは国のほうでも決めているわけですが、特に避難支援の中心となるのは民生委員というふうに定義されています。これは前回も質問したと記憶しているんですが、この民生委員の要援護者を避難するための訓練や、あるいは、場合によっては介護資格が必要になる場合があるので、その資格取得に関して、そういった準備状況ですね。これがどの程度進んでいるのか。

また、水害時の場合には、こういった事前の避難支援が必要になるわけですが、これも前回質問させていただいたというふうに記憶していますが、前回の水害、去年の9月で

すか、このときも結局避難場所に行き着けない、冠水ポイントが周囲にあるので、避難しようと思ったら行き着けないと、そういった事態が発生したわけです。

つまり、今、避難所として指定されている中に、水害時には不適當な避難所があるというのが分かったわけですね。ですから、これは早急にそれに代わる新たな避難所をつくる必要があるわけですが、これの進捗です。それをまず、どこの避難所が適當でないのか、水害時ですね。それから、新たにどこにつくるのか。こういったことに関して、今、どこまでその作業が進んでいるのか、これを伺いたいです。

それから、もう一点、今回、お正月に能登半島での大きな地震があつて、この経験から、通常の人口ではなくて、帰省その他で非常に人口が膨らんでいる状況の中で、こういった地震、大規模な町全体が被害を受けるような地震が発生した場合に、現在の用意されている避難所、その収容人数、それから備蓄品の数、特に備蓄品は今偏在しているんですよ。つまり、どこかで足りなくなったら、主にこの庁舎の近くにストックされているというふうに伺っていますが、そこから運べばいいんじゃないのと、そういったお話を以前伺ったと思うんですが、今回の能登半島の地震を見てみると、全域が被害を受けた場合は、道路も通行が困難な状況になる。そういう状況が考えられるわけですから、もっと身近なところで避難ができるように、あるいは十分な備蓄が行き渡るように、そういう新たにデザインし直す必要があるんじゃないかと思いますが、この点に関して町長のお考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 質問にお答えいたします。

災害時の要援護者に対する避難指示については、避難支援の中心を町が主導で行うことが重要であると考えております。昨年の災害時、民生委員には安否の確認を担当課から要請し、実施したところです。災害時の要援護者の避難支援については、町の喫緊の課題の一つであると認識しているところです。

災害には、風水害、地震など、様々なケースを想定し、避難計画を立てなければなりません。災害はいつ起こるかわかりません。計画をつくるに当たっては、体制を構築するため、要援護者に対して支援者の確保が必要となります。支援者は、重大な責任を伴うものでございます。

今後、先進的な事例を参考に、かつ早急に整備を図りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、避難についてですが、災害から命を守る最も有効な手段は早期避難です。町も台風など事前に想定できる自然災害には、防災行政無線や防災メールを活用し、早期の避難を呼びかける注意喚起を行っています。避難所への避難が困難な場合には、安全な親戚や知人の家へ避難する方法や浸水や土砂災害のおそれが低い場所では在宅避難という方法もあります。避難とは「難」を避けることであり、避難は避難所へ必ず行くことではないため、住民一人一人が自分に適した避難場所等の選定について検討することが必要であると考えます。

また、指定避難所については、12月定例会の答弁のとおり災害対策基本法の基準に基づき、町地域防災計画に定められた9か所の避難所を活用してまいりたいと考えております。

人口増加時の対応については、参考とする指標等も示されておりませんので、今後の課題として検討してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） まず、避難支援、要援護者の支援者ですけれども、これは民生委員が行うというふうに規定されています。ですから、先ほどちょっと質問させていただいたんですが、その民生委員の方の訓練状況と介護資格等の取得状況、これがどの程度進んでいるのか、これをまずお答えいただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 介護のほうの取得状況でございますけれども、前回の答弁では介護の講習会、直近でございましたので、そちらを受講していただいて、まずは入り口として介護の知識を覚えていただく。そういう機会がありますよということでご案内させていただきました。

その後、介護取得につきましては、短期でこれは取得できるものがございませんので、民生委員会時に講習会などの機会を設けて、スキルを少しでも身につけていただくように考えてまいりたいと思っております。

続きまして、避難の訓練なんですけれども、直近で今すぐ行うということは考えてはいませんが、防災訓練なども併せる形で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の答えですと、例えば今年の夏、また8月、9月に去年よりももっと大きな水害が仮に発生した場合には、現状のままだと民生委員の方も、例えば寝たきりの方を避難支援しようと思っても、これはできないわけです。助けることができないんです

よ。しかも、訓練もやっていなければ、そもそも動けるのかという話になっちゃうわけですよね。

だから、5年前でしたっけ、前回の水害は。その後、昨年9月にまた発生して、二度経験しているわけです。たまたま、残念なことに1回目は犠牲者が出てしまった。これは今回の冠水地点での誘導、これを行うことによって今後は防げるだろうと。ただし、例えば崖崩れとか、そういった危険のある場所から避難させようというときに、行ける人がいなければ、また犠牲者が出る可能性があるわけです。そのために国で民生委員の方に、こういった要援護者の避難支援をするようにというふうに規定されているわけですよ。ところが、その方たちが訓練も資格も持っていない状況であれば、これは支援できないですよ、避難支援が。非常に大きな問題だと思うんですね。

もし、それが実際にはもう見込めないと、見込めないという意味は、支援にならない、民生委員の方が支援することはできないということであれば、これは別の仕組みをつくって、早急にそういった事態に対して避難支援ができるような体制をつくる必要があるんじゃないでしょうか。町は住民の生命と財産を守るというのが大きな役割だと思っているんですが、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） まず、民生委員さんにつきましては、必ず守らなければいけないというような、まず私のほうは認識を持っておりません。ましてや、介護度の高い動けない方につきましては、介護福祉サービスを利用されているかと思います。そういう専門の方を頼って避難する計画を立てるといふものが必要になってくる。それが今後、来年以降、早急にといふことで申し上げている個別支援計画、そちらになります。もちろん、民生委員だけでは到底カバーできないというふうに認識をしておりますので、宮坂議員が言ったように、ほかの組織といふものも必要な場合があるのかもしれない。これは課題ということで、私どものほうも認識はしておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと私は来年というふうに今聞こえたんですが、今年、仮にそういう水害が起こった場合は、じゃ、対応は誰もできないと、一応町の執行部としては考えていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

これは、まず町長のほうにぜひ回答いただきたいんですが、今ご説明させていただいているように、今、要援護者、つまり一人では逃げられない、そういった方をどうやって避難させるか。これは、先ほども話したように、国は、それは民生委員がそういった避難支援を行うというふうに文書で定めているわけです。ただ、それができないということであれば、今、森田課長のほうからお話があったように、じゃ、別の介護関係の方に動いていただくということであれば、それはそれでいいと思うんですね。ただ、それを来年、そういった形で考えていこうというのであれば、今年、もしまた大きな水害が起こった場合に、そこで崖崩れ等が発生した場合に、これは避難支援できないということになっちゃうわけですけども、これでは町としてまずいんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

[「ただいまお話に出ています民生委員のことにつきましては、今から対策を打ったところで、急にその人がスーパー民生委員に変わるわけではないので、これは町としては、ちゃんと従事した人たちに今はお願いするということなので、これぐらいの距離は、あまり長くすべきことでもないような気がします」 「そんなこと言っているんじゃないんだよ、それを来年と言っているのがまずいって言っている」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田 孝君） 町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 先ほど、民生委員のほうの訓練または、そちらのほうも早急に対応できない場合もあって、また別の体制も構築しなきゃいけないという森田課長のほうから答弁ございました。こちらのほう、本当は来年度検討していくということでよろしいでしょうか。

こちらもほうも、これで育てていきたいというふうに思っておりますので、よろしいでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） すみません、私、聞き違えたかもしれないんですが、来年度ということであれば、来月から検討をされるということで、ぜひこれ検討していただいて、夏までに何とかその仕組みづくりをお願いしたいと思います。

これに関連して、これは総務課のほうに以前お願いしていたんですが、ハザードマップのアップデート、具体的には冠水ポイントを、去年とその前の水害のときに、どこが冠水するかというのは大体把握できたと思うんですよ。というお話をしたと思うんですが、ただ、こ

それを、簡易版で結構なので、主に新たに分かった冠水ポイントを加えたハザードマップを作成していただきたいというお願いをしてあると思うんですが、これの進捗はどうでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

ハザードマップの足りない部分とか補完する部分を今調整中ございまして、それに増して議員さんのほうから冠水ポイントの位置なども表示できたらという話なので、その辺も併せて作業中でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ぜひ、このハザードマップのアップデートに関しては、特に冠水ポイントの部分は、次の予想される夏までに完成をさせて配布できるようにお願いしたいと思います。スケジュール的には、一応そういうふうに希望するんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 具体的な時期は分かりませんが、なるべく早期にしていきたいと思います。公開の方法が、ホームページになるのか、配布になるのか、その辺はまだ決定しておりませんが、なるべく早期に実現したいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。ぜひ早めに対応をお願いしたいと思います。

それから、災害復旧工事に関してなんですけれども、これが半年たってもまだ終わっていない状況なんです。これは時間がかかり過ぎていると思うんですが、この原因は何なんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますけれども、時間がかかり過ぎているというご指摘でございます。これにつきましては、半年ちょうどかかって、先ほど鶴岡議員のご質問にもありましたけれども、ご答弁させていただきましてけれども、残りまだ数件が残っているというところでございます。

令和元年の災害では、当課が所管する工事が約300件、それから前回と規模も違いますけ

れども、今回は143件でございました。前回の令和元年は業者4者と協力会社、それから建設業協会の長生支部数者のお手伝いによりまして、1年半を使ったというふうに聞いております。

今回、先ほど申し上げましたように、143件を半年で町内業者の皆さんがやっていただけたということについて、遅いというご指摘はあろうかと思いますが、そういった形で前回に比べて規模も違うかもしれませんが、おおむね半年で完了できたということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） すみません、私が伺ったのは遅い理由なんですけど、お答えいただけないので、以前、課長から伺ったお話でちょっと確認したいんですけど、今回、町内の土建業者3者プラス土運びに1者ですね。これは補助です。これを使って今やっているというお話でしたけれども、町内には土建業者何者あるんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

実動いただける業者は5者でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 5者のうち今回3者ということで、町内だけでは要は足りないわけですよ、簡単な話が。町内に絞るというのは、これは平時であれば町の土建業界にお願いして、そこにお金が落ちるようにしましょうという話はある程度理解できるんですけど、この災害復旧に関しては、やはりスピードも求められると思うんですよ。であれば、今回のように3者しか実際に出勤できるような状況のときに町内だけに絞るというのは、これはちょっと考え方としておかしいんじゃないかなと。急ぐということであれば、町外、県外含めてやっていただける業者を募って、スピーディーに復旧していく、それが町民の希望する内容じゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご意見につきましてはごもっともな部分もございますので、今後の復旧に必要なところがあるかと思っております。

ただ、こういった形で、広域的に長生郡市、今回9月の雨は全体的に被災しております。

それから県外というご意見もございますけれども、ほかの地域の業者さんですと、なかなか現場も精通されておりませんので、どういったことをするのかとか、加えまして、災害時の社会基盤施設復旧等に関する協定という形で、町内業者にはあらかじめ災害時に速やかに対応していただけるようにということで協定も結ばせていただいております。当然、県外の業者さんであれば、現場案内、それまでに至る積算、現場調査、これらの全てにおいて時間を要する点がございます。そういったことも含めまして、町内業者さんに全てをお願いしたというところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 町内の業者を使うのはまずいという話をしているんじゃないんですよ。そこだけに絞るのがまずいと言っているんです。

今のお話で、ほかから呼んだ場合は、若干スタートまでにいろいろ手間がかかるという部分はあるでしょう。ですが、最初に町内の業者にある部分はお願ひして、残りのところは説明をした後に町外あるいは県外の業者に任せるとするのが自然なような気がするんですね。それで何か問題が起こるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

問題が起きるかどうかということについては、先ほど申し上げましたとおり、現場に精通しておりませんので、一つ一つの現場について立ち会い、その内容について把握していただく必要があると思います。現場、各地域において、当然やり方は違うでしょうし、その方がどちらの業者さんかは分かりませんが、そういったことも含めて、やはり手間は手間だと思います。

それから、先ほどご案内させていただきましたけれども、あらかじめ町内業者とは、その価格等につきましてもすり合わせをさせていただいておりますので、その価格のすり合わせについても必要ないということで、非常に速やかな対応ができると。県外の業者さんですと、その価格のすり合わせ、うまくいくかどうかは分かりません。これらについても非常に苦慮するのではないかとこのところが想定されます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 何か想像で話されているようなんですが、それはやってみなきゃ分

からないわけですね。しかも、地元の業者さんといっても、被災した場所というのは別に精通しているわけでも何でもありませんよ。突然その崖が崩れたとか、知らないところもいっぱいあるんじゃないですか、百何十か所もあつたら。同じなんですよ、条件は。

よく分からないですけれども、提携の何かやり取りをされているということですからけれども、それが障害になるのであれば、それはやめてしまえばいいじゃないですか。それよりも、災害時に復旧工事が早く終わるとというのが一番重要なことだと思うんですよ、町民から見たら。価格の交渉なんて、それで何か月もかかる話じゃないじゃないですか。広く募集をして、その中ですり合わせをして、価格が折り合うところにどんどん頼んでいけばいい話ですよ。3者しかいないところでやっていただくほうが、よっぽど効率悪いじゃないですか。

ということで、ぜひそこは改善をお願いしたいんですけれども、時間がなくなってしまったので、次の質問に行きたいと思います。

3番目、社会福祉協議会への公金投入問題に関してですけれども、これも以前から質問させていただいているんですが、現在、この社会福祉協議会に対して町から多額の税金が投入されているわけですが、現状それに見合った町民サービスが提供されているのかが疑わしい。

また、給食サービスに関して、本来の目的である安否確認、これを考慮した改善を、これも前回の議会でお願ひしていたと思うんですが、その後の状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） ご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会は民間の社会福祉法人であり、町としても、その自主性と自立性を十分に確保することは必要不可欠であると認識しております。

町からの補助金の主な用途は人件費で、原則として社会福祉協議会の自主財源で賄うことのできるものについては社会福祉協議会が拠出しております。社会福祉協議会の自主財源は、主に会員からの会費、共同募金の配分金、介護保険事業の収入、県社会福祉協議会や町からの受託事業費となっています。現状では、自主財源では人件費の全てを賄うことはできていません。そのため、町から人件費の不足分を補助金として交付しております。

社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されており、福祉活動において欠くことのできない重要な役割を担っております。社会福祉協議会の自主財源の確保について、町との連携を強化するとともに助言等を行い、補助金の適

正化について検証を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） こちら全国社会福祉協議会を出している全国の市町村の社協の歳入のグラフです。これに比べて、この長柄町の社協というのは何が問題かということ、例えば今町長からお話があった会費収入、これ0.7%ですよ。ほとんどないんです。寄附金も0.06%、だから、ほとんどが補助金と委託金ですよ。

通常の社協の収入の柱となっている介護保険事業、それから障害者サービスの事業収入、これが結構2本柱になっているんですけども、これが長柄町の場合は介護保険のほうは半分以下の45%、全国平均として。それから障害者福祉サービス事業、この収入は全国平均の10%、10分の1しかないんですよ。ほとんどそういった柱となる事業はできていないんです。だから、自分達で稼いでいないんですよ。これ民間ですよ。これなぜ稼いでいないのか、この理由が多分分からないと思うんですよ、任せているから。これでは、町が足りない分を出すと言っても、もっとどんどんほかシュリンクしていったら、その足りない分はどんどん出すことになっちゃいますよね。それじゃ困るし、さらに問題なのは、お答えいただけていないんですが、この多額の税金を入れているのに、どういった町民サービスがなされているのか。給食サービス、先ほど質問にお答えいただけていないんですが、給食サービスというのは、これ覗くと、町が期待している事業、つまり社協が自分たちでやっている介護保険等の事業を除いた部分に、頑張ってもらおうということで補助金を出していると、そういう名目になっているわけですけども、その対象人数は僅か60名程度ですよ。そこに3,000万円が人件費として入っているんです。これ割ったら1人当たり50万円じゃないですか、年間。異常ですよ。

これは何とか改善していただきたいんですが、なぜこんなことになっているかということ、要はインセンティブが全然働いていないんですよ。つまり、福祉サービスを、どれだけ広く充実させたサービスを提供するかというのは、全く収入に関係しないんですよ。今やってもやらなくても決まったお金が町から入ってくるから、別にやらなくていいんですよ。頑張る必要がないんです。現状は。

それから、委託事業となっている福祉センターの管理事業です。これに関しても同じです。これも二千数百万円出していますけれども、これも温泉温めるガス代使い放題です。だって、その分全部町から出るんだから。節約するとか、例えばちょっとお湯をうまろ過してチェックをして、今まで1日で捨てていたのを2日ぐらいやろうかなとか、お客が少ないときは

ちょっと温度を少し調整しようかなとかいうことで、要はコストを削減するという意欲に結びつかないんですよ、やってもやらなくても変わらないから。そこが大きな問題だと思いますよ。

これはちょっと、どこが、今、先ほど民間だから任せているというお話をしましたけれども、町から局長として出していますよね、人を。人も出してお金も出している。それであと何やっているかは、民間だから勝手にやらせるというわけにはいかないんじゃないかなと思うんですね。

時間がなくなってきたので、これ、ぜひ改善をお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） すみません、給食サービスの件、ちょっと漏れまして、給食サービスの後の状況につきましては、1月にそれをお願いしておりますボランティアの方と打合せを行っております。双方の問題を話し合った結果、結論まで至っていないというのが現状ですので、引き続きそのご指摘のあったものについては継続してお話をしていくというところでございます。

それと、補助金に見合ったサービス、その辺はというところなんですけれども、日常生活自立支援事業だとか細かい事業を言うとなればないので、もちろん調査企画だとかということも踏まえて、社協のほうは受託事業だけを行っているわけではございませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 理解はできないんですけども、先ほど言ったように、これは自分たちの事業、つまり主に介護保険、それから障害者保険の事業ですね。これが本来は柱になるべきなのに、それが全然足りていないと。これを改善しないと自分たちの給料も出せないわけですよ、今。それじゃ困るんですよ。ぜひそれは今後改善を実施していただいて、これ検討の段階はもう終わっていると思うんですよ。給食に関しても、これは去年の議会でもお話ししたように、電話で済む話ですよ、一部は。やろうと思えばあしたからでもできる内容じゃないですか。まずはやり始めていただきたいんですよ、検討するという段階は卒業してですね。ぜひお願いします。

もう時間がないので、最後の害獣駆除の問題点に関してなんですけれども、これはイノシシ駆除のためのわな猟に関して町で支給している報奨金の金額と支払いまでの流れを伺いた

い。

それから、他の周辺の市町村と比較してどの程度のものなのか。そのあたりの状況を教えていただきたいという内容です。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 質問にお答えいたします。

近年の害獣による被害は、水稻や畑作物といった農作物に限定せず、住宅地への出没や庭先の掘り起こし等もあり、町への目撃、被害対応に関する対応要請も昨年に比べ増加しており、拡大の一途をたどっています。

特にイノシシについては、成人の体重を超えた、100キロ超えとなる巨大な個体も存在することから危険性も非常に高く、町民の安全を守る観点からも捕獲による鳥獣被害防止対策は重要かつ喫緊の課題であると認識しております。また、議員も承知のことと存じますが、イノシシは毎年4頭から5頭が出産可能であることから、爆発的に繁殖し生息域を拡大する野生動物です。

この課題に対応するため、本町では、町内の従事者41名と町外の従事者18名の計59名の狩猟免許取得従事者に活動をいただいております。従事者の皆様や町猟友会のご尽力により、令和4年度は695頭、今年度は12月末現在で989頭のイノシシの捕獲実績となっております。

本町では、国から示された捕獲確認マニュアルに従って、申請書類及び写真による確認を行い、協議会から従事者へ報奨金をお支払いしているところです。

捕獲及び処理に関する対応については、市町村ごと様々であり、一概にどの方法が最適であると定義できない状況にあります。いずれにせよ、本町としては、現状の課題等を整理し、町鳥獣被害防止対策協議会において協議をいただき、町内外問わず、従事者全体にルールの再確認及び周知の徹底を図り、疑念が生じない運用をお願いするところであります。

捕獲した有害鳥獣の処理施設については、9月の第3回定例会においての鶴岡議員の答弁と重複いたしますが、場所の選定や施設及び設備導入に係る経費、維持運営費等の費用が発生することからも、慎重かつ丁寧な議論が必要であると考えます。先進事例も参考としながら、本町に最も適した個体処理の方法について、引き続き検討してまいりたいと思います。

今後も狩猟免許従事者及び町猟友会の協力体制の下、捕獲活動を粘り強く継続し、さらなるイノシシなどの個体数の減少に努めてまいりたいと存じます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 周辺の市町村の情報をちょっと集めていただいたんですけども、例えば長南町、ここは割と似ているんですね。これは令和2年2月20日現在で約970頭、前年度が600頭ですから、1.5倍ぐらいになっていると。ここは従事者数が、町内が28名、町外が11名という構成でやっています。もう一つが、睦沢町ですけども、ここは町内だけの従事者5名で302頭、前年が123頭ですから3倍近く2.5倍になっている。あとは少ないですよ。

この2町はどういうふうに行っているかというと、結構、例えば睦沢町が捕獲から止め刺しまで1万円、長南町はくくりわなだと1万5,000円、長柄町8,000円です。金額は、だからそれぞれでいいと思うんですけども、これはでも両方とも職員が立ち会っているんです。

何が言いたいかというと、お金を出すわけだから、例えば1,000頭を超えたら、今年度も1,000万円近く町が支払うわけです。写真だけだと不正の温床になるんですよ。写真って、町長もご存じだと思うんですけども、単に体にペンキで日付を書いて、写真撮って、2枚目はしっぽをちょん切った写真をもう一枚撮って、それで申請して8,000円もらえると。そういう状況なんですよ。町外の方は結構いらっしゃいますから、これやっぱり不正の温床になるというのは、どこで捕れたか分からない、写真だけ持ってこられるというような疑いも出るわけです。ですから、そういったことが生じないように、やっぱりある程度のボリュームのところはちゃんと職員が見に行っているわけです。

ただ、職員が行くと、これは大変だというのは分かるんですね。ですから、その代わりに、写真といっても、今言ったように単にしっぽがついているのを撮って、切って撮ってなんていう、そういうレベルじゃなくて、もう少し工夫をして、誰が見てもこれは町内で捕れて、しかもちゃんと識別できると、要は重複しないようになるというような、何かそういう仕組みをきちんとつくっていただいて、例えば捕れたら、職員は行かないけれども、逆に庁舎に来てもらって専用のプレートか何かをその場で渡して、それを持って行って、その場所でセットで撮るとか、写真を。あるいは、そもそもわなの管理というのは、今、設置場所の管理をやれていないわけです、長柄町は。ほかが行っているかどうかは分かりませんよ。ほかもやっていないかもしれない。例えば、くくりなんかはいろんなところに設置しますよね。ポイントはちゃんと申請して分かっているならば、その場所というのは特定できるわけですから、そこに要は目印になるようなものを、例えば何か立てさせるとか、周囲が分かるような形で写真を撮らせるとか、工夫すればいろいろなことができると思うんですよ。一々職員が

出向かなくても、その写真何枚かで、それが確実にそこで撮れて、重複した申請ではないということが確定できるような仕組みをつくれればいいと思うんです。

それから、もう一つ問題になっているのは捕獲後の処理です。これが結構、山に投棄されている。そのまま、要は止め刺しやった後、ほっぽっちゃうというような事例があるんです。それも困った話なんです、それも防ぎたいんです、当然。そうすると、ほかの例えば長南町なんかは、わなと処分料と分けているわけです。それから、ほかは捕獲から止め刺しというところまで切っているとか、いろんなやり方、市町村ごとにばらばらなんです、つまり、捕獲から止め刺しをやって処分までがセットで初めて報奨金が出るというような形にしないと、不法投棄というふうに言っているかどうか分からないんですが、捕った後に適当にその辺にほっぽってしまうというようなことが起こらないように、やっぱりうまい仕組みをぜひ考えていただきたいというのが一つ。

あとは、そもそもそれを処分するのに場所がないんです。解体場所。このわなの実際捕獲されている方が困るのは、捕獲した後、これ解体しようと思っても場所がない、それから埋めようと思っても埋める場所がない。このあたりはぜひちょっと町のほうで検討していただいて、やっぱり共用できるような何かそういう施設、簡単な、つるして水が流れればいいわけですから、そういうのをつくっていただくとか、その辺をぜひ検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

いろいろ議員からご提案いただいたんですが、まず1つ、不正がないようにというところは議員おっしゃるとおりでございますので、いろいろ課題に対していま一度整理をいたしまして、適切な事業運営を図っていきたい。また、事業者に対してもルールの再確認、いま一度、この辺は徹底するよう周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

それから、処分については、協議会のルールの中では適正な処分までというところがございますので、それは先ほど言ったとおり周知徹底させていただく。不適切な事例がありましたら、それは当然指導していくという体制で取っていきたいと思っております。

また、解体場所の問題でございますけれども、9月に、それから議員からのご質問でもありましたけれども、この辺に関しては広域的にできないかということで、昨年11月の担当者会議のほうでもちょっと投げかけていって、持ち帰りという形で継続審議になっております。

今後、高齢化云々というところで、非常に問題になっておりますので、これは引き続き適正な長柄町に合ったやり方というところは研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

解体まであるいは処分までのところは、同じように写真とか何か工夫すれば、その個体がちゃんと解体されたのか埋められたのかというのは、それは担保できると思うんですよ。というか、担保できるような仕組みをぜひ検討いただきたいというのと、もう一つ困っていることは、課長もご存じだと思うんですけども、くくりわなの場合は、これは止め刺しが非常に危険なんですね。ですから銃でやるのがやっぱり安全なんです。ところが、町の止め刺しの許可というのが、3人しかいないんです。そのうち2人は、通常働いていらっしゃる所以对応できない。なので、ほとんどの捕獲者は、やっぱり危険な状況でも電気でやったりと、いろいろ苦勞されているんですよ。ですから、これはぜひ止め刺しの許可も、これはそもそもわな自身の許可というのは、別に町が出すときに猟友会とか関係ないですよ、全く。全然関係していないんです。免許持っていれば捕獲者として登録できるわけです。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君に申し上げます。

○2番（宮坂陽一郎君） 分かりました。もう、これ最後です。

同じように止め刺しも、猟銃の免許を持っていれば、別に従事できるわけです。猟友会とか全然関係ないんです。ぜひその辺も考慮していただいて、安全な捕獲を実施できるような環境づくりを町のほうでぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 以上で宮坂陽一郎君の質問を終わります。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（柴田 孝君） ここで皆様にお諮りします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

---

○議長（柴田 孝君） ここで暫時休憩いたします。再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時20分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 佐久間 繁 英 君

○議長（柴田 孝君） 3番、佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） 3番、佐久間繁英です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、傍聴人の皆様には、年度末の何かとお忙しい中、お足をお運びいただき、また、午前午後と長時間にわたって傍聴いただき、大変ありがとうございます。

やっと暖かくなったと思ったら、また寒い日に戻ったりと、気温の変動が激しい昨今ですが、梅の木にも花が咲き少しずつ春の息吹を感じているところでございます。皆様には気温の変動により、体調等をお崩しにならないようご自愛いただければと存じます。

そして、本年1月1日に発生した能登半島沖大地震で被災された方々には謹んでご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心より願うものであります。

本日の質問の多くが災害に関連した内容となっておりますが、私の質問もこの件に関連したところから伺わせていただきたいと思います。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより質問に入らせていただきます。

まず、耐震改修促進計画の進捗状況についてです。

先ほど触れさせていただきましたが、本年1月1日、石川県を中心に発生したマグニチュード7.6の能登半島沖地震では、2月8日現在、死者241名、重軽傷者1,532名と多くの方が被災されました。そして、家屋の全壊、半壊が4万1,479棟に上り、断水戸数は3万7,500戸という中、1万3,535名の住民が避難生活を余儀なくされております。

専門家の話によると、首都直下型大地震の発生確率は非常に高いと多数のメディアの中でも報じております。

国・県は、平成31年に耐震改修促進計画を改定し、令和7年をめどに耐震化率95%の目標指針を提示しております。

そこで、1番目の質問ですが、長柄町の耐震化率は令和3年1月時点で59%と計画書に表示されておりますが、直近の耐震化率の進捗状況と目標指針の達成に向けた対策について伺いたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

〔「もう1個ある」と呼ぶ者あり〕

○3番（佐久間繁英君） それと、②になりますけれども、能登半島沖地震発生後に、多くの住民の方が給水の支援を求めていることを教訓として、また町民の皆様に、災害の備えに対する意識を高めていただくきっかけとなるよう、町内全戸に長期保存用の飲料水1ケースの配布が検討できないか伺いたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 佐久間議員の質問にお答えします。

質問の1点目の本町の住宅の耐震化については、定期的な耐震化の状況管理はしてはおりませんので、現時点での耐震化率は把握していません。一方で、長柄町耐震改修促進計画では、新築、滅失による住宅棟数の増減を考慮すると、令和7年度末における耐震化率は63.5%と推計され、国や県が掲げる耐震化目標の95%にするためには、全体の31.5%の耐震化が必要となります。

このことから、現在町では耐震診断、簡易診断ですが、に要した費用の一部を助成しておりますが、この制度に加え、住宅の耐震化に要する工事費の一部を助成する制度を創設し、耐震化の推進を図りたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目のご質問についてですが、能登半島地震では家屋の倒壊や道路の液状化に加え、電気・ガス・水道などのライフラインが止まるなど甚大な被害が出ました。

地震や台風などの自然災害は、時として想像を超える力で襲ってきます。しかし、日頃から防災対策をしておくことで、被害を少なくすることは可能です。防災対策で大切なことは、自分の身の安全を守るために一人一人が取り組む自助であり、町内各戸へ配布している長柄町総合防災マップにも、備蓄品及び非常時持ち出し品の例を掲載しております。

飲料水は1日1人3リットルを目安に家族分の準備をしていただき、日常生活で消費しながら使用した分を補充し、常に一定量を備蓄することを心がけていただきたいと思います。

飲料水については、町の備蓄水を約6,000本保有しており、また広域市町村圏組合水道部の協力を得て浄水場を活用するなど、給水活動を行うこととしています。

そのほかに、飲料水に関わる災害協定は、ジャパンフーズなどとも提携するとともに、町内の井戸所有者のご協力をいただき、町民の皆様が飲料水や生活用水として利用できるよう災害時における井戸水、湧水の供給協力に関する協定を締結しています。協定数は、飲料水3か所、生活用水7か所、合計10か所と締結し、2年に1度水質検査を実施して有事の際に備えています。

議員ご指摘の災害の備えに対する備蓄品や住宅の防災対策について、啓発活動に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

それでは、私のほうから、①のほうから再質問をさせていただきたいと存じます。

まず、①のところの中で、ご答弁を今頂戴したところでございますけれども、令和7年で63.5%の見込みということでございましたが、この件については、あくまで目標指針であって強制ではないという認識でよろしいのでしょうか。

それと、今のお話の中で工事費の助成というお話がございましたが、いつから助成されるのか、どの程度の助成を考えているのかお伺いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

目標につきましては、義務ではないというふうに認識しております。

それから、助成の関係でございますけれども、来年度令和6年度に要綱を整備しまして、令和7年度から施行したいというふうに考えておるところです。また、内容につきましては、今後先進事例等を参考に助成割合、それから上限額等もあるかと思っておりますので、そのあたりを研究してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

先ほどもちょっとお話差し上げましたが、首都直下型の大地震はいつ起きてもおかしくないというふうに言われておりますので、起こり得る災害から町民を守るためにも、できるだけ早く整備を進めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

それこそ、国や県からの財政支援もあるというふうに伺っておりますが、その支援を受けるためには諸手続が必要だということも聞いております。このあたりを精査した上で検討してまいりたいと存じますので、何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

先ほどほかの議員さんからもお話ございましたように、千葉県においてもここ連日地震が頻発していることも踏まえ、ぜひとも早急な対応をよろしくお願いを申し上げます。

続いて、②の質問についてでございますが、お話の中で、町では備蓄水をはじめ、様々な組織体と連携し災害に備えているということでもございましたが、大地震をはじめ災害はいつ起こるか分かりません。日頃から災害に対する備えをしていくことが大事と考えますし、あらゆる機会を通じて、町民の皆様に防災に対する注意喚起を促していくことが、町としての責務であるというふうに考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員もご指摘のとおり、昨今の地震、群発地震など、地震災害は特に突然やってまいります。自分だけは大丈夫と考えずに、先ほどのお話にもありましたけれども、自分を守ろうとして、自助の取組として、ふだんからいろいろな備蓄品だとか住宅の対策などについて取り組んでいただきますように、機会を捉えて啓発活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。緊急用の備蓄水や保存食をはじめ、関連す

る救助備品等の維持管理に努めるとともに、実際災害が発生した場合、各組織体が有効に機能していくよう、定期的な確認をお願いいたします。

なお、備蓄水や保存食において切替えに関わる処理方法について、私のほうから質問を入れさせていただこうと思いましたが、先ほどの高橋議員の質問の中で防災の意識向上のために小中学校に配布しているということで確認が取れましたので、この件については省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

大項目で、耕作放棄地、遊休地の復興についてでございます。

農業者の高齢化と後継者不足等により、年々耕作放棄地、遊休地が増加しております。当自治会でも昨年、数戸の方が離農し、一部耕作放棄地となっております。これらの農地は年がたつほど再興は困難になり、害獣等のすみかになっていくと危惧するところであります。昨年3月に質問をさせていただいた際に、太陽光発電のお話もありましたが、別の観点から営農組合等と連携した農地の復興について、町当局の考えを伺いたいと存じます。

まず、1番目の質問になりますが、離農者の農地を営農組合や大規模農家が引き継いだ場合に助成できないかということでございます。

そして、②になりますが、新規就農者の支援助成等の拡大について検討できないか伺いたいと存じます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 佐久間議員のご質問にお答えします。

毎年、農業委員会が実施している農地利用状況調査によると、昨年度末時点で町内の農用地の約3割が遊休農地であり、年々増加傾向にあります。

議員ご指摘のとおり、荒廃が進むと再生するには多くの労力が必要となり、イノシシのすみかになるなど、生活環境にも様々な悪影響を及ぼすおそれがあり、重要な課題であると認識しています。

ご質問の離農者の農地を営農組合や大規模農家が引き継いだ場合の助成は、農地の有効利用と農地利用集積の促進を目的に、中核的担い手農家規模拡大円滑化助成事業として、認定農業者、農事組合法人、3ヘクタール以上営農している大規模農家に対し、3年以上の利用権を設定し、借り受けた場合の助成や、遊休農地を耕作可能な農地に回復させるための耕作

放棄地解消対策事業の活用推進を図っているところであります。

また、高齢化や後継者がいないなどの理由により、農地利用に関する相談があった場合には、借手とのマッチングや農地バンクへの登録など、農業委員会、関連機関と連携しながら取り組んでいるところであり、今後策定する地域計画において、地域の農地の利用状況と地域農業に対する課題などを的確に捉え、今後の農地利用や担い手の確保策など、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の新規就農者への支援助成等の拡大についてですが、現在、新規に就農を希望する方に対しましては、就農に関する相談を長生農業事務所改良普及課と連携して随時行っています。

認定新規就農者に対しましては、経営開始資金の活用をはじめ、町独自の支援策として、農業用設備購入のための助成や研修支援を行っています。

町といたしましては、長柄町で農業をしてみたいと思っただけのような環境づくりと、その新規就農者のニーズを的確に捉えながら、農地のマッチングを含め、引き続き支援策を講じるとともに受入れ体制の充実を図ってまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

ただいま伺いましたお話の中で、まず1番目のほうから再質問をさせていただきたいと存じます。

今のお話の中で、3ヘクタール以上の3年という下に助成制度を制定してあるということでしたが、それは金額的にはどのくらいの額になるのでしょうか。また、実績等がありますでしょうか。お願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

10アール当たり3万円以内の助成になります。これは、先ほど町長の答弁でありましたように、3年以上の新規利用設定を結んだ場合でございます。

実績につきましては、昨年度令和4年につきましては、3件の1.5ヘクタール、今年につきましては、1月末現在7件の10.4ヘクタールの実績となっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

令和4年が3件、そして今年度については7件ということで、今お話が出ておりました。

年々増えているというような中で、ただこの3ヘクタール以上3年の……、すみません、ちょっとハードルが高いのではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

中核的担い手農家規模拡大円滑化事業の利用につきまして、要件につきましては、現在、先ほど議員がおっしゃるとおり3ヘクタール以上の農業者、4ヘクタール以上の営農組合といった大規模で経営されている農家が対象となっています。

令和6年度をもちまして、農地の利用集積計画に基づく出し手、受け手の新たな利用権設定の手續が廃止となります。この制度変更に伴いまして、本事業も現状の持つ農業を取り巻く課題、環境も踏まえた上で、ご指摘の条件を踏まえて制度設計について、令和6年度中に課内にて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。町として、何とか農地の継続的な活用ということで、この方策も含めた中で実施しているということは、大変評価に値するものであるというふうに考えます。ぜひとも、先ほど申し上げました3ヘクタール以上というハードルが少しでも緩和されて、対象者が増えていきますように、ご検討のほどよろしく願いいたします。

続いて、2番目の項目について再質問をさせていただきたいと思えます。

2番目の新規就農者に対しての助成というようなことでお話ございましたが、この新規就農者に認定をされる条件というのは、どのような条件がありますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

認定新規就農者の条件というところでございますけれども、町の策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に則り町が認定しております。なお、認定に当たっては専門知識を要するため、県などの関係機関のご意見をいただき認定を図っております。

まず、条件といたしましては2点ありまして、主たる事業者1人当たりの農業所得が250万円、同じく労働時間が1,800から2,000時間、この2点を5年後に達成できるものが、計画を出していただく中で認定するものでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） 今回の条件の2点の中で、250万円の収入、そして1,800時間、2,000時間ということで、これもちょっとハードル高いのかなという気もするんですが、その点はいかがですか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） 少し高いような気もしますが、経営開始資金とかいうものを受け取る際に、国の指針ではこのような条件をしておりますので、それに沿った形で要件としております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

この認定新規就農者にという実績等はいかがでしょう。ありますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） ちょっと具体的な内容まで話させていただきます。

直近の実績としては、令和元年度から今年度まで山之郷の新規認定就農者が1名、農業次世代投資資金、経営開始資金というものを活用し営農を継続しております。

経営開始資金といいますのは、原則18歳以上50歳未満の認定新規就農者を対象として、1年最大150万円、最長3年間、こちらちょっと変わりました3年間になりました。交付する国の制度でございます。こちらを活用して1名の方がやっております。

なお、今現在4名の方が就農相談を受けているところであり、農業事務所改良普及所とかJA長生と連携して、6年4月以降で本制度の活用を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。山之郷で1名が認定就農者というお話でございましたので、4名の方が今、その就農相談を受けられているということでございました。このような支援制度があるということを、町内外に広くアピールして関心を持っていただく

ことが重要というふうに考えますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、先ほど助成制度を伺いましたが、今後何か町として新たに考えていることがあれば、お聞かせいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） まず、佐久間議員のほうから、広く制度をアピールということで、関心を持ってもらうことが重要ということのご意見をいただきました。制度を広く周知し認識していただくことは、大変重要と町としても考えております。周知方法など検討し、広く認識していただけるよう努めてまいります。

また、新規就農者、希望者におきましては、農地の選定確保、営農経営の相談対応はもちろんですが、地域に根づいて営農するには、地域との信頼のつながりも重要であると考えております。農業委員会のご協力をいただきながら、サポートの充実に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

今後も新規就農者の確保に向けて、取組の強化をぜひともよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で、佐久間繁英君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は4時55分といたします。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時55分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 神 崎 清 美 君

○議長（柴田 孝君） 4番、神崎清美君。

○4番（神崎清美君） 4番、神崎清美です。よろしくお願いいたします。

議長よりお許しが出ましたので、一般質問を通告書に従ってさせていただきます。

傍聴の皆さんはお帰りになったので、気が楽でやれますが、私の質問は、最後にこの通告書を提出したせいで、せいというか、おかげというか、かなり質問が、9割方ダブっております。ただ、取りあえず私の質問を読ませていただきます。

長柄町における災害への備えについて。

今年元旦に発生した能登半島、北陸地方のマグニチュード7の大地震に関して、長柄町も同様の地震に見舞われた場合に、町としてどのように対策を考えていらっしゃるのか。また、地震に限らず、近年、令和元年そして昨年の2度にわたり大雨による水害が発生していますが、そうした災害への備えについて伺います。

まず、1番目、近年2度にわたる水害が発生していますが、避難所に行くまでに、水に行く手を阻まれ、足を止めさせられた。私自身もそういう被害に遭いました。避難所を、新たな場所として考えておられるのでしょうか。行く手を阻まれて、その場所まで行けなくて、私も友人の家に水が引くまで避難をさせていただきました。

2番目に、高齢者、独居の方で移動手段を持たない、例えば車などの運転ができないとか、歩行が困難である方に対して、介護者とか誘導者などの支援者は定められているのか伺いたい。

次に、避難所の災害備蓄は、長柄町は約6,000人の町民に対して、どの程度持ちこたえられることができるのか伺いたい。具体的に食料、飲料水、医薬品、燃料、衛生用品、毛布などの枚数など、現時点の備蓄状況を教えていただきたい。

また、そうした物資は、特に食料、飲料水がいわゆる消費期限など、入替えを行わなければならない際に、どのように処分しているのか。また、処分するには、町民には配布できないのか。例えば、無駄をなくすために備蓄の入替えをスムーズに行うとか、購入する際のローリングストックというんですかね、一どきに購入するのではなく時期をずらして購入して、また、SDGsを考えて町民においても配布することができるのかということも伺いたいと思っております。

また、4番目、能登半島クラス地震が起こった場合に、一定程度の住宅倒壊が考えられると思いますが、町といたしましては、当然仮設住宅を建設する必要があると思われませんが、建設場所の候補地など検討されているかを伺いたいと思います。

以上、私の質問でございます。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 神崎議員の質問にお答えいたします。

指定避難所は、災害の危険性があり、その危険から逃れるため、また避難した住民を必要な間、滞在させるための施設として、町では地域的なバランスも考慮し、地域防災計画において9か所を指定しています。

また、一定の期間滞在するための場所であり、多くの人を屋内に収容するため、学校の体育館などの公共施設を指定しているところです。水害時に備え、ふだんから避難所までの経路を複数確認することとともに、車での避難中に危険だと判断した場合には、車を使用せずに徒歩での安全な経路を使い、避難所までに早めに避難していただくことが大切であると考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

2点目の、高齢者、独居の方で移動手段を持たない方に対するの介助者、誘導者などの支援者を定めているかについてお答えします。

本町では災害時要援護者登録制度を基に、自治会長や民生委員等の協力の下、災害時要援護者台帳を作成しており、令和6年1月1日現在で95名の登録がございます。登録申請書に基づき登録台帳には、登録者の情報のほかに、緊急時の連絡先や避難場所、昼夜の家屋内での主な居場所等が記載されておりますが、避難支援者が選定されていない方もおります。

避難支援については、長柄町地域防災計画に基づき、情報の発令や伝達、避難所の開設などを実施しているところです。また、避難支援対象者の自助・共助・公助の役割分担を情報共有するため、自治会や自主防災組織、消防署、警察などと連携を取ることとなっております。

今後は、災害時個別避難計画の策定に取り組み、要支援者の避難体制や見守りを強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3点目の町の災害備蓄品は、県の緊急物資等の備蓄計画に準じ、備蓄目標を町民の約3割、3日分を目安に備蓄量の確保に努めています。具体的な数量については、アルファ化米約1万食、飲料水約6,000本、救急箱20箱、毛布約650枚、寝袋90枚、衛生用品などを備蓄しています。また、備蓄品の入替えについてはリスト管理を行うとともに、ある程度期間に余裕を持ち入替えを実施しています。

処分の方法は廃棄せずに、フードロス解消の観点から、社会福祉協議会で取り組んでいる

フードバンクへの提供や各小中学校へ配布するなどして、防災意識の高揚のための啓発活動の一助となるよう有効活用に努めています。

燃料については、消防法の規制により備蓄することができませんので、令和4年6月に災害時における石油類燃料の供給に関する協定を日吉サービスステーションと締結し、災害時の燃料の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

4点目の応急仮設住宅の建設場所についてですが、大規模な災害が発生し、住宅の損壊により応急危険度判定や、被害家屋認定調査の結果等を踏まえ、応急仮設住宅を建設する場合の候補予定地は、金谷農村公園と桜谷多目的広場としております。被害の状況や応急仮設住宅の需要に応じ、さらなる追加が必要となる場合は、他の公有地や私有地の借用を検討することとなりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 神崎清美君。

○4番（神崎清美君） ありがとうございます。

何度も何度も重複しておりますので、私の質問は、最後の4番目に重点を置きたいと思っておりましたが、明確な金谷の農村公園とか桜谷の公園に、候補地がある程度決められているということで、少しは安心いたしました。

この災害に関して、長柄町はほかの県、市町村において、ボランティアとして、石川県とか新潟県とかそういうところに皆さん、職員の方々が行っているところもあるんですが、職員の方が長柄町から行くというのは大変なことですし危険を伴いますので、それはなかなか難しいかと思われるんですが、そのほかに対してどのような、被災された石川県をはじめ新潟県、富山県、福井県のほうに支援という対策を長柄町として、町として何か考えていることはございますか。それでもう支援金など助成金というか、送られたんでしょうか。お願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 石川県の支援についてのご質問だと思いますが、職員のほうは、支援に関しましては、まだ長柄町も昨年災害があったということで、長柄町はまだそこまで必要とされていませんので大丈夫ということで、郡内からも一宮町、白子町などから派遣ということで行っておりますが、今のところ短期的な避難所の運営とかそういうことで、今後、もう少し長期的な応援体制というものが依頼されるのではないかとということで、この体制づくりに努めていきたいと考えております。

それから、義援金の関係ですけれども、当初からそういうご意見がありまして、役場の職

員の親睦会のほうから、一定の金額と、あと公民館と役場の窓口に義援金の受付箱というものを置かせていただいたものが、ある程度一定の金額になりましたので、その職員の親睦会、また募金箱ということで、二口に分けて昨日、先週ですかね、送金のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 神崎清美君。

○4番（神崎清美君） ありがとうございます。

なかなか、ボランティアで現地に行くというのは大変、私の所属しております商工会のほうでも、青年部が現地に行きましたら、あまりにもテレビと違って、もう恐ろしくて一歩も前に出られなかったという状況の場面に遭遇したそうです。だから、支援金を送るのが一番軽くて、一番役に立つなということをお話しておりました。

また、こういう災害が長柄町において起きたときに、私も最初の豪雨のときに、町から最初の支援を頂きました。週に1回土曜日にやっておりますながランテラスの商工会女性部の運営しております、そこからふだん売っております空揚げとかコロッケをお弁当にして何百食か提供し、それから長野県から支援として、トラックいっぱいタオルが送ってきました。それをその現場に行って、ボランティアの方々に、温泉に入っていた後とか、朝拭いていただくのに使っていただくことができました。最終日も、ボランティア最終日というときに、ながランテラスに皆さん、チラシを配って、カレーを用意しているのでカレーを食べて帰ってくださいというねぎらいとお礼をやったことを覚えております。

また、この町なかでそういうことがありましたら、私達も町から支援を頂いておりますので、小さな団体ではありますが、そうやってボランティアとして町内の方々を助けていきたいなと思っております。

能登半島地震で、近い将来に起こり得るとされている南海トラフでの巨大地震が注目されています。国や民間の最悪を想定したシミュレーションでは、西日本の太平洋側を中心に、東日本大震災を超える大津波が発生するなど、これまで経験したことのない甚大な被害が発生すると予測されております。

こうした際に、速やかに避難することや、長期になるかもしれない避難生活に向けて、町、町民が一体となり意識を高めていくことが重要と考えておりますので、町とも協力して、私達も自助、防災対策を考えながら、これから進んでいきたいと思っております。

今日は私、たくさんダブっておりますので、大した質問ができませんでしたが、本当にあ

ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） 以上で神崎清美君の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日5日火曜日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時11分

## 令和6年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和6年3月5日(火曜日)午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度長柄町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 長柄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 長柄町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第9号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 議案第11号 令和5年度長柄町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第15 議案第12号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第13号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第14号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第15号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第19 議案第16号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和6年度長柄町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和5年度長柄町下水道事業会計予算
- 日程第25 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第26 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 休会の件

#### 出席議員（12名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 金坂光章君  | 2番  | 宮坂陽一郎君 |
| 3番  | 佐久間繁英君 | 4番  | 神崎清美君  |
| 5番  | 高橋智恵子君 | 6番  | 岡部弘安君  |
| 7番  | 鶴岡喜豊君  | 8番  | 池沢俊雄君  |
| 9番  | 本吉敏子君  | 10番 | 古坂勇人君  |
| 11番 | 三枝新一君  | 12番 | 柴田孝君   |

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                                    |       |                 |        |
|------------------------------------|-------|-----------------|--------|
| 町長                                 | 月岡清孝君 | 総務課長            | 内藤文雄君  |
| 企画財政課長                             | 白井浩君  | 税務住民課長          | 関英司君   |
| 健康福祉課長<br>兼地域包括支援センター長<br>兼福祉センター長 | 森田孝一君 | 建設環境課長          | 若菜聖史君  |
| 産業振興課長                             | 小泉義彦君 | 会計管理者           | 小川久美子君 |
| こども園長                              | 川嶋静雄君 | 教育長             | 石川和之君  |
| 学校教育課長<br>兼給食センター所長                | 西周信幸君 | 生涯学習課長<br>兼公民館長 | 石井和子君  |

選挙管理  
委員会書記長

内藤文雄君

農業委員会  
事務局局長

小泉義彦君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐藤幹宏

議会書記

貝塚

匡

議会書記

那須悠太

---

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

ここで、長生郡市広域市町村圏組合議員、本吉敏子君から広域組合議会第1回定例会の報告をしたいとの申出がありましたので、発言を許します。

9番、本吉敏子君。

○長生郡市広域市町村圏組合議員（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。

ただいまより長生郡市広域市町村圏組合のご報告をさせていただきます。

一般会計予算並びに令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算について、また水道事業会計予算並びに令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算について、2月2日、管理者及び関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

一般会計予算については、歳出から質疑が行われ、衛生費の保健衛生費では、夜間の2次待機は予算金額が多いので、全て長生病院で対応できないかとの質疑に対し、医師や看護師確保の問題もあり、地域の6つの病院で協力しながら行う以外は体制が整わないのが現状であるとの答弁がありました。

次に、清掃費では、エコパーク長生の埋立ての期間を延長したが、その間に長柄町の新最

最終処分場は完成するののかとの質疑に対し、かさ上げにより令和8年4月まで延命化を行ったが、最終処分場建設工事はそれに合うように進めており、現在計画どおりの進捗であるとの答弁がありました。

次に、土木建設工事監理委託の内容に関する質疑がありました。工事を円滑に進めるため、組合の監督員を補佐し、設計図書等の精査、また施工に関する指示、助言、管理を行う業務委託であるとの答弁がありました。

次に、エコパーク長生の埋立終了後に関する質疑があり、焼却灰の埋立ては地元自治会との覚書により令和8年4月までとしている。一般的に埋立てをした年数分の水処理期間が必要となってくるので、埋立終了後も継続して施設を運営していく。また、埋立終了後については、跡地利用を考えていかなければならないとの答弁があり、跡地利用について地元理解を得られるよう、十分検討していただきたいと要望がありました。

次に、消防費では、長生消防の職員給与の水準はどの質疑に対し、東京消防庁に比べたら低い、近接する夷隅郡市よりは高いとの答弁に続き、賃金アップの考えはあるのかとの質疑があり、財政状況もあるので今後の検討事項とさせていただくとの答弁がありました。

次に、南、西、中央消防署の建て替えについて今後の進め方はどの質疑に対し、庁舎建設事業は、現在、南と西消防署について進めている。今年度中に用地取得が困難なことから、令和6年度中には用地の取得を行う予定である。なお、令和6年度予算では、設計委託料や地質調査委託料、造成工事費など1署分の予算を計上しているが、南と西のどちらの消防署から着手するかは決まっていないとの答弁がありました。

次に、団員の処遇改善で報酬を引き上げたが、加入促進につながるのかとの質疑に対し、団員が増えるとは確実には言えないところであるとの答弁に続き、加入促進には団の在り方についても検討が必要と考える。操法大会がかなり負担となっているようだが、今後はどのように考えているのかとの質疑に対し、消防団強化対策委員会や県主催の消防団活性化検討会議の中でも、操法大会などの消防団行事や団員確保の取組について話し合われているが、支団操法大会については各支団の判断に委ねられるとの答弁がありました。

また、団の上層部では操法大会が必要と考えているが、団員は負担に感じている。正しい操法が分からなければ事故にもつながるので、訓練についてはしっかり行ってほしいとの要望がありました。

特別会計の火葬場・斎場事業費予算についても、特に質疑はありませんでした。

また、水道事業会計予算審査内容についてご報告をさせていただきます。

収益的収入及び支出では、用水供給事業体の統合が1年遅れる理由と、それに伴う問題点はその質疑に対し、統合の効果による用水供給料金の引下げ等のメリットが明確に示されてこないことが原因ではないか捉えている。水道部としては、水の仕入れ値である受水費が決まらなければ財政収支の見通しは立てられないことから、末端給水事業体の統合にも遅れが出ているとの答弁がありました。

次に、水運用見直しに関わる施設整備計画策定業務委託の内容と経営上の効果はその質疑に対し、浄水場の一部を廃止することに伴い、適切な配水経路や管路口径へと促す業務で、水運用の最適化を図ることによる維持管理、人件費、更新需要の整理、縮小が目的であるとの答弁がありました。

将来的には、九十九里水道企業団からの受水を100%にして、自己水源をなくしていく方向性であるかとの質疑に対し、九十九里水道企業団の長柄浄水場の水処理能力は、長生広域が100%受水に切り替えることを前提に整備されているが、災害時への備えも含め、皿木浄水場だけは残すことを前提に、末端水道事業体の統合協議を進めているとの答弁がありました。

資本的収入及び支出では、配水管の耐水化率、経年化率について質疑があり、総管路約1,600キロメートルのうち、耐水化が済んだものが14%、法的耐用年数を経過した管路が58%であるとの答弁がありました。

以上が水道事業会計で審査された内容の一部であります。

次に、病院事業会計予算の審査の内容についてお話をさせていただきます。

収益的収入及び支出では、医業収益が市町村圏組合の前年度比5,000万円を増加している理由はその質疑に対し、今までの救急医療に対応する看護師の人件費を1名で計上していたが、実情に合わせ3名で計上したことによるもの、光熱水費の高騰により増加したもののとの答弁がありました。

次に、アクションプランの最終年度に当たり、どのようなものを予算計上したのかとの質疑に対し、医師確保に関わるものとして、派遣依頼に伺う際の交際費と医師少数区域等医師派遣促進事業に要する費用など、人間ドックの受診者増加に関わるものとして、市内の2店舗と契約したドック食の提供費用を計上させていただき、また看護師等の接遇向上を目的に、研修費用を増額させていただいたとの答弁がありました。

また、同じく建設改良費のうち、MRIの更新の概要はその質問に対し、現在のMRIは前回の更新から20年が経過するもので、冷却設備に支障が出ている状況から、更新費用とし

て1億5,000万円を計上させていただいたとの答弁に続き、リース契約にして予算を確保しやすくするなど検討はしたのかとの質疑に対し、民間病院は高額な医療機器をリース契約することにより、固定資産税を削減するなどのケースはあるが、公立病院は医療機器の購入に際し、起債することにより半額を市町村負担金で賄うことができ、それが地方交付税の算定基礎に入るので、リースよりも購入したほうがよいと判断したとの答弁がありました。

予算書及び説明書では、B棟手術室の修繕関連の予算計上はあるのかの質疑に対し、手術室については壁や天井の張り替え、上部の防水工事など、令和5年度の予算で3月末までに行うので、6年度予算での計上はないとの答弁に続き、当初予算でしっかり計上すべきであり、執行残で対応すればいいと安易に考えていないのかとの質疑に対し、令和5年度からB棟の改築工事が始まる予定であったこともあり、5年度では予算計上しなかったが、議員からの指摘もあり急遽年度内に対応することになった。令和6年度では、B棟とC棟を含め、病棟の改修費用として3,000万円を計上させていただいたとの答弁がありました。

また、馬淵副管理者からは、B棟の改築に関し駐車場などの問題もあり、積算をやり直すたびに金額は上がっているが、副管理としてなるべく金額が下がる方法を職員と一緒に考え、案をつくってきた組合として、大きな事業が重なり構成市町村に財政に関するダメージを危惧する方もいたが、管理者会議では議論を積み重ねた中で方向性を定めており、お金が足りないから先延ばしし、足踏みをしたままで、ただ時が過ぎるのを待っているのではないことをぜひともご理解いただきたいとの答弁がありました。

以上が病院事業会計で審査された内容の一部であります。

以上の質疑応答を踏まえ、委員会に付託されました全ての会計予算は、出席者全員の賛成をもって原案のとおり可決することになりましたので、ご報告をさせていただきます。

以上で報告を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長柄町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第1号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてご報告申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,748万9,000円を追加し、補正後の予算総額を45億7,576万6,000円とするものです。

内容は、国主導による低所得者世帯に対し7万円の追加給付を行うとともに、9月8日の台風第13号による長柄小学校グラウンドのり面の復旧工事に係る経費について、予算計上を行ったものです。

これらの経費は、速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、12月26日付で専決処分をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長柄町一般会計補正予算（第8号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 承認第2号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求めることについてご報告申し上げます。

本改正は、戸籍法の一部を改正する法律に基づくもので、国による戸籍情報の電子化、運用システム構築に伴うオンライン化により、本年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも請求ができ、広域的な交付が可能となりました。

また、今後の行政手続においても、請求者に対し戸籍電子証明書等を提供するための識別符号を発行することより、その識別符号を各行政機関に提出することで戸籍証明書等、必要な添付書類の省略も可能となりました。

関連政令に基づく施行期日の3月1日までに、戸籍電子証明書等を提供するための発行事務を新たに追加し、手数料を定める必要が生じたため2月16日付で専決処分をいたしました。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 補足説明をいたします。

先ほど町長からご説明がありましたとおり、今回戸籍法の一部を改正する法律に基づき、本年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも請求ができ、広域的な交付が可能となりました。

また、今後の行政手続においても、請求者に対し戸籍電子証明書等の提供をするための識別符号を発行することによりまして、その識別符号を各行政機関に提出することで戸籍証明書等、必要な添付書類の省略が可能となりました。

また、令和5年12月6日に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が公布されたことに伴いまして、町使用料及び手数料条例においても、戸籍電子証明書等の識別符号発行に係る手数料を徴収する事務及び手数料の額を新たに追加するのに加えまして、併せて戸籍等記載事項手数料の額を改正する必要があることから、専決処分において本議会に承認を求める

ものであります。

改正内容につきましては、別表中、証明書交付事務に係る証明手数料の欄の戸籍の記載事項の手数料の額を450円から350円に、また戸籍の記載事項及び除かれた戸籍の記載事項の後段に、それぞれ戸籍及び除籍の電子証明書の識別符号発行に係る手数料を徴収する事務を新たに追加しまして、手数料の額を定めるものであります。

この条例の施行期日につきましては、政令等の施行期日と同様、本年3月1日となります。以上で補足説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

承認第2号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第4、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第2号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも特別職の報酬及び給与に関連するものですので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第2号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告による職員の給与改定に準じ改正を行うもので、期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、年間の支給率を4.5月分とし、令和5年度分から実施するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

これより議案第1号、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第1号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第6、議案第3号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第3号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改正を行うものであります。

1点目に、給料月額の設定で初任給をはじめ、若年層に重点を置いた給与引上げを行うもので、平均改定率は1.26%であります。

2点目に、期末勤勉手当の支給率を一般職員は0.1月分引き上げ、年間の支給率を4.5月分とし、再任用職員は0.05月分引き上げ、2.35月分とするものであります。いずれも令和5年度分から実施するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 8番、池沢でございます。

今回の給料アップの関係なんですけれども、若年層に手厚くというような体制ということで、町長から説明がありましたけれども、今回の改正で高卒の新人と大卒の新人の初任給が幾らになるのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんのお手元にも新旧対照表に給料表が入っておりますが、長柄町の場合、高卒は1級9号級ということで運営させてもらっております。ここの給料表でいいますと、15万8,900円だったものが、右の新しい給料表でいいますと17万900円ということで、高卒で1万2,000円のアップということになります。

次に、大卒の場合、1級25号級ということで運用させていただいております。ここの給料表が18万5,200円から新しいものは19万6,200円ということで、1万1,000円のアップということになっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） ありがとうございました。職員、新人を集めるにはやはり給料を上げてやらないと、なかなか新しい方、優秀な方は入ってきませんので、今後もこのほうを重点にひとつお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、議案第4号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改正を行うもので、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を新たに令和6年度から実施するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第8、議案第5号 長柄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第5号 長柄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年第4回定例会で可決いただきました長柄町課設置条例の一部を改正する条例において、新たに健康保険課と福祉課が設置されることに伴い、議会において両課を所管する住民教育常任委員会での条例における所管事項に変更が生じることとなりましたので、所要の改正を行うものです。

施行時期は課の設置と同日の4月1日からとなります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第9、議案第6号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第6号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法第117条の規定による第9期介護保険事業計画策定に伴い、令和6年度から令和8年度までにおける第1号被保険者の保険料の改正を行うものであります。

主な内容としては、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者の標準段階を現行の9区分から13区分に多段階化した上で、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため見直しをするものです。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 議案第6号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成12年4月から開始されました介護保険制度は、介護認定者や介護給付費の増加、さらには様々な改革、法の改正が行われてきたところでございます。

このような状況を踏まえ、介護保険法の規定に基づき、3年を1期とした計画策定が義務づけられていることから、本年度、第9期介護保険事業計画を策定し、令和6年度から8年度までの事業計画、保険料等について策定したところでございます。

保険料の算定につきましては、基礎となる介護認定者の増加等に伴いまして、各種サービスに増加が見込まれること、さらには中長期的に安定した財源確保の観点から、事業運営期

間の状況を勘案し、基準額を年額6万4,800円、月額5,400円とし、介護保険法施行令に定める所定の率により各段階別に算定したものでございます。

附属資料の7、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第3条第1項中、期間の「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号では生活保護受給者の方、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金を受給している方、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入が80万円以下の方は基準額の10分の4.55で、年額「3万1,800円」を「2万9,400円」に改め、同項第2号では世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円を超え、120万円以下の方は基準額の10分の6.85で、年額「4万7,700円」を「4万4,300円」に改め、同項第3号中では、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超えの方は基準額の10分の6.9で、年額「4万7,700円」を「4万4,700円」に改め、同項第4号中では、本人が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方は基準額の10分の9で、年額「5万7,300円」を「5万8,300円」に改め、同項第5号では、本人が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超えの方は所得段階別保険料の基準額として「6万3,600円」を「6万4,800円」に改め、同項第6号中では、本人が町民税課税で合計所得金額120万円未満の方は基準額の10分の12で、年額「7万6,400円」を「7万7,700円」に改め、同項第7号では、本人が町民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満の方は基準額の10分の13で、年額「8万2,700円」を「8万4,200円」に改め、同項第8号では、本人が町民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満の方は基準額の10分の15で、年額「9万5,400円」を「9万7,200円」に改め、同項第9号では、本人が町民税課税で合計所得金額320万円以上420万円未満の方は基準額の10分の17で、年額「10万8,200円」を「11万100円」に改め、新たに追加されます同項第10号では、本人が町民税課税で合計所得金額420万円以上520万円未満の方は、基準額の10分の19で年額12万3,100円、同項第11号では本人が町民税課税で合計所得金額520万円以上620万円未満の方は、基準額の10分の21で年額13万6,000円、同項第12号では本人が町民税課税で合計所得金額620万円以上720万円未満の方は、基準額の10分の23で年額14万9,000円、次のページをお願いいたします。同項第13号では、本人が町民税課税で合計所得金額720万円以上の方は、基準額の10分の24で年額15万5,500円とするものです。

次に、同条第2項から第4項につきましては、低所得者の保険料の軽減に関する規定でございます。同条第2項中では、第1段階の軽減後の割合を10分の2.85とし、「1万9,100円」を「1万8,400円」に改め、同条第3項中では第2段階の軽減後の割合を10分の4.85とし、

「3万1,800円」を「3万1,400円」に改め、同条第4項中では第3段階の軽減後の割合を10分の6.85とし、「4万4,600円」を「4万4,300円」に改め、また各項の期間に関する規定、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改めるものであります。

次に、第5条第3項の改正につきましては、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失があった場合の規定で、13段階に増えたことによる改正となります。

本改正は令和6年4月1日から施行し、改正後の長柄町介護保険条例の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

なお、ご説明申し上げました保険料に関する改定につきましては、介護保険事業計画策定委員会及び介護保険運営協議会におきましてご審議をいただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 私は介護保険の協議会の委員なんですけれども、質問していかどうかちょっと難しいところなんですけれども、（5）の基準額を月額に直しますと5,300円が5,400円なんですけれども、100円上げた根拠を、昨日も一般質問で言いましたけれども、睦沢町なんかは値下げしていると、長柄町なんかは基金があって1,000万円取り崩しても、また1,000万円積立てをするなら1億1,700万円で、変わらないんじゃないかということ言っていましたけれども、それだったら1,000万円を取り崩して、100円値上げだったらもう1,000万円を取り崩せばチャラ。チャラという言葉は言っちゃいけないですね。同じ額だと、そういうことは言えると思うんですけれども、その辺、100円を上げた根拠を教えてくださいませんか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 100円を上げた根拠ということで、説明になるかはあれなんですけれども、まず今回改正されたことによりまして保険料が幾らになるか、据え置いたら幾らになるかというところは、もちろん算定のほうをしてございます。

今回、1,000万円の基金からの繰入れをしたわけでの100円の増額というところでの試算、またそれ以上基金から歳入のほうに入れるということになると、保険料は下がるわけなんですけれども、下げた場合というところは、今後給付費等の増加があった場合に、保険者にとっては保険料に跳ね返りますので、保険料額の跳ね上がりといいますか、負担が一層また増えるというところを危惧いたしまして、申し訳ないんですけれども、月額100円の今回改定ということでご審議いただいたところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） すみませんね、頭が悪くてよく分からないんですけれども、単純に私が言っているのは、1,000万円切り崩して100円の増だと、じゃ、1億1,700万円あるじゃないですか、もう1,000万円切り崩せば同じ額にできるんじゃないかということを行っているんですよ。

だから、100円上げた根拠は、給付費が増えるのは負担になるといけないからという話ですけれども、今回この後補正が出てくるかと思うんですけれども、昨日も言いましたが減っているじゃないですか、給付費自体が。人数も減っている。給付費も保険料も、保険料と言っちゃいけないですね。介護保険に係っているお金、それも給付費も減っている。人数も減っている。増えるのを危惧しているという話でしたけれども、私にしてみれば減っているのに、話が違わないかという感じなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 今回、補正で最終的には減額のほうをさせていただいているところなんですけれども、補正を上げる段階では12月を目途に算定をした結果、やったわけなんですけど、年末の10月前後の月の給付が倍以上になったというところで、一度補正のほうで増額の要望をさせていただきます。その際、結果的に3月を見据えた中で、アップが極端にまた減ったといういきさつがあったため、今回も減額という形の補正をさせていただいたところでございます。

ですので、保険料を当初から下げずにやるという考えはなく、なるべく被保険者の方にはあまり増の負担にはならないような形で、なるべく基金のほうもすぐなくなるような使い方、利用の仕方をしたくないという思いがありましたので、根拠ということにはちょっとならないかもしれないんですけれども、そういう考えで100円程度のアップということで、今回提示させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 3回目ですので、これを最後にしますけれども、給付額が倍増というか、増えたから増やしたんだと、そういうのを危惧して100円上げたんだと、そういうイメージで受け取ったんですけれども、実際幾らが幾らになって、それが幾らになったものが使わなくなったから補正で減額したと、そういうことですね。じゃ、幾らが幾らに増えたんですか。

私にしてみれば、昨日も言いましたけれども、1,000万円だったのがいきなり2,000万円で、トータル3,000万円必要になると、今給付額を月6,000万円払っているとしたら、それが人数が増えたからといって、6,000万円が1億2,000万円になって、トータルで1億8,000万円必要になると、そういうことはないんじゃないかと、試算的にどう考えているんですかということを知りたいんですけれども、今、倍増になったから増やしたんだと、じゃ、幾らが幾らになったのか、それで幾らになったのが今回減額して、補正して幾らになったんだと、その辺が根拠にあるみたいなんですけれども、幾らが幾らになったか、それを教えてもらえますか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 大変申し訳ないんですけれども、今手元にその資料を持ってきておりませんので、また後でよければご説明のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第10、議案第7号 長柄町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第7号 長柄町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律による施行期日が4月1日からとなり、条例が引用する法律条文の条ずれなどが発生することから、整合性を図るため所要の改正を行うものです。

施行時期は法律と同日の4月1日からとなります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 長柄町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第8号、議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第11、議案第8号 町道路線の認定について、日程第12、議案第9号 町道路線の廃止について、いずれも町道に関するものですので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第8号 町道路線の認定について及び議案第9号 町道路線の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、主要地方道市原茂原線の通称刑部バイパス完成に伴い、接続する5路線の認定及び廃止並びに旧県道部分の認定と道路敷払下げ情報に伴う2路線の認定及び廃止であり、道路法第8条及び第10条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） 議案第8号及び議案第9号について、補足説明申し上げます。

説明につきましては、認定調書、廃止調書の図面を用いてご説明をさせていただきます。

赤色につきましては認定路線、青色は廃止路線となっております。

1点目でございますが、議案第8号及び認定調書、表紙をおめくりいただき、認定廃止路

線位置図をご覧ください。

主要地方道市原茂原線の通称刑部バイパスが、令和2年6月に開通し、このたび管理する千葉県と旧県道の移管に伴う調整が整ったことから、当該県道バイパスに接続する町道のうち、町道3136、3153、3171、3173号線の4路線の起点の変更と、新たに町道3254、3255号線の2路線を赤色のとおり認定し、旧路線及び県道敷となった町道3182号線を青色のとおり廃止するものでございます。また、旧道部分を町道3253号線として、延長約855メートルを新たに赤色のとおり認定するものでございます。

次に、2点目といたしまして、議案第9号及び廃止調書表紙をおめくりください。

道路敷の払下げの要望に伴うものであり、認定廃止路線、位置図、1枚目は、長柄町上野地先の町道1137号線の廃止と、1枚おめくりいただき、図面3枚目は、長柄町大津倉地先の町道3232号線の終点を変更し赤色のとおり認定するとともに、旧路線を青色のとおり廃止するものでございます。

今回の認定及び廃止により、道路延長は642メートル増となり、延長総計は29万1,580.5メートルとなります。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

議案第8号、議案第9号に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第8号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 町道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 町道路線の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第13、議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております蒔田民之氏は、本年6月30日をもって任期満了を迎えます。

蒔田氏は、人権擁護委員を令和3年7月1日から2年8か月間務められ、広く社会の秩序に精通し、人格、識見、ともに優れた方ですので、引き続き人権擁護委員として推薦するものであります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行われます。

これより採決いたします。

議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号～議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第14、議案第11号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第9号）、日程第15、議案第12号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第13号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第14号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議案第15号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第16号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第11号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第9号）、議案第12号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第14号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計ですが、年度末における実績に伴う各経費の調整を全般にわたって行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,172万円を増加し、補正後の予算総額を46億

2,748万6,000円とするものです。

次に、国民健康保険特別会計ですが、県負担金の確定により、歳入歳出予算の総額から718万8,000円を増額し、補正後の予算総額を9億7,733万1,000円とするものです。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、年度末までの見込みに伴う各経費の調整を行うものとして、歳入歳出予算の総額から11万9,000円を減額し、補正後の予算総額を5,525万3,000円とするものです。

次に、介護保険特別会計ですが、保険給付費の減により、歳入歳出予算の総額から1,266万6,000円を減額し、補正後の予算総額を8億3,417万6,000円とするものです。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、浄化槽の設置基数の減により、歳入歳出予算の総額から963万9,000円を減額し、補正後の予算総額を6,840万8,000円とするものです。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、広域連合負担金の増により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ595万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億1,120万円とするものです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第11号 長柄町一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容から説明をさせていただきます。

この補正予算における全般的事項といたしましては、年度末における実績に伴う各経費の精査が主なものとなります。

本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、本件に該当するもの、補正額の総額などの、また実績に伴って調整したものにつきましては、詳細な説明は割愛をさせていただきます。

また、人件費につきましても、人事院勧告に伴う給与改正による増、職員の退職や育児休暇による減が主なものでありまして、こちらも割愛のほうをさせていただきたいと存じます。それでは、補正予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費64万円の減は、実績に伴う減額補正を行うものでございます。

2款1項1目一般管理費、01細目一般職人件費663万3,000円の減、02細目特別職人件費1,327万8,000円の減、03細目会計年度任用職員人件費102万3,000円の増につきましても、実

績に伴う計上でございます。

04細目一般管理費257万4,000円の増、実績に伴う増減とともに、12節の委託料、アナログ規制に伴う例規点検見直し支援業務といたしまして、昨年6月に公布されたデジタル規制改革推進一括法に基づきまして、これまでアナログ対応としていた業務のデジタル化に向け、例規の点検見直しを行うための経費352万円を計上しております。

06細目総務管理事務運営費2万6,000円の増は、実績に伴う増でございます。

34、35ページをお願いいたします。

2目文書広報費50万円の減、3目防災対策費3,619万4,000円の減につきましても、実績に伴う減でございます。

4目財政管理費910万円の増は、ふるさと納税の年末の寄附が想定を上回るものであったとともに、受託業者とのサービスの内容の変更により、経費の増額を行うものでございます。

5目会計管理費2,000円の増につきましては、実績に伴う増です。

6目財産管理費、01細目財産管理事業150万円の増は、機構改革に伴うLANケーブルの引き直しや案内看板の修正などを行うものでございます。

02細目公用車管理事業10万円の増は、実績に伴う燃料費の増でございます。

7目企画費500万円の減は、本年度に予定していた特産飲料の製造を取りやめたことによるものです。

36、37ページをお願いいたします。

10目無線共聴施設保守管理事業費110万円の増は、県道市原茂原線の道路改良事業に伴う無線共聴施設の移設工事を行うものです。

12目町創生臨時交付金事業、01細目低所得世帯支援事業3万円給付541万7,000円の減は、実績に伴う減でございます。

09細目低所得世帯支援事業均等割のみ課税分2,357万5,000円の増は、国の追加経済支援策として、住民税における均等割のみ課税している世帯に10万円の給付を行うものでございます。

10細目低所得世帯支援事業子供加算720万円の増は、同じく国の追加経済対策支援策として、低所得世帯における子供1人当たり5万円の給付を行うものです。

2款1目税務総務費277万8,000円の減、2目賦課徴収費1,324万4,000円の減は、実績に伴う減です。

38、39ページをお願いいたします。

3項1目戸籍基本台帳費、01細目一般職人件費38万9,000円の減は、実績に伴う減です。

02細目戸籍住民票に関する事務経費220万円の増は、国主導による行政手続の一元化を目的とした戸籍総合システムの改修を行うものです。

4項2目県議会議員選挙費264万1,000円の減は、無投票による減額補正を行うものです。

3目町議会議員選挙費545万5,000円の減は、実績に伴う減でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費17万5,000円の増は、人件費の増です。

3目障害者福祉費99万6,000円の増は、利用者がサービスの増減に併せた実績とともに、令和4年度分の確定に伴う返還金でございます。

5目国民健康保険費280万5,000円の減は、実績に伴う特別会計繰出金の減です。

6目福祉センター費は財源変更です。

42、43ページをお願いいたします。

7目介護保険費362万5,000円の減、8目後期高齢者医療費374万8,000円の減は、実績に伴う減でございます。

2項1目児童福祉総務費、02細目放課後児童健全育成事業98万9,000円の増は、最低賃金の改正に伴う支援員や補助員の時給の増とともに、令和4年度の事業費確定に伴う返還金を計上するものです。

07細目子供の成長応援臨時給付金事業77万円の増は、令和4年度の事業費確定に伴う返還金です。

4目こども園費、01細目一般職人件費1,147万4,000円の減は、人件費の減でございます。

02細目こども園費138万9,000円の増は、実績に伴う増減とともに、町外の保育園に預ける園児の増に伴い、管外保育委託料235万円を計上するものでございます。

44、45ページをお願いいたします。

3項1目災害救助費1,100万円の減は、実績に伴う減額補正でございます。

4款1項1目保健衛生総務費2,646万8,000円の減は、人件費の減とともに子ども医療費の見込みに伴う増でございます。

2目予防費1,273万円の減は、実績に伴う減です。

46、47ページをお願いいたします。

3目環境衛生費21万2,000円の減は、広域市町村圏組合衛生費の増とともに、住宅用設備等脱炭素化促進事業交付金の実績に伴う減でございます。

5款1項1目農業委員会費56万1,000円の減は、実績に伴う減です。

2目農業総務費456万5,000円の減は、人件費の減でございます。

3目農業振興費434万9,000円の減は、同じく実績に基づく減でございます。

48、49ページをお願いいたします。

4目農業基盤整備費102万2,000円の減、5目都市農村交流事業費94万9,000円の減、2項1目林業振興費80万円の減は、実績による減額補正を行うものです。

6款1項1目商工費3万5,000円の増は、人件費の増でございます。

2目商工業振興費133万3,000円の減は、実績に伴う減です。

3目商工観光費230万円の減は、県誕生150周年記念事業補助金230万円が県から町を通じて実行委員会へ支出するものではなく、県から直接実行委員会へ支出することとなったため、減額補正を行うものでございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費329万2,000円の増は、人件費の増減とともに、県道刑部バイパス事業の完了に伴い、旧道の町移管に係る道路台帳への登録を目的とした測量業務等を行うものです。

2目地籍調査費637万5,000円の減は、実績に伴う減です。

2項1目道路維持費495万7,000円の減、2目道路新設改良費138万円の減、3目河川費107万1,000円の減は、実績に伴う減でございます。

52、53ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費28万9,000円は、実績に伴う減でございます。

9款1項2目事務局費5万7,000円の増は、人件費の増です。

3目教育指導費27万円の減は、実績に伴う減です。

2項1目学校管理費87万円の減は、実績に伴う減額補正を行うものです。

54、55ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費271万円の減は、実績に伴う減です。

4項1目社会教育総務費586万1,000円の減は、人件費の減とともに、ながら号運行管理業務の実績に伴う減です。

2目公民館費、4目文化財保護費は財源変更を行うものです。

56、57ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費104万4,000円の減は、実績に伴う減です。

3目給食施設費38万円の減は、人件費の増及び実績に伴う減でございます。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費は、災害査定結果に基づく財源変更でございます。

2項1目道路橋梁災害復旧費212万1,000円の増は、倒木・土砂等撤去業務の追加分302万2,000円の増とともに、測量業務及び重機借上料の実績に伴う減でございます。

58、59ページをお願いいたします。

2目河川災害復旧費1,869万9,000円の減は、実績に伴う減です。

3項1目小学校災害復旧費33万円の増は、実績に伴う減額補正とともに、長柄小学校グラウンドのり面災害復旧工事における実施設計費を計上するものです。

2目中学校災害復旧費44万円の減、3目学校給食センター災害復旧費92万円の減は、実績に伴う減でございます。

4目文化財施設災害復旧費は、国・県補助金の確定に伴う財源変更でございます。

11款1項1目元金2万9,000円の増は、利率見直しに伴う元利均等償還による増額補正を行うものです。

2目利子199万3,000円の減も、同様に利率見直しに伴うものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

12款2項1目基金費2億2,050万7,000円の増は、各基金の利子を積み立てるとともに、令和4年度決算剰余金や本補正予算の執行差金などを財政調整基金等に積み立てるものでございます。また、ふるさと応援基金寄附金の5割を、ふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、ページ戻りまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款1項町民税1,312万1,000円の減は、町内事業者の撤退を理由とした法人住民税の減をはじめ、納入見込みに応じて計上を行うものでございます。

2款1項地方揮発油譲与税50万円の増、3款1項利子割交付金20万円の増、4款1項配当割交付金30万円の増は、実績見込みに基づき計上するものでございます。

16ページ、17ページ、お願いいたします。

5款1項株式等譲渡所得割交付金460万円の増、6款1項法人事業税交付金1,100万円の減、7款1項地方消費税交付金70万円の減、8款1項ゴルフ場利用税交付金130万円の増、10款1項環境性能割交付金740万円の減につきましても、実績見込みに応じて計上するものでござ

ざいます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

12款1項地方交付税3,332万5,000円の増は、地域活性化や物価高騰対策、子育て支援に資することを目的とした臨時経済対策費が追加交付されたことによるものでございます。

14款1項1目民生費負担金188万4,000円の増は、実績による増です。

2目土木費負担金396万4,000円の増は、広域市町村圏組合の配水管布設替えに伴う舗装修繕費及び広域最終処分場整備に係る道路、河川の改良事業に係る負担金を計上するものでございます。

2項1目農林水産業施設分担金100万円の増は、台風13号により被災した揚水機場及びポンプの復旧に係る地元分担金でございます。

15款1項3目土木使用料1万2,000円の減は、道路使用料及び町営住宅使用料の見込みに基づく計上でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

4目教育使用料3万5,000円の減は、こども園保育料の見込みによる減でございます。

2項手数料3万5,000円の減は、納税証明書等手数料、地籍調査成果手数料の実績に伴う減でございます。

16款1項1目民生費国庫負担金634万8,000円の減、2目衛生費国庫負担金416万3,000円の減、3目公共土木施設災害復旧費負担金194万7,000円の減、4目公立学校施設災害復旧費負担金651万円の減は、実績に伴う減でございます。

続いて、22、23ページをお願いいたします。

2項1目民生費国庫補助金130万4,000円の増は、管外保育に伴う増額補正を行うものです。

2目教育費国庫補助金309万8,000円の増は、日吉小学校屋内運動場天井屋根改修工事に係る設計監理についても補助対象に認められたため増額補正を行うとともに、史跡長柄横穴群の災害復旧工事に伴う国庫補助金が確定したため計上するものでございます。

3目災害復旧費国庫補助金340万円の減は、国の災害査定結果に基づき減額補正を行うものです。

4目衛生費国庫補助金346万9,000円の減は、新型コロナウイルス感染症予防接種事業の実績に基づく減でございます。

5目土木費国庫補助金218万8,000円の減は、町道3004号線交差点改良事業をはじめとした事業費の確定に伴う減でございます。

6目総務費国庫補助金3,649万3,000円の増は、戸籍総合システム改修費及び低所得者世帯支援事業の全額が賄われることとなっております。

17款1項1目県移譲事務交付金1万8,000円の増は、実績に伴う増でございます。

次の24、25ページをお願いいたします。

2項民生費県負担金293万4,000円の増は、国民健康保険基盤安定負担金をはじめとした実績に伴う減とともに、台風第13号による被災住宅の応急修理工事の全額を計上するものでございます。

2項2目民生費県補助金21万4,000円の減、3目衛生費県補助金63万1,000円の減、4目農林水産業費県補助金119万1,000円の増は、実績に基づく計上でございます。

5目教育費県補助金17万7,000円の増は、実績に伴う減とともに、史跡長柄横穴群の災害復旧工事に係る県補助金が確定したことによる増額補正を行うものです。

26、27ページをお願いいたします。

7目商工費県補助金230万円の減は、県誕生150周年記念補助金が県から実行委員会へ直接、支出を行うこととなったための減額補正でございます。

3項1目総務費委託金217万9,000円の減は、収入証紙の売りさばき手数料の減とともに県議選が無投票となったことによる減でございます。

18款1項2目利子及び配当金22万3,000円の増は、保有する各基金の積立利子を計上するものでございます。

19款1項3目ふるさと応援寄附金100万円の増は、寄附見込みに基づき増額補正を行うものです。

20款1項1目財政調整基金繰入金2,600万円の減は、余剰金の発生に伴う減額補正を行うものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

2目公共施設整備等基金繰入金4,950万円の減、3目福祉振興基金繰入金200万円の減も同様に、剰余金の発生に伴う減でございます。

21款1項1目繰越金1億943万3,000円の増は、財源不足分を賄うためのものでございます。

22款3項1目過年度収入880万2,000円の増は、広域市町村圏組合における令和4年度の事業費確定に伴う精算金でございます。

2目雑入742万6,000円の増は、精査の結果とともに、ふるさと納税における受託者のサービス形態の変更により、ゴルフ場利用権の返戻金分についても、一旦委託料で支払うものの、

雑入で戻ってくることになったためのものでございます。

23款1項2目総務債910万円の減、3目土木債30万円の減は、実績に伴う借入額の減でございます。

4目教育債120万円の増は、日吉小学校屋内運動場天井屋根改修工事に係る設計監理についても、国庫補助対象に認められたため増額補正を行うものでございます。

30ページ、31ページお願いいたします。

6目災害復旧事業債1,920万円の減は、災害査定の結果及び現地精査などにより減額補正を行うものでございます。

7目農林水産業債360万円の増は、上野地区における神宿ため池改修工事についても起債対象事業に認められたため計上するものでございます。

歳入の説明は以上です。

続きまして、第2表の繰越明許費について説明をさせていただきます。

戻りまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは、本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものについて、繰越明許費として設定するものでございます。

2款1項アナログ規制に伴う例規利益点検見直し事業352万円、同じく自治会集会施設等整備事業1,000万円、同じく低所得世帯支援事業3,077万5,000円、3項戸籍・住民票に関する事務事業689万7,000円、4款1項健康管理システム事業32万8,000円、同じく新型コロナウイルス感染症対応システム事業32万8,000円、7款1項道路台帳加除更新事業440万円、同じく地籍調査事業888万6,000円、2項舗装補修事業2,050万円、同じく要望路線改良事業715万円、同じく町道3033号線道路改良事業6,195万4,000円、3項河川改良事業6,380万円、10款1項農林水産施設災害復旧事業600万円、2項道路橋梁災害復旧事業2,960万7,000円、3項小学校災害復旧事業3,175万2,000円、同じく文化財施設災害復旧事業304万1,000円、以上16事業2億8,893万8,000円の設定を行います。

主な理由といたしましては、国のガイドラインが示されていないこと、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う請負業者の人員不足、関係者との調整に不測の日数を要したことが挙げられます。

最後に、地方債補正を行います。

8ページ、9ページをお願いいたします。

緊急防災・減災事業債は1億2,380万円から1億1,470万円、公共事業等債は4,230万円か

ら4,200万円、緊急自然災害防止対策事業債は6,380万円から6,740万円、学校教育施設等整備事業債は6,260万円から6,380万円、補助災害復旧事業債は2,770万円から710万円、単独災害復旧事業債は8,880万円から8,970万円、災害査定の結果及び現地精査などにより変更を行うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、従前のものと変わりはありません。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

これより、議案第11号から議案第16号に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） それでは何点か質問させていただきます。

まず、補正予算書の15ページの税の現年課税分、法人町民税ですか、これが1,200万円の減という補正予算なんですけれども、想定が、当初が7,741万円に対して1,200万円の減ということなんですけれども、この大きな要素は、何か会社の撤退みたいなことを先ほど説明の中ありましたけれども、ちょっとそれ具体的に、もう少し説明願えればと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 池沢議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

法人税の、今回、減額補正の関係につきましては、ゴルフ場、追分のゴルフ場の法人が撤退したことにより、3,800万円ほど減額に当たりました。

ただ、コロナの影響等もありまして、景気が今、回復しつつあります。その他の町内法人において、若干ですけれども、消費が、需要が増えまして、法人税のほうが増加傾向にあると。そういう関係上、差引きとして減額となっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今の説明ですと、追分のゴルフ場というのはミルフィーユ、私の頭の中だとミルフィーユゴルフクラブっていう名称なんですけれども、このゴルフ場そのものは、もう撤退したということになるんですか。ちょっとすみません、もう一度お聞きします。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） ミルフィーユのゴルフ場の経営法人が、参入していた法人が

撤退したという形になります。ミルフィーユゴルフ場の経営自体はミルフィーユが、そのまま引き継いで実施をしております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） すみません。ちょっと自分まだ、理解できないものですから。

経営会社が撤退をして、会社がまだ存続というのは私、どういう意味なのか分かんないんですけれども、ちょっとその辺もう少し具体的に説明していただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 説明不足で、大変申し訳ございません、会社の関係上、株主の方が、大多数の経営法人がやっておりましたもので、その法人が撤退したことによりまして、法人税が減額となったということになります。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） ちょっとあまり理解できませんけれども、またじゃ、これあまりしつこくやってもいけませんので、それはそれで、では終了します。

次に、補正予算書の37ページの税の地番現況図更新業務というのが、1,324万4,000円の減という補正予算ですけれども、これは大本が幾らで、今回これだけ減額補正するということになるかと思えますけれども、大本の金額が幾らだったのか、何でこのような大きな補正、減額補正になったのか、ご説明はいただきたいと思えます。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 池沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初、地籍調査の調査実施分の登記につきまして、見込んでいた地区が、山根と六地蔵、あと桜谷、徳増、小榎本、長富、立鳥、鵜谷、高山、榎本の一部、大庭の一部、力丸、千代丸、あと徳増、榎本と、そういう状況となっておりましたけれども、今回、理由としては、登記の遅れによる今年度の地番現況図の更新ができないことから、その分について減額をさせていただいたものでございます。

ちなみに、今年度の登記の実績といたしましては、例年分の登記と地籍調査分の山根、六地蔵分が完了したものでございます。

そのほかの地区につきましては、今年度登記が完了が見込めないため、地番現況図の更新ができないため、このような大きな減額となったということになります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 地籍調査事業に、じゃ伴うもので、完了予定だったものが、まだ完了していないっていうことのための減額っていうことでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○8番（池沢俊雄君） 分かりました。

では次、補正の歳出の49ページの交流センターのプールの償還に伴う指定管理者補填金が94万9,000円の減ということでございますけれども、これ人数が、何人が、何人を見込んでいたものが何人に減ったのか、それで94万円という減額になったと思うんですけれども、ちょっとそこ、資料があれば、教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 私のほうからお答えいたします。

当初は、328人の子が10回来場するというので、皆さんは行っていただくという予定で3,280人分を予定していたんですけれども、実際には470人ほどの子供たちが利用してくれたにとどまったというところがございます、大きく取ったものの実績が伴わなかったという部分の減でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 当初、470人分の10回分ですか。それを見込んでいたんですか、予算としては。それが、今回は328人が10回になって3,280人になったことの減によって、これだけの差が生じたという理解でいいんですか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ちょっと数字的に逆でございまして、328人が10回行くんじゃないのか、ぐらい行ってくれるかということです。328掛ける10が当初でございます。実績が470でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） すみません。私、頭悪いので理解できないんですけれども、人数が、減ったんですよね。だから、増えたんじゃないんでしょう。増えたってことであれば、これ負担金がこんなに減額ないと思うんですけれども。すみません。もうちょっと具体的に説明していただければ、理解できるような説明。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

当初328名の利用、小学生、対象者がございました。この方たちが10回行くと想定すると3,280、延べ3,280名というところになります。

それで、104万9,600円を計上しましたが、実績として延べ470人分が実績としてなりましたので、その分15万400円の補填で、実績となりましたのでその分、差引きで94万9,000円の減額ということになります。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） ということは、相当減ったってことでいいんですね。3,280人を想定していたものが、実績は470人だったってことですね。そういうふうに言っていただくと理解できるんですけども。

分かりました。では、それはもうそれでいいです。

あともう1点。

51ページの道路台帳、先ほど道路台帳の関係で承認されましたけれども、今回それに伴う補正になると思うんですけども、この道路台帳の加除更新ということで400万円の補正予算が上がっておりますけれども、これの大半は県道刑部バイパスの何ですか、できたことに伴いまして、旧県道のものを町へ移管するということになると思うんですけども、県道の認定もされていたものですから、本来であればその資料を、町が県からいただいて、町の認定路線の調書の中に組み込めば私は単純にいいんじゃないかという考え持つんですけども、何か議運の中で、ちょっと質問したときは、もう何か長柄町の道路台帳にあったようなことで整備をしなくちゃいけないということでこれだけ測量費等がかかるんですって、等でかかるんですっていう説明だったみたいですけども、それで間違いはないのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

予算につきましては、議員お見込みのとおりでございまして、県道の移管に伴うものでございます。

それから、議運のときにご説明を伺ったという町のスタイルにということでございますけれども、それはもちろん県のシステムと町のシステムが違いますので、町のシステムに振り替える必要がございます。

それから、県の資料ということなんですけれども、県のほうの資料も非常に乏しいものでございまして、本来、ご存じのとおり、町の中で道路事業が行われますと、その道路事業の改良図とか、そういったものを引用して道路台帳に起こすということがされますけれども、県の資料は、ごく僅かな道路幅の絵がある紙ベースのものだけということで、それをそのまま本町のシステムに取り込むことはできませんし、細部にわたって改めて調査することが必要となりますので、それらを整理いたしますと、測量等の費用は必要になるということで、このような予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 内容については理解できましたけれども、ではこの400万円のうちに、測量にかかる経費というのはどのくらい占めているのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

道路の測量に要する費用、これは直接、測量費といたしまして145万円ほど。それから、残りの78万円ほど、直接、測量業務費といたしまして、システムアップとかそういったものがありますけれども、それらのそのほかの議案に係るものが78万円ほど。これらを合わせますと224万円となりますけれども、それプラス諸経費、消費税を含めた44万円というふうに見積りはなっております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 今のご説明ですと半分程度、この補正予算の半分程度が、測量関係に係るものだというところでございますけれども、何か県の資料はそんなにお粗末なものが道路台帳として、県としては、私は作成をしてあるのかというのはちょっと、その辺が理解できませんけれども、だけれども、実際がそういうことであれば、しょうがないのかなというふうには考えます。

ただ、基本的に考えますと、県が認定していたものをそのまま町へ移管しても、私はいいいんじゃないかという考えは持ちますけれども、できれば少しでもこういう予算を使わないような考え方をして予算執行に当たっていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 介護保険の2ページ、歳入の件なんですけれども、令和4年度の決算で繰越金がたしか介護保険三千何百万あったかと思うんですけれども、これ繰入金で133万3,000円返さなくて、そのまま次年度、令和6年度繰越金として使う云々という考え。要は、そうすれば、これわざわざ補正して、133万3,000円返さなくてもいいんじゃないかと思うんですけれども、繰越金にしないで返す理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 健康福祉課長、森田孝一君。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 繰越金につきましては、国・県等の給付費の負担割合がございますので、全額、その翌年度に、歳出として利用できるものではないというところがございますので、ここは1回、精算と、減額という形を取らせていただいております。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 後で教えてください。いいです。

○議長（柴田 孝君） ほかにございますか。

5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 47ページ、48ページの地域おこし協力隊というのは、農業と林業、誰も決まらなかったんでしょうか。あと1人お幾らの予算だったんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

昨年9月に、地域おこし協力隊ということで補正予算のほう取らせていただきましたが、10月の募集で、農業に関しまして申しますと1名の募集があり、11月末に面接を実施いたしました。

詳細は、すみません、個人のプライバシーの保護の観点から、この場では差し支えますが、町と候補者との信頼関係を維持できない事案がございましたので、採用を取りやめたという経過がございます。

なお、先月、再度、農業と林業に特化した地域おこし協力隊を募集しまして、2名の、それぞれ1名ずつ2名の応募がありまして、今月中旬頃、面接を行う予定でございます。

また、林業につきましては、当初、10月から予定というところではございましたが、家の関係とか会社の関係、以前勤めたところの関係とかによりまして1月の採用となり、その分減額をさせていただきました。

なお、お金のほうなんです、1日1万1,650円、プラス、これに活動日数を掛けたもの

が月の限度額というふうになっております。

その他の経費も使えますが、その他の経費については約20万円、1か月20万円の限度額というところになっております。その分精算した形で林業のほうはさせていただいて、農業のほうは全額、減額をした次第でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかにございますか。

11番、三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 私からは、ちょっと1点だけ、ふるさと納税の件につきましてです。

当初の予算からは、また900万円近く出ているんですけども、これも制度の話で、ふるさと納税増えてきているというようなお話があったんですけども、これだけ予算を補填しまして、最終的にどの程度のふるさと納税こられたか教えてください。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今年度1億を超える、1億円程度ということで、今回補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 1億円ということで、大金が入ったと思うんですけども、その内容ですけども、やはり相変わらずまだゴルフ場に、おんぶに抱っこ言葉は悪いんですが、そういうことになっちゃっているんですかね。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

先ほど1億、厳密に言いますと1億100万円を予定しております。

それとあと、議員のお察しのとおり、今も変わらず昨年等、寄附の傾向を調べてまいりましたが、約80%がゴルフ場、この率に関してはおおむね変わっておりません。あと、リンクとかの利用権が約1割、10%前後ということで、これも令和4年と大きく差はございません。

ということで、やはり体験型といいますか、こちらに来て体験をしてという形のほうが約9割を占めていると、このような状況です。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。またちょっとね、また後で質問したいと

思いますので、今回はありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案ごとに討論と採決を行います。

初めに、議案第11号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第9号）に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第13号 令和5年度長沼町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第14号 令和5年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は1時20分とします。

休憩 午後12時17分

再開 午後 1時20分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎議案第17号～議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（柴田 孝君） 日程第20、議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算、日程第21、議案第18号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第19号 令和6年度長柄町介護保険特別会計予算、日程第23、議案第20号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議案第21号 令和6年度長柄町下水道事業会計予算、いずれも令和6年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算及び議案第18号から議案第21号の令和6年度各特別会計、公営企業会計の予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、令和6年度当初予算の規模は、一般会計42億700万円、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を合わせた3つの特別会計は18億8,020万円、合計して60億8,720万円。前年度の当初予算と比較しますと、一般会計4.7%の増、特別会計1.1%の増、合計では3.6%の増となっております。

一般会計では、庁舎空調設備の改修工事や旧昭栄中学校跡地における公園整備及び宅地分譲に向けた設計業務といった事業費の増が主な要因となっております。

次に、国民健康保険特別会計では、予算総額が9億4,850万円、前年度比2.2%の減となっております。

次に、介護保険特別会計では、予算総額が8億920万円、前年度比3.2%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計では、予算総額が1億2,250万円、前年度比17.2%の増となっております。

最後に、本年度まで農業集落排水事業と浄化槽事業の2つの特別会計がありましたが、平成31年1月25日付の総務大臣通知に基づき、令和6年度から2つを合わせて下水道事業会計とし、公営企業会計へ移行することとなりました。

予算総額につきましては、事業収益は1億8,298万6,000円、事業費用は1億5,288万4,000円、資本的収入は1,911万4,000円、資本的支出は5,801万6,000円となっております。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の説明をさせていただきますので、予算書の44ページ、45ページをお願いいたします。

なお、人件費につきましては、歳出の最後に説明をさせていただくこととして、科目内での説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

また、昨今の資源の価格の高騰に伴います光熱水費につきましては、前年度比35%の増で計上をしております、こちらも科目内での説明は割愛をさせていただきたいと存じます。

それでは、1款1項から。

1款1項議会費7,313万円、前年度比207万6,000円の増、経常的な経費に新年度は議会オンライン配信用の工事費及び備品購入費を計上しております。

2款1項総務管理費10億2,466万9,000円、前年度比2億6,320万5,000円の増、庁舎空調設備の改修工事3億1,812万円、第5次総合計画策定業務550万円、旧昭栄中学校跡地における公園整備基本設計業務1,650万円及び宅地分譲設計業務700万円といった新規事業を計上しております。

60ページ、61ページをお願いいたします。

2項徴税費9,326万6,000円、前年度比1,480万8,000円の減、主な事業といたしましては、地方税共同機構などへの負担金103万8,000円、税務・収納システム使用料1,404万9,000円などを計上しております。

3項戸籍基本台帳費3,341万7,000円、前年度比で354万5,000円の減、戸籍情報の標準化を図るシステム改修費の減が主な要因となっております。

62、63ページをお願いいたします。

4項選挙費803万6,000円、前年度比1,281万7,000円の減、6年度は県知事選挙が予定されており、これに係る経費を計上しております。

64ページ、65ページをお願いいたします。

5項統計調査費143万1,000円、前年度比115万7,000円の増、6年度は国勢調査の調査区設定作業及び農林業センサスを予定しております。

6項監査委員費48万9,000円、前年度と同額でございます。

66、67ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費、予算額7億3,459万1,000円、前年度比181万6,000円の増、主な事業といたしましては、社会福祉協議会への補助金4,196万2,000円、障害者の介護給付訓練等給付事業1億5,159万円、国民健康保険特別会計への繰出金7,686万4,000円、介護保険特別会計への繰出金1億3,264万8,000円、後期高齢者の医療給付費をはじめとする負担金9,981万9,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金2,779万1,000円などを計上しております。

74、75ページをお願いいたします。

2項児童福祉費2億8,920万5,000円、前年度比1,194万9,000円の増、放課後児童健全育成

業務1,484万1,000円、児童手当5,900万円、こども園の賄い材料費1,453万8,000円及び給食調理業務1,861万2,000円などが挙げられます。

78、79ページをお願いいたします。

3項災害救助費は、存目の1,000円を計上しております。

4款1項保健衛生費4億3,656万9,000円、前年度比4,074万6,000円の増、主な事業といたしましては、長生病院への負担金3,839万2,000円、子ども医療費の扶助費1,415万円、がん検診業務1,406万2,000円、広域市町村圏組合の負担金1億4,721万5,000円、6年度から公営企業会計に移行する農業集落排水事業への補助6,305万5,000円及び浄化槽事業への補助金4,874万3,000円などが挙げられます。

88、89ページをお願いいたします。

5款1項農業費1億7,545万円、前年度比1,279万3,000円の増、主な事業といたしましては、農林業等振興事業補助金1,576万円、町植物防疫協会への補助金495万3,000円、多面的機能支払交付金639万円、有害鳥獣対策に係る経費2,016万円、都市農村交流センターにおける指定管理者業務2,600万円に加え、新年度は農業振興を目的とした地域おこし協力隊員1名分の報償費480万円、都市農村交流センターの再整備に向けた基礎調査業務600万円などが挙げられます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

2項林業費1,178万7,000円、前年度比590万3,000円の増、本年度に引き続き、自然災害時の倒木による道路の分断や電力供給の停止を防止するための森林整備事業補助金590万6,000円に加え、新年度は林業振興を目的とした地域おこし協力隊員1名分の報償費480万円などを計上しております。

6款1項商工費1,963万6,000円、前年度比3万8,000円の減、商工会補助金330万円、商工振興利子補給補助金100万円、創業支援補助金80万円などが挙げられます。

次の96、97ページをお願いいたします。

7款1項土木管理費6,276万2,000円、前年度比6,470万8,000円の減、地籍調査事業の進捗によります事業費の減が要因に挙げられ、道路台帳の加除更新に伴う経費630万円、土木積算システムの使用料132万8,000円などを計上しております。

88、89ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費2億691万2,000円、前年度比3,079万2,000円の増、主な事業といたしましては、大宮橋の修繕工事900万円、町道の舗装補修工事2,050万円、町道3033号線道路改良事

業1億500万円、町道3004号線道路改良事業940万円、広域最終処分場の整備に伴う町道の測量設計業務及び公有財産購入費2,380万円などが挙げられます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

3項河川費2,580万円、前年度比4,270万円の減、県道刑部バイパス事業に伴う普通河川刑部川の河川改良工事の完了が要因に挙げられ、広域最終処分場の整備に伴う河川の測量設計業務2,480万円などを計上しております。

4項住宅費4,586万7,000円、前年度比3,222万7,000円の増、6年度は日吉団地鶯谷住宅のトイレ改修工事3,000万円を計上しております。

104ページ、105ページをお願いいたします。

8款1項消防費1億7,551万8,000円、前年度比959万3,000円の増、広域市町村圏組合への負担金1億6,043万3,000円が主なものとなっております。

9款1項教育総務費5,434万円、前年度比71万8,000円の増、広域市町村圏組合の負担金154万5,000円、外国語指導助手の派遣業務1,026万5,000円、プール監視員の派遣業務125万4,000円などを計上しております。

108ページ、109ページをお願いいたします。

2項小学校費7,483万7,000円、前年度比8,853万1,000円の減、日吉小学校体育館天井の改修工事の完了が挙げられ、6年度は日吉小学校の支障木剪定業務130万円、オオムラサキ飼育施設の改修工事120万円、排水路改修工事200万円などを新規に実施する予定となっております。

110ページ、111ページをお願いいたします。

3項中学校費7,314万3,000円、前年度比1,007万2,000円の増、6年度は特別教室照明のLED化730万円、グラウンドの維持補修工事130万円などを新規に実施する予定となっております。

114ページ、115ページをお願いいたします。

4項社会教育費5,592万9,000円、前年度比478万1,000円の減、ながら号運行管理事業412万5,000円、公民館費937万8,000円、文化祭事業120万4,000円、史跡長柄横穴群資料館管理運営事業208万3,000円などを計上しております。

120ページ、121ページをお願いします。

5項、保健体育費1億766万6,000円、前年度比253万3,000円の増、町一周駅伝大会事業350万4,000円、体育館の維持管理事業201万6,000円、学校給食調理業務3,151万5,000円とい

った経常的な事業に加え、新年度は給食センターの蒸気ボイラー1基の交換工事1,000万円を計上しております。

124、125ページをお願いいたします。

10款1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費につきましては、存目での計上としております。

11款1項公債費4億504万2,000円、前年度比365万2,000円の減は、町債の元利償還金の積み上げとなっております。

126、127ページをお願いいたします。

12款1項普通財産取得費は、存目での計上となっております。

2項基金費1,250万2,000円、増減なし、財政調整基金への条例積立て1,000万円をはじめとした各基金への積立金となっております。

13款1項予備費500万円は、例年と同様の計上でございます。

最後に、人件費につきましては9億7,657万円、前年度比3,141万3,000円の増、給与改定及び会計年度任用職員の勤勉手当支給が増の要因となっております。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款1項町民税3億3,571万円、前年度比1,820万円の減、2項固定資産税7億3,984万9,000円、前年度比5,179万8,000円の減、課税人員の減少や評価替えが要因と挙げられます。

3項軽自動車税3,020万円、前年度比65万円の減、4項町たばこ税4,000万円、前年度比100万円の減、6年度から新たに加わる5項鉱産税60万円、16ページ、17ページに移りまして、6項入湯税200万円、前年度比20万円の増、町税務住民課の試算を基に計上しております。

2款1項地方揮発油譲与税1,420万円、前年度比10万円の減、2項自動車重量譲与税4,790万円、前年度比210万円の増、3項森林環境譲与税290万円、前年度比60万円の増につきましては、国の推計値を基に計上しております。

3款1項利子割交付金10万円、増減なし、4款1項配当割交付金520万円、前年度比10万円の増、次の18ページ、19ページをお願いします。5款1項株式等譲渡所得割交付金160万円、増減なし、6款1項法人事業税交付金3,350万円、前年度比190万円の増、7款1項地方消費税交付金1億7,110万円、前年度比980万円の減、8款1項ゴルフ場利用税交付金4,950

万円、前年度比23万円の減、こちらは県の見込み値を参考に計上しております。

9款1項自動車取得税交付金につきましては、過年度分を想定した存目での計上でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

10款1項環境性能割交付金1,960万円、前年度比190万円の増、11款1項地方特例交付金200万円、増減なし、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,000円、増減なしにつきましては、県及び町税務住民課の試算に基づく計上でございます。

12款1項地方交付税11億1,600万円、前年度比1,000万円の増は、地方財政計画の数値を基に算出しております。

13款1項交通安全対策特別交付金140万円、前年度比10万円の減につきましては、昨年度の実績額を参考とした計上でございます。

22、23ページをお願いいたします。

14款1項負担金3,037万7,000円、前年度比1,373万3,000円の増は、広域による配水管埋設に伴う道路維持費負担金及び最終処分場関連の負担金の増が要因に挙げられます。

2項分担金につきましては、存目での計上です。

15款1項使用料5,002万7,000円、前年度比255万6,000円の増は、道路占用料や町営住宅使用料が主なものとなっております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

2項手数料384万円、前年度比18万円の増は、戸籍謄本や住民票などの交付手数料の積み上げとなっております。

16款1項国庫負担金1億4,777万円、前年度比204万2,000円の減は、児童手当国庫負担金、障害者自立支援給付費等負担金、障害児入所給付費等負担金などが主なものとなっております。

26ページ、27ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1億943万2,000円、前年度比358万2,000円の減は、町道3033号線道路改良事業に充当する交通安全対策補助金、広域最終処分場関連の道路改良事業や町営日吉団地鶯谷住宅のトイレ洋式化に係る社会資本整備総合交付金などが主なものに挙げられます。

28ページ、29ページをお願いします。

3項委託金197万円、前年度比9,000円の増、基礎年金等事務費委託金176万2,000円が主なものとなっております。

30ページ、31ページをお願いします。

17款 1 項県負担金 1 億474万円、前年度比72万8,000円の増は、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費等負担金、県後期高齢者医療保険基盤安定負担金などの積み上げとなっております。

32ページ、33ページをご覧ください。

2 項県補助金6,594万1,000円、前年度比3,591万3,000円の減は、地籍調査事業の進捗に伴う事業費の減を要因とし、重度心身障害者医療給付改善事業補助金、子ども子育て支援補助金、多面的機能支払交付金事業補助金、鳥獣被害防止総合対策交付金などが挙げられます。

34ページ、35ページをご覧ください。

3 項委託金1,804万8,000円、前年度比391万3,000円の増、経常的な事業に6年度は県知事選挙が予定されており、これに伴う委託金が増加しております。

18款 1 項財産運用収入833万5,000円、前年度比4万3,000円の増、5年度の実績に基づく計上しております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

2 項財産売却収入1万1,000円、増減なし、こちらの5年度の実績に基づく計上です。

19款 1 項寄附金9,000万2,000円、前年度比1,000万円の増、令和5年度のふるさと納税実績額を参考に計上しております。

20款 1 項基金繰入金 4 億3,680万円、前年度比 2 億700万円の増、財源の不足分を充当する財政調整基金、小中学校の施設改修工事や旧昭栄中学校跡地利用の設計業務などに充当する公共施設整備等基金、給食費無償化事業などに充当するふるさと応援基金などの積み上げとなっております。

38ページ、39ページをお願いします。

2 項特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計からの繰入金として、存目での計上しております。

21款 1 項繰越金5,000万円、増減なし、例年と同様の計上でございます。

22款 1 項延滞金加算金及び過料15万2,000円、前年度比15万円の減、6年度の見込額を計上しております。

2 項町預金利子は、存目の計上です。

40ページ、41ページをお願いいたします。

3 款雑入6,523万1,000円、前年度比1,211万3,000円の増は、宝くじの売上金を原資とする

県市町村振興協会市町村交付金、後期高齢者健康診査委託料、学童クラブ利用料、中学生海外交流事業個人負担金、給食費負担金などの積み上げとなっております。

23款1項町債4億1,480万円、前年度比4,850万円の増は、地方交付税の不足分を補填する臨時財政対策債や庁舎空調設備の改修工事に充当する脱炭素化推進事業債、町道3033号線道路改良事業に充当する公共事業等債などの積み上げとなっております。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

初めに、総括質疑を行います。

総括質疑は、従来の取扱いのとおり、予算項目の款項に限って行います。

質疑ございますか。質疑ありませんか。

6番、岡部弘安君。

○6番（岡部弘安君） 6番、岡部でございます。

予算書の14ページ、鉱産税とあります。その鉱産とはどういったものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 岡部議員のご質問にお答えします。

鉱産税の内容についてでよろしいでしょうか。

○6番（岡部弘安君） 鉱産税の鉱産。どういったものを指すのか。

○議長（柴田 孝君） 税務住民課長、関英司君。

○税務住民課長（関 英司君） 岡部議員のご質問にお答えします。

鉱産とは、採掘した鉱物、要するにガスとか、いろいろそういうものを指すものでございます。

我が本町においては、合同資源のほうが天然ガスを採掘している事情がございまして、そちらのほうが鉱物に当たりまして、鉱産税を課税するものでございます。

以上でございます。

○6番（岡部弘安君） ありがとうございます。分かりました。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢俊雄君。

○8番（池沢俊雄君） 質問じゃないんですけども、実はこの6年度予算から新しく長柄町下水道事業会計予算というものが新しく出てきましたよね。ちょっとその辺の説明を願いたいんですけども、特別会計じゃなくて、これ今度は下水道事業会計になるんですけども、

ちょっとその説明をちょっと受けないと、何が何だか分からないものですから。できれば内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

建設環境課長、若菜聖史君。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

何分不慣れですので、十分なお説明になるか分かりませんが、よろしく願いいたします。

来年度から公営企業会計に移行することにつきましては、先ほど町長の提案理由、それから、12月の議会のほうで概要をご説明させていただいたところでございます。

会計につきましては、ページでいきますと、252ページをお開きください。

まず、こちらが事業の概要でございます。その個数であったりを示したものでございます。

次が、収益的収入及び支出ということで、こちらが258ページをお開きください。

こちらに農業集落排水事業と浄化槽事業の現年分・過年度分の使用料を計上するとともに、預金利子、それから、一般会計からの補助金、それに加えて、長期前受金というものがございまして、これなんですけれども、国や県から補助金等が耐用年数によって売り上げて収入があったものとみなすというような形で記載されているものでございます。実際には、これは収入はないわけなんです、こういった計上となるというものでございます。

それから、下の支出に移らせていただきます。

下の支出は、ご覧のとおり農業集落排水事業の管渠ですとか、それぞれ処理場、浄化槽の光熱水費、通信運搬費等々、その事業に係る費用、それから、減価償却費、これらを計上してあるものでございます。

次に、一旦お戻りいただきまして、254ページをお開きください。

この254ページが資本的収入及び支出ということで、収入の……失礼いたしました。失礼しました。253ページ、恐れ入ります。253ページの下段でございます。

こちらが資本的収入及び支出ということで1,911万4,000円ということで、これが259ページをお開きください。こちらが起債、浄化槽の補助金、それから、県補助金、分担金等々が収入としてございます。

それに対しまして、支出ということで、浄化槽を設置するための工事費、これらが計上されてございます。

なお、企業債償還金につきましては、農集、それから、浄化槽ともに計上されております。

それから、次に、先ほど町長のほうが申し上げた数字といたしますか、金額については今申

し上げたところの部分でございます。

それから、266ページ、失礼しました。263ページです。

こちらが下水道事業の貸借対照表、予定でございますけれども、勘定科目につきましては資産、負債、資本、収益、費用の5つに分類されておりますけれども、そのうちの資産、負債、資本について記載がございます。最終的に資産合計という欄、一番右側の額ですけれども、こちらが資産の合計というふうな表記となります。

1枚おめくりいただきまして、負債の部でございます。

こちらは固定負債、それから、流動負債、繰延収益、これらを合計いたしますと、右下の額というふうになります。

それで、今の負債の部と、これその下、資本の部、先ほどの資産の部と負債の部、失礼しました、負債の部と資本の部でございますけれども、これらが265ページでございます。この数字、負債資本合計と先ほどの資本の部の合計が一緒になるという表記でございます。

それから、266ページをお開きください。

予定損益計算書ということで、先ほどもちょっとちらっと触れました資産、負債、資本、収益、費用の5つに分類されるうちの収益と費用について記載されたところでございます。

一番上が使用料から始まっておりますけれども、最終的に営業損益から使用料を引いた額が一番右側のマイナス、そして、それをまた下に行きますと、営業外収益、営業外費用、これらの差し引いたものと、最終的に今申し上げた営業損益のところの計算で3,400何がしという数字でございます。

続きまして、その隣でございます。開始貸借対照表でございます。これはあくまでも予定のものでございまして、令和5年度本年度が決算しましたら、また訂正するというものでございます。

次のページ、268ページでございます。

これは先ほどの続きの面でございます。

なお、それ以降につきましては、先ほど258ページ、259ページの算出に伴う参考資料となっております。

非常に分かりづらい説明で大変申し訳ございませんが、以上で説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 孝君） 質疑はないようですから、これで総括質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時10分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから再度質疑を行います。

ここでの質疑は、議員自身の所属していない常任委員会の予算項目の詳細に限り、認められます。

なお、議会運営委員会での申合せのとおり、1件の質問に対し3回まで発言を認めます。

質問は3件まででき、議員1人では最大9往復の質疑が可能です。また、この後、会議日程は残っておりますので、質問の点数については、議会運営委員会での申合せのとおり、会議時間などを考慮し、議会運営上、常識的な範疇での実施についてご理解いただけるようお願いいたします。

質疑ありますか。ありませんか。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 53ページ、財産管理費の中の空調関係の工事、これ2件入っているんですけども、これ庁舎の空調設備の更新と、それに伴うこれ施工管理費ですか。この額が合計で3億2,500万円程度を計上されているんですが、ちょっと額が非常に大きいので、これが必要な理由を伺いたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

これにつきましては、議員さんおっしゃられるように、空調の改修で3億1,812万円、あと管理の業務が入っております。

これにつきましては、役場本庁舎の空調の機械が、建設したのが平成14年ということで、22年経過しておるということで、大体あちらこちらの電子部品が壊れまして、補修補修とい

うことで繰り返してきたような現状でございます。

補修もだんだん効かなくなり、昨年からは1階と2階の一部が、空調が効かないような状況が続いておりまして、何とかこれを補修すべく対応していたんですけども、電子部品の保証期間は7年ということで、もう製造中止の部品がかなり多いということで、これを一体的に補修、慎重に更新していくということで、今年度、設計会社のほうに設計を委託し、この金額を算出したところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） かなり高額なので、一般的には、一般的と言っていいのか分かりませんが、私が知っている範囲では、例えばかなり規模の大きなホテルとか、いろんな施設で、やはり老朽化、空調が老朽化して、徐々に使えなくなってきたということで、交換するにはあまりにも費用がかかり過ぎるので、必要な箇所に後づけの空調機を入れて対応するというケースを幾つか見てきたんですけど、それであれば金額もかなり低く抑えられると思うんですね。

これだけの金額を、これだけというのはこの3億2,500万円ですか。これを何か所か効かなくなったので、全部交換すると。それにこれだけの金額をかけるというのは、なかなか町民も納得できないんじゃないかというふうに想像するんですが、これ例えば町の人口で割ったら、これ1人当たり幾らになるんですかね。3億円ですから、1人当たりは5万円、あるいは1世帯当たり直すと10数万円ですか。それだけのものをかけて、その一部効かなくなった空調を直すのに、総取っ替えで3億2,500万円も使うというのは、なかなかちょっと私には理解できないんですが、これ例えば、今のような形で効かなくなった場所に後づけで、空調をつけていくということは、何か問題があるんですかね。

○議長（柴田 孝君） 答弁求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

的確な答弁になるかどうか分かりませんが、先ほどから申し上げておおり、電子部品がもう22年間たっていて、部品が供給できないという故障の事案が多く発生していること。また、フロンガスの環境からも、フロンガスの種類ももう変わってきておりまして、それらに対応できないということ。また、あと財源部のほうなんですけれども、探したところ一定BELS、ZEBの関係なんですけれども、BELSの認証を取りますと、令和7年

まで脱炭素化の推進事業債という交付税を受けられる制度がありまして、有利な起債があるということで、一体的に改修工事をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと質問にお答えいただいているんですが、これ数字的に、例えば今回のように全部入れ替えて、3億2,500万円かけてやるというのと、どんどん効かなくなったエリアに追加して行って、追加するというのは後づけの空調ですよ、それをやったときのコストの差はどのくらいになるのか、お答えいただけますか。

○議長（柴田 孝君） 答弁求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんの質問はコストの差が幾らになるかということにつきましては、計算していないのが実情でございます。議員さんおっしゃるように、故障したらその場限りでそこを更新していけばいいじゃないかということなんですけれども、もともとはブロックでこのシステムが成り立っておりまして、3部屋、4部屋、また、大きなブロックで室外機、室内機分散されておりますので、なかなか壊れたところだけに、そこだけに対応していけばいいというような理屈にはならないと思いますのと、先ほど言った個別にやっていった場合、その起債の認証は受けられないということで考えております。

以上です。

〔「その何とか債でもらえるお金も含めて」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

〔「答えていただいているんですもん。質問していいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 最後の質問として。

宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 全くお答えいただいているんですけれど、コストの比較をしたいので、新しいものを取り入れると、国か県ですか、ちょっとそこは分からないんですが、お金が下りてくると。じゃ、それは一体幾らなんですかということと、個別に対応して今ブロックというふうにおっしゃいましたけれども、じゃ、そのブロックに後づけでつけたら、コストが幾らで、例えばそれによって、何か後づけの分の余分な、例えばランニングコストを

上積みされるとか、そういったことがあれば、それらも含めてコストの比較をしていただいて、それで圧倒的に一度に交換したほうがメリットがあると。圧倒的でなくてもいいんですよ。同額でも別に構わないんですが、それとは逆に圧倒的にかかり過ぎちゃうというのであれば、これは問題だと思うんですね。ですから、その比較の数字を教えてくださいというのが私の質問だったんですが、今計算はまだされていないということですので、ぜひこれ次の常任委員会までに調査いただいて、そこで説明をいただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すみません、53ページの財産管理費の中に、ありがたいことに庁舎内のWi-Fiの設置工事ということであります。この辺をちょっと詳しく教えていただければと思います。どんな形でということで。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

Wi-Fiの設置につきましては、昨年議員さんのほうからも一般質問を受けまして、1階は自販機で対応しているというような答弁を差し上げたところでございますけれども、1階、2階、3階の部屋の部分、全部まで行き届くかよく分かりませんが、共用部分の廊下などで、3階全般で対応できるようなシステムを今入れようということで、見積りを取って予算の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひまたよろしく願いいたします。

あともう一点、55ページなんですけど、企画費の中で、委託料でラッピングの高速バスの広告業務が、これは何年契約という、何年間は支払いをしているということと、また、知名度の効果検証業務ということで、この内容をちょっと教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ラッピングバスのほうにつきましては、これまで一般質問等でもいただいているところでございますけれども、広告の掲出料ということで7万7,000円掛ける12か月、これがこの92万4,000円と、この内訳となります。

この事業、令和2年に開始いたしまして、ちょうど5年目となりまして、一般的に5年間

は継続できるよと。色あせしないのでできるよということで、一旦5年という契約で進んでおりますので、最終年ということになります。

現在、勝浦東京間と茂原羽田横浜間を、いろいろとその日のバスの都合によって、配車によってということなんですが、走ってくれているというふうに報告を受けております。

効果検証につきましては、令和4年に、おとしになりますか、大手の調査会社がございまして、そちらのほうに令和4年に一度実施をしております。2,000客体ぐらいで多分都市部の人たちとかに、長柄町のことについてのアンケートというか、そういうのを取っているんですね。

その同じ会社に、今回このラッピングバスとか、あと今回のガラナの関係とか、そういうことで、「長柄町をどういうきっかけで知りましたか」とか「興味をお持ちでしょうか」と。前回と同じ質問も含めまして、2年たつとどういうふうに皆さんの意向が変わってきているのか、そういうのを確認し、確認というか、調査をするということで計上させていただいている、いわゆる効果検証業務ということになります。ということでご理解いただきたいと思います。移住・定住全般についても質問を加えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） アンケートでということでありますので、ランダムに聞かれているんでしょうか、それとか、ちょっとある程度特定な場所という形でというのは、それはもう大手に頼んでやる、依頼されているので分からないということでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 私、すごい詳しいところまでは存じ上げなくて、ほかの部課の者のほうがよく知っているんですけども、私のほうで承知している話としては、特定の方じゃなくて、年齢層とかそういうのは当然抽出はあるんですけども、あと地域とかそういうのをおおむね都市部のというところですので、田舎のほうから取るとかそういうことはなく、専門のこういうことをやっている業者さんが、ランダムな形で効果検証ができるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ございますか。

11番、三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 午前中、ちょっと私、ふるさと納税のことについてお聞きしまして、

お昼からまたお聞きしますよというお話ししておったんですけれども、予算書の51ページのほうにふるさと納税の諸々が出ていまして、およそ6,300万円を見ておるんですけれども、これで単純計算して、ざっくりですけれども、倍の納税があるのかなというふうに考えしてはいるんですけれども、それにつきまして、それについては、私前から言っていますけれども、町長のうたい文句で、給食費無料化の財源になっていると思うんですよね。

その辺につきまして、ちょっとこの内容についてちょっとお聞きしたいんですけれどもね、よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

来年度、先ほど午前中のときに今年度はということで、見込みとしては1億100万円ということで申し上げましたが、来年も全く同じ額までということまで厚かましくも出せませんので、一旦この予算書の中では9,000万円ということで予定をさせていただいて計算をしております。

ただ、今、議員の言われた6,000万円がこの財産管理費のトップのところに来ているので、この倍ぐらい入るんじゃないかというような意味合いのご質問だったと思いますけれども、事業の性質上、議員もご存じのとおり、半分のお金が役場のほうに残るということでは間違いないので、ここが5,000万円だと分かりやすいのかなと。4,500万円だと分かりやすいのかなと思うんですけれども、先ほど午前中も言いましたけれども、約8割、9割が他県型ということもありまして、ゴルフ場に関しては、寄附したときから1年間有効だということになっているので、昨年寄附をいただいた分も来年いくらかでも使えるということで、遅れて使用しているものも結構あるので、そういうものも含まれて、この6,000という数字が多少計算と合わない部分があるというふうにご理解いただければと思います。

これまでさとふるという、コマーシャルでもよく、テレビのコマーシャルも出ていますが、その会社と1社でずっとやってきたところもあったんですが、ご存じかと思いますが、さとふるは、ふるさとチョイスですとか、今非常に楽天さんが勢いがありまして、伸ばしてくれております。楽天さん、それから、航空会社のANA、アナさんですね。そちらのほうと同じようなサイトをやってくれておりまして、それらも広げることによって、少しずつ収益が、寄附額が上がってきているというふうなところでございます。

一旦私のほうで、ざっくりと恐縮でございますけれども、9,000万円ということで考えて

いるという内容でご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） では、チョイスのほうの関係、楽天云々、ANA云々と出ていますけれども、私、毎日1回PCを開くようにしているんですね、ホームページを。それ見ますと、必ず楽天が出てくるんですよ。楽天は結構お客様に対して、結構サービスをやっておるんですよ。その関係で使われているのかなというふうに思うんですけども、ぜひそういうものも使っておられるということで、私はお願いしたいと思います。

あと、去年はふるさと納税についての私たちの納税品について、100万円かな、何か予算を取ってやっておられたと思うんですよ。今年は、ごめんなさい、来年度は、そういう予算諸々を載っていないような気がするんです、私の見間違いでしたらあれですけども、載っていますかね。やる予定でいるのかいないのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 特産品的なものということで、お答えいたします。

特産品のようなものがこの中に含まれ……想定しているかといえば、入っておりませんというか、まだその特産品もできてはおりませんし、確定もしていない状況でございまして、これまでどおり道の駅さんですとか、様々なソーセージの関係ですとか、従来の野菜とかそういう加工品については、おおむね同じ形で進んでいるという形でご理解いただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） それ特産品については、いろいろ考えあると思うんですけども、いろんところでふるさと納税の返礼品について、チャレンジしているところが結構新聞等に載っておるんですよ。その辺もちょっと課長見ておられると思うんですけども、参考にしながら、できるだけ、昨日も梅の木の話を聞きました、所信表明の。その辺も考えていただいて、ヒントになるというふうに思います。そういうところを押さえながら、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

続けていいですか。では、もう一点、ごめんなさい、お願いします。

ちょっと午前中もちょっとお話があったかもしれませんが、地域おこし協力隊、これがあるんですけども、これ現在2名の方でやっているということは私承知しておるんですけども、これ見ますと3名、今度なるわけですよ。3人分。280万円か。それ3名というのは、決まったというような話も聞きますし、これから細かいところをお話しして決め

るんだよというお話があるんです。その辺ちょっとお聞かせ願えませんかね。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 地域おこし協力隊につきましては、議員ご存じの最初に来てくれた池田君がもうすぐ3年目になります。ということで、それから、午前中、先ほど産業振興課長の答えました林業の関係の者がこの1月着任で、今始まっておりまして、新年度にも1年分が計上されていると。

今後、この2月、3月ですか、これから面接を予定していくということで先ほど答弁あったかと思いますが、この農業関係のということで面接をやって、仮によければ、その者を採用して、4月になるのか5月なのか分かりませんが、新たに新年度の中で採用になる。そういう合計で言いますと、議員のご質問のとおり、新年度においては3人の活動ということになる予定ということでございますので、現在のところ、予算としては、その2人の分が確定しているということでございます。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 取りあえず3名予定という話なんですけれども、3名の方のうちの1人が農業のほうに実際入ってもらえるというお話だと思いますね。

それはそれで、農業について、この協力隊、採用しようという考えに至ったそのいきさつを、何をさせてどういう形の方向性に持っていくのか、その辺あったらお聞かせ願えませんかね。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

やはり議員ご承知のとおり、担い手の確保というのが一番でございますが、まず、募集してくる方は、まず興味がある方から募集が来るわけございまして、何か技術を持っている方が来るかということ、なかなかそういうわけにはいかないというところでございます。

農業、少し興味を持っていただいた、長柄町で興味を持っていただいた上で、様々なところを体験していただいて、自分に合ったものを今後見つけて、定住していただいて、継続的に営農していただくというのが狙いでございますので、これをもって何をやってくれとかいうところでは、初めのところに関しては、あまりうちのほうとしては期待というか、課題は設けない中で自分で見つけていただく。興味を持った中で、自分で見つけていただく。その中で、うちのほうとしては、各農家さんとかのつなぎ役とか、そういうサポートはしていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 三枝新一君。

○11番（三枝新一君） 分かりました。

最後の3番目で最後にしますけれども、一応、当然そんなに農業に詳しくないとは思いますが、農業をその方が経験しながら、そういう経験したものについて、オープンにしていくと。それを基にして興味のある方を呼ぶというふうなものだと思いますけれども、ぜひそういう方が来られたら、一生懸命応援してあげて、できるだけアピールしてもらいように頑張ってください。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すみません、95ページの都市農村交流事業費の中に、工事請負の中にイノシシガードの設置工事というのがあるんですが、それどういうことを考えているのか教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

ログハウスがあるところから昆虫ドームの道があるんですが、その周りがイノシシがよく出るということで、利用者のことも考えて、そこに設置するというところで考えております。今、あくまでも柵みたいな形に今は考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 57ページの交通安全施設整備事業の交通安全施設というのは、どのようなものでしたでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 14節の工事請負費だと思われませんが、カーブミラーの設置とか補修でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかにございますか。

宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほどちょっとイノシシの話が出たので、93ページのことで、これ

で、ただ、これは事業調書の中に載っていたんですが、これまた今回の電気柵購入費として計上されていると思うんですが、これ、よくこれ農家の方に伺うんですけども、電気柵は何かすぐに慣れちゃって、全然効かないという話があるんですね。柵のほうがいいよと。柵に変えたら何かブロックできるようになりましたという話をよく聞くんですけども、もしそれが本当にそうであれば、これ電気柵じゃなくて、普通の柵に変えちゃったほうが意味があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

柵に関しましては、国庫補助、国の補助の該当になります。ただ、柵に関しては、田んぼに設置しますと、どうしても機械の入るときとか、そういうときに邪魔になる、なかなか、電気柵だと取り外しができて、そこから機械の搬入ができたりするということで、機械は、柵のほうはなかなか今広がっていない状況です。ただ、山あいとかの田んぼの付近に関しましては、柵のほうが有効的かなと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 今のお話ですと、それぞれに何か有効なケースがあるということであれば、これ電気柵に絞らずに柵も選べるように、今はなっていないですよ。それ、もし選べるのであればいいんですけど、そうでなければ、これ選べるようにしていただいたほうがいいのかというのと、あと電気柵は、今、説明あったように、何か機械入れるときに簡単に取り外せないという話ありましたけれども、それは構造次第で、ドアみたいな形でばっつとやったり、いろいろ方法はあると思うんですよ。

なぜそれを伺ったかという、これ結構危ないんですよ。その近くを歩いたときに、例えばよろけてそれに触っちゃうと、イノシシでもびっくりするぐらいだから、人間も結構ショックがあるわけですよ。かなり以前だと思うんですけど、実際その電気柵で死亡事故が起きていますよね。もう忘れ去られたかもしれないんですけど、高齢の方がそこに触れて亡くなられたという、そういったケースもあるので、特に子供を遊ばせたりという場合も、電気柵があるとやっぱりそこは避けてしまおうとか、いろいろとその周辺、近所の方もちょっとその電気柵というのは抵抗があるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、できれば、だから、電気柵よりは普通の柵に、この補助のほうも変えていただくと、そっちのほうで広まって、安全な環境になるのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） 電気柵か柵かという場合、要望する自治会によって選べるようになっております。ですので、柵がいいというところであれば柵を支給しますが、大概のところは、あくまでも農地を守るというところで、田んぼ等が多くありますので、皆様、電気柵がほとんど選択されているという状況でございます。

あと安全性の問題でございますけれども、こちら電気用品の安全法の適用を受けた製品をこちらは使用しておりますので、比較的安全であるというところでございます。その死亡事故というのは私も知っていますけれども、宮坂議員と同じ事例かは分かりませんが、あるいは自作で作ったものというふうに認識しております。そのときに死亡事故が起きたというところでございます。

これも国も推奨しておりますので、確かに何もないとイノシシにもあまり効果はないんですが、感電、少し触ってびりっと来るというところで、安全は考慮した製品を使っているというところをご理解ください。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

もう一点ですけれども、3つまででしたよね。聞こえていない。

車のほうでいきますかね、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を使った公用車購入というのが53ページにありますけれども、これ実際に補助金を使うと今910万円というふうになっていきますけれども、これが実際に出す金額は幾らになるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

公用車につきましては、910万円ということで車2台分を予定しております。今議員さんのおっしゃっている中の財源の話だと思うんですけれども、ちょっと手元に資料がなくて分かりませんので、後でお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） じゃ、別の質問をしてもいいですか。4つ目ですけれども。4つ目になっちゃいますけれども。

○議長（柴田 孝君） 許します。

○2番（宮坂陽一郎君） じゃ、今ちょっとお答えいただけないということなので、別の質問

をさせていただきます。

その都市農村交流センター、ページで言うと93ページですね。ここではちょっと事業調書のところにあるんですけれども、これ農村都市交流センター再整備全体構想策定に向けた基礎調査を行うというので600万円上がっていますけれども、これは具体的にどういった内容のものなのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

こちらはご存じのとおり、農村交流センターについては、建設というか整備してから全く手つかずの状況でございまして、ある程度老朽化が進んでおるところでございます。

また、ニーズも様々変わっておりますので、ここで1回見直そうというところで基礎調査を上げさせていただきます。

業務内容といたしましては、計画、それぞれ整理していただいて、現状の把握等をしていただくのが1つと、評価と課題の抽出、現状の課題と抽出、あと町民と町民外のアンケートを予定しております。

また、コンセプトとかイメージの検討をしていただいて、それを材料として基礎調査というところで、今回予算要求したわけでございます。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ちょっと気になっているのは、これ個別にこういった調査を行うと、町全体で今、将来に向けたいろいろな計画を策定するということになっていると思うんですが、それとの整合性というか、いや、こういったものはトップダウンでやる話じゃないかと思う。トップダウンというのは、その指示系統ではなくて、まず一番上の計画ができて、その中にいろんな施設なり事業が来るわけですね。その中の一つがこの都市農村交流センターの施設であり、事業という位置づけだと思うので、これ単独で今回予算上げられていますけれども、これは少し、やらないというわけではなくて、ちょっと待っていただいて、先ほど言ったその全体の計画構想がある程度できてから、そこからそれを受けた形でこういう調査を行って、事業を進めていくというのがいいんじゃないかなと思うんですけれども、これはちょっと町としてどういうふうにお考えなんでしょう。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えになるかどうかあれですけども、当然、第5次総合計画等上位計画がございますので、それに沿った中、あと長柄町の生涯活躍のまちとか、人口ビジョン・総合戦略とか、そういった中に基づいて、一つの都市農村交流センターの環境整備というところで位置づけて、今回基礎調査というところで認識しております。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ちょっと私、もしかしたら誤解しているかもしれないんですけど、これからその町づくりとか、今後の総合計画とか、そういったものがこれからまた更新されるようなイメージを持っていたんですが、そうであれば、先ほどの私のお話なんですけれど、今のお話はもう既にもうそれが出来上がっているんで、それに沿った形でこの部分を進めているというお話で、そうすると、ちょっと私は認識が間違っていたのかもしれないんですが、これはどうなのでしょう。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ちょっと私のほうもお答えになるかどうかちょっと自信ないですけども、多分、議員がおっしゃっているのは、これから総合計画で言うところの後期の基本計画ですとか、令和8年起点でということで、来年から調査が始まりますということで上げております。もちろん今、小泉課長が言ったように、総合計画は町の最重要な構想ですので、計画ですので、その中でダム周辺の観光拠点と言われている、長年かけて整備をしてきたあの施設が、町の本当に核となる場所ですので、どうやってこれから町の中での位置づけがなされて、将来に向かって、どういう希望があそこに描かれるのか、そこは、例えば多分ご存じの町のマスタープランですとか、そのままになっている計画もあって、それらも事前修正をしようじゃないかというような話も内部で出ているというような状況でございまして、多分もうそういうところをご存じだからゆえに、そういうものが定まってから、その部分の計画をやってもよろしいんじゃないのと。多分そういう趣旨なのかなと、私は話を聞いていて思いました。

このダム周辺の都市農村交流センターの今後の在り方、利用についてというのは、その中の総論的なところというよりは、もうまさに各論の部分でございまして、そこについての基本的な、ここ基本調査業務となっているんで、いろんな意味で調査もやるんで、そのとおりのことを真面目に答えているんですけども、企画財政のほうで査定をやったときの感じとしては、もうまさに基本構想の、あちらの施設の中の基本構想、これからの基本計画、これ

からこういうようなものを描いていこうじゃないか、これは求められていないんじゃないのか、一番分かりやすく言っちゃうとコテージとか、まさにこれから宿泊をする1棟建てのコテージをまた同じように建て直して10棟設けるべきか、それともオートキャンプ場のような形にして、もっと広く人を自由に迎える形を取ったほうがニーズが高いのか、そんなようなことも含めて調査をするところから始めて、構想の絵を描こうじゃないかというのが、多分各論の部分の今回の予算だというふうに捉えております。

これに関しては、近いところで横芝光町さんが、駅前の再開発というか再構想のような形をするのに、このステップを踏んで非常にいい絵が出来上がったというのが、横芝光町の町長さんはじめ、いろんな方たちと交流を持つ中で話を聞かせていただきまして、市民を巻き込んで、町民を巻き込んでこうやったら、今までずっと手つかずだったところが、こういう絵ができましたという話があったので、まずその部分について調査から入って、着手をしようというのが今回の予算の出し方でした。

総論各論的なところが合っているかどうか、ちょっと私もしゃべっていて疑問なんですけれども、全体の構想についての必要性と、そちらの関係性については、そういうところでご理解いただければありがたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂陽一郎君に申し上げます。申合せの最大9往復の質疑を終えましたので、今後の質疑がございましたら、所管の窓口等で協議確認等をお願いしたいと思います。

○2番（宮坂陽一郎君） じゃ、もう終わりということですね。

○議長（柴田 孝君） よろしく申し上げます。

ほかに質疑ございますか。

1番、金坂光章君。

○1番（金坂光章君） 1番、金坂光章です。

59ページ、防犯灯事業においてなんですが、防犯灯交換設置業務、これは従来の蛍光灯のタイプからLEDのタイプに随時交換していると思うんですが、この150万円という予算で何台、何か所ぐらいの交換を予定しているか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） すみません、防犯灯の交換業務ということで150万円の計上をさ

せております。これは金額で予算計上させていただきまして、この中には交換も含んでありますし、今新しく設置する場合もあるということで、それぞれの基数はちょっと今手元に資料がなくて分かりません。大変申し訳ありません。

○議長（柴田 孝君） 金坂光章君。

○1番（金坂光章君） 分かりました。じゃ、後で課長のほうに財政のほうを伺いたと思いますので。

それと引き続きなんですけれども、この案件は年間台数を決めというのを継続事案でやっているのか、はたまた故障したものを順次交換していつている事業なのか、ちょっと伺いたいたいですけれども。

○議長（柴田 孝君） 総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

球切れの場合は、年度当初に自治会長さんに基本的にお願いたしまして、球が切れているということで連絡をいただきましたら、早急に球切れの交換を、機器を変える場合もございますし、故障を直すということもあります。また、あと自治会のほうから新たに立てたい場合の設置要望もありますので、それには随時対応しているというような状況でございます。以上です。

○議長（柴田 孝君） 金坂光章君。

○1番（金坂光章君） ご返答ありがとうございました。

夜も明るい長柄町のために、これからもご尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 57ページなんですけれども、私ずっと住宅の補助金とかバンクの補助金、一般質問等してきましたけれども、ここで予算を見ますと、住宅の新築の補助金60万円、空き家バンクについては130万円、これは最高限度額で1件分なんですよ。町長の目玉として、人口減の対策として、空き家バンク、新築の補助金、そういうのを一生懸命やるんだという考えを聞いておりますけれども、予算に1件分しか計上しない方がいいものなんでしょうか。

それで反対に住宅リフォーム、これは最高額20万円だったと思いますので、5件分計上してあるんですよ。何で住宅リフォームが5件で、ほかが1件なのか。この辺ちょっと納得い

かないんですけれどね。もっとやる気があるならば、ちょっと言葉悪いですね、やる気があるなら、5件分ぐらい計上してもいいんじゃないかと。出てきたら補正を組むんだと。そんな甘い考えじゃいけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

多分住宅新築の補助金につきましては、建てた後、登記完了後1年以内に申請をしてくださいということをお願いをしておりますので、ご相談をいただいても、大体それから建ててということで、今どきの家でも結構な時間かかると思うんですが、そういうふうなことで、建てた後1年以内という、タイム的な時間的な余裕があるということから、1件分を計上しているというところでございます。

住宅のリフォームなどにつきましては、交付決定は着工前、ある程度、着工前に申請をいただいておりますので、申請の段階で、着手の前に申請をいただいておりますので、その段階で動けるようにということで、今5件分ということで計上させていただいております。

バンクのほうにつきましては、ご指摘のとおりの部分もありますが、改修の工事で上限の100万円プラス片づけ、応援、登記など、その辺を加えまして、上限の130万円の計上、それは議員のおっしゃられる補正でというようなことでは、やる気の問題というところがご指摘のところでしょうけれども、対応は可能だということにつきまして、このような計上の仕方、できるだけ多くを取って企画が抱えて、年度末に来なかったんで余らせましたというのもちよつとできないところもありますし、町民目線で、決してそれを金がないから、あんた余っただろという形には、三月に一遍の議会の中でのご相談もできる話かと思っておりますので、その辺で対応させていただいているというところでございます。何とぞご理解のほどをお願いできればと。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 理解ができないから質問しているんですけれどもね、難しいところなんだけれども、今、白井課長は、建ててから1年間の猶予があると。例えばこれ6年度の予算ですよ。5年度に建てた猶予、1年あったら、5年度に建てた分を1年に申請、6年度に、1年後の6年に申請して補助金出せるかと思うんですよ。

前に聞いたとき、確認申請で3件ですか、2件か3件、建築工事とかで10件ぐらいでしたか、新しく家建てたのが。要は、年間十二、三件あるわけですよ。そのくらいの見通しが立

つのに、1件というのはおかしいんじゃないですか。私にしてみればですけどね。理解なんかできないんですよ。その辺、理解できるようにお願いします。

○議長（柴田 孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

理解いただけないというところなんですけれども、去年は2件だったと思います。この補助金使ったお宅が。その前は3件だったかと思います。確認申請じゃなくて、工事等の件数とちょっと合わない部分もあるのかもしれませんが。この補助金をもらわないでというところも、実態としてあるのかもしれませんが。

ちょっと工事届との突合ができておりませんが、実態としては、年に2件、もしくは3件という推移でございまして、そんなにマックスを当初予算で抱えるというような、我々の予算の提出の仕方ではなかったというところがございます。

何度も言っても、かみ合わないものがあるかと思いますが、ご理解いただかなくて結構ですけれども。

○議長（柴田 孝君） 鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 3回目で最後になるかと思うんですけども、考え方の違いだと思うんですけども、執行部と私、考え方の違いだと思うんですけども、これが2元代表制のいいところでも、悪いところでもあるかと思しますので、執行部の考えで取りあえず予算書、私、賛成しますので執行してください。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） すみません、申し訳ないです。

防犯灯事業について、ちょっとお伺いさせていただければと思うんですが、以前にもちょっと総務課でご相談をさせていただいたんですが、防犯灯で、自然災害等で防犯灯の線があるために停電になってしまうというところがありまして、それはできれば太陽光発電の今LEDだとかというのがあるということで伺って、その提案をさせていただいたことがあるんですが、費用が高いということで、そのときはちょっと駄目だったんですが、今後、自然災害等を考えたときには、太陽光のLEDということも考えていただけないか、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（柴田 孝君） 答弁求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんの今おっしゃられたとおり、非常に今の段階では非常に高価であるということと、やっぱり防犯灯を立てるような場所は、生い茂っていたりして、十分発電できない可能性も高いような場所もございまして、今すぐには対応できませんけれども、将来的にはそういうものも取り入れていくようには考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 本吉敏子君。

○9番（本吉敏子君） ぜひこれからそういう場所も多くなってくると思いますので、前向きにぜひお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑はありますか。

5番、高橋智恵子君。

○5番（高橋智恵子君） 95ページの森林整備事業補助金というのは、相手は県なんですか。

○議長（柴田 孝君） 産業振興課長、小泉義彦君。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

こちらにつきましては、六地藏地先というのは、災害等で電線に支障が起きて、令和元年のときに問題になった箇所を東電からお聞きしましたので、そこを整備して間伐して、新たな低木の木を植え替えるという事業でございます。

ごめんなさい。そうです。県の事業でございます。すみません。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

3番、佐久間繁英君。

○3番（佐久間繁英君） ちょっとお伺いしたいと思います。

57ページになりますけれども、ここの中で、企画費の中で、産業用地適地選定調査業務というところで……、そうか、失礼しました、じゃ、取り消しさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第17号から議案第21号までの5議案は、議会運営委員会で決定のとおり、各所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。総務事業常任委員会、3月7日木曜日、午前9時から、住民教育常任委員会、3月8日金曜日、

午前9時から行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第21号までの5議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は3時20分とします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第25号、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。

このたび、長柄町味庄3番地3、若菜一繁氏を副町長に選任したく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

若菜氏は、昭和62年に市原市役所に奉職以来、現在まで38年間勤務されています。この間、企画部交通政策課長、教育総務部教育総務課長、企画部次長、生涯学習部長、総務部長などを歴任され、行財政全般にわたり高い見識と豊富な行政経験をお持ちであります。

今、本町を取り巻く状況は、少子高齢化と同時に人口減少に拍車がかかり、あわせて、子供や生産年齢人口、さらには税収までも大幅に減少するといった大変厳しい現状にさらされています。

また、情報化・国際化・SDGsへの取組・自治体DXの推進への対応など、今後、自治体間格差が一層広がることは明らかであり、行政規模の小さな本町にとって、重大な行政課題となってまいります。

このような状況の中、私といたしましては、町政の円滑な運営を図るため、行政経験豊富な若菜氏の手腕がどうしても必要であり、若菜氏を最適任者として長柄町副町長に選任したいので、何とぞ議員の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、会議規則第82条の規定に基づき、無記名投票にて採決いたします。

議場の出入口を閉鎖いたします。

これより議場への入退場は行えません。

〔議場閉鎖〕

○議長（柴田 孝君） 本会議場における当職以外の出席議員は11名です。

次に、開票の立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により、議長から指名いたします。

立会人に、1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（柴田 孝君） 配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 投票用紙に注意事項が書いてありますが、念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載してください。なお、白票については、会議規則第84条により否とみなします。つまり反対となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人 2 人は議席前で確認願います。

[投票箱点検]

○議長（柴田 孝君） 異状はありませんか。

[「異状なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に記載が終わりましたら、議席番号 1 番の議員から順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（柴田 孝君） 投票漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 孝君） 投票を終わります。

それでは、1 番、金坂光章君、2 番、宮坂陽一郎君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（柴田 孝君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの当職以外の出席人数に同じです。

賛成11票、以下の結果、同意第 1 号は、同意することに決しました。

---

#### ◎同意第 2 号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第26号、同意第 2 号 教育委員会委員長の任命につき同意を求めることについて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現教育長であります石川和之氏の任期は、令和 8 年10月15日までとなっておりますが、一身上の都合により、今年度末をもって退任されることとなりました。

つきましては、後任として、茂原市茂原1556番地の11、酒井昌史氏を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

酒井氏は、長柄町針ヶ谷に生まれ、地元の日吉小学校、昭栄中学校を卒業し、大学を卒業後、38年間の長きにわたり、長生地域の小中学校及び県教育委員会に勤務されました。

この間、長南町立西小学校長、千葉県教育庁北総教育事務所長・特別支援教育課長・教職員課長、千葉県総合教育センター所長、茂原市立萩原小学校長等を歴任されました。

令和5年4月からは、千葉県小学校長会長の重責を担い、現在に至っております。

県の教育界においても、これだけの経歴を持つ人物は希有でございます。管理行政から指導行政まで、幅広く手腕を発揮されました。

同氏は、温厚で誠実な人柄であり、識見にも優れ、誰からも頼りにされ、信頼できる人物であります。必ずや教育長として、長柄町が抱える課題を一つ一つ克服し、児童生徒の健全育成、生涯学習の興隆に力を発揮すると確信しております。

何とぞ議員の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、会議規則第82条の規定に基づき、無記名投票にて採決いたします。

議場への入退場は行えません。

本会議場における当職以外の出席議員は11名です。

次に、開票の立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により、議長から指名します。

立会人に引き続き、1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（柴田 孝君） 投票用紙に注意事項が書いてありますが、念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載してください。なお、白票については、会議規則第84条により否とみなします。つまり反対となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人 2 人も議席前で確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（柴田 孝君） 異状ありませんか。

〔「異状なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙に記載が終わりましたら、議席番号 1 番の議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（柴田 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 投票を終わります。

1 番、金沢光章君、2 番、宮坂陽一郎君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（柴田 孝君） 開票結果を報告します。

開票総数11票、これは先ほどの当職以外の出席人数に同じです。

賛成11票、反対ゼロ票、以下の結果、同意第 2 号は同意することに決しました。

---

### ◎同意第 3 号の上程、説明、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第27号、同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員でありました宮坂雪里氏が昨年12月16日をもって任期満了となり、新たに山之郷にお住いの久保貴子氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

久保氏は、実直で誠実な人柄であり、人格、識見ともに優れ、生涯学習及び学校教育について、深いご理解をいただいております、教育委員として適任であります。

何とぞ議員の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、会議規則第82条の規定に基づき、無記名投票にて採決いたします。

議場への入退場は行えません。

本会議における当職以外の出席議員は11名です。

次に、開票の立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により、議長から指名いたします。

立会人に、1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（柴田 孝君） 投票用紙に注意事項が書いてありますが、念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載してください。なお、白票については、会議規則第84条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人2人も席前で確認願います。

〔投票箱点検〕

○議長（柴田 孝君） 異状ありませんか。

〔「異状なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に記載が終わりましたら、議席番号1番の議員から順番に投票をお願いいたします。

[投票]

○議長（柴田 孝君） 投票漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 孝君） 投票を終わります。

1番、金坂光章君、2番、宮坂陽一郎君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（柴田 孝君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの当職以外の出席人数に同じです。

賛成11票、反対ゼロ票、以上の結果、同意第3号を同意することに決しました。

---

#### ◎休会の件

○議長（柴田 孝君） 日程第28、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

議案調査及び予算審査常任委員会開催のため、明日6日から17日まで休会といたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、明日6日から17日まで休会することと決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月18日午後3時といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時53分

## 令和6年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和6年3月18日(月曜日)午後3時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算
- 日程第 3 議案第18号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第19号 令和6年度長柄町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第20号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第21号 令和6年度長柄町下水道事業会計予算  
(委員長報告)
- 日程第 7 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 8 議案第23号 令和5年度長柄町一般会計補正予算(第10号)

---

### 出席議員(12名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 金坂光章君  | 2番  | 宮坂陽一郎君 |
| 3番  | 佐久間繁英君 | 4番  | 神崎清美君  |
| 5番  | 高橋智恵子君 | 6番  | 岡部弘安君  |
| 7番  | 鶴岡喜豊君  | 8番  | 池沢俊雄君  |
| 9番  | 本吉敏子君  | 10番 | 古坂勇人君  |
| 11番 | 三枝新一君  | 12番 | 柴田孝君   |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長     | 月岡清孝君 | 総務課長   | 内藤文雄君 |
| 企画財政課長 | 白井浩君  | 税務住民課長 | 関英司君  |

健康福祉課長  
兼地域包括支  
援センター長  
兼福祉セ  
ンター長

森 田 孝 一 君

建設環境課長

若 菜 聖 史 君

産業振興課長

小 泉 義 彦 君

会計管理者

小 川 久美子 君

こども園長

川 嶋 静 雄 君

教 育 長

石 川 和 之 君

学校教育課長  
兼給食セ  
ンター所長

西 周 信 幸 君

生涯学習課長  
兼公民館長

石 井 和 子 君

選挙管理  
委員会書記長

内 藤 文 雄 君

農業委員会  
農事事務局長

小 泉 義 彦 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐 藤 幹 宏

議 会 書 記

貝 塚 匡

議 会 書 記

那 須 悠 太

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

休会前に引き続き、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、お手元にお配りしたとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第17号～議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第2、議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算、日程第3、議案第18号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第19号 令和6年度長柄町介護保険特別会計予算、日程第5、議案第20号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第21号 令和6年度長柄町下水道事業会計予算、いずれも令和6年度予算で関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案件につきましては、既に上程され、予算審査常任委員会に付託して審査してまいりましたので、審査の経過及び結果につきまして委員長に報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、池沢俊雄君。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） それでは、令和6年度予算審査、総務事業常任委員会の委員長報告をいたします。

3月5日の第1回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、議案2件で

ございます。この審査のために、去る3月7日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算、議案第21号 令和6年度長柄町下水道事業会計予算についてであります。

本議案については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において、町当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

まず、総務課の審査では、庁舎空調改修工事について、かなり高額な事業費のため、ビルトインの大型エアコンを使用するなどコストダウンを図るための検討はされているのかとの質問に対し、耐震性、効率性、消費電力、維持管理など様々な要因を加味した上で設計業務を行った結果である。また、ベルス認証を受けることにより、特別交付税措置もされる。入札に当たっては、十分に精査した上で予算を執行していきたいとの答弁がありました。

次に、自主防災組織防災活動補助金について、なぜ予算は3組織分なのか。自然災害が増えている中で、町全体が積極的に取り組んでもらうような形で自主防災組織を助成すべきではないかとの質問に対し、各組織において防災訓練を実施いただく件数が増えるようであれば、補正予算にて対応したいとの答弁がありました。

企画財政課の審査では、路線バスの茂原大津倉線について、朝晩の2本しか走っていない、しかし実際に買い物に行く時間は日中である。例として曜日を指定して日中に運行してもらうなどの提案はできないものかとの質問に対し、交通事業者の人員不足が2024年問題として新聞でも取り上げられており、増便は厳しい。交通手段がない方には健康福祉課のタクシーチケットを活用してもらっている。また、昨年11月から町内8か所でヤックスの移動販売が始まっている。他の地域でも要望があるため、町外に出るのではなく、移動販売に来てもらうことも考えているとの答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊について、具体的な活動内容は何かとの質問に対し、長柄町の材料を使った石けんを作っており、昨年開催した農林商工まつりにおいて初めて販売を行うことができた。そのほかにも、現在活動していただいている隊員の方からは、長柄町の役に立ちたいと言ってくれているので、長柄町に定住していただき、長柄町内で起業してもらい、町を活性化してもらえたらという希望を持って活動に取り組んでいただいているとの答弁がありました。

続いて、産業振興課の審査では、今年度の水稻病虫害防除はいつ散布をしたか、そもそも散布をしていないのか何も分からないという意見を多く聞いている。散布日ぐらいは周知できないか。公式LINEなどスマホで確認できるような方法はないかとの質問に対し、町民からそのような意見を多数いただいているため、令和6年度の課題として認識している。何らかの形で、いつ散布するのかを周知していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、辺田地区の地域農業計画を策定するに伴ったアンケートについては、令和7年度の地域計画策定に向けた調査だと認識している。今回の調査を経て、現状の地図を作成するのか、将来の目標地図を作成するのかなどの質問に対し、土地所有者へのアンケート調査や農業委員会等が行っている耕作放棄地調査等を基にして、現状と5年から10年先どうなっているのか、自身が耕作しているのか、誰かに貸し付けているのか、現地が荒れてしまっているのか等を把握できるような一目で分かる図面を作成するとの答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、山から道路にせり出した枝やのり面が崩れ水路に堆積している箇所を見受ける。状況に応じて道路維持費をもっと有効に活用してもらえないかとの質問に対し、基幹道路や1級町道を優先して維持管理を行っているが、緊急性の高い箇所については適宜対応していくとの答弁がありました。

次に、脱炭素事業に採択を受けるための条件とは何かとの質問に対し、V2H充放電設備や定置用リチウムイオン蓄電システムの場合、住宅用太陽光パネルが設置していることが条件である。また、V2Hは充放電設備においては、電気自動車と一緒に導入することで加算措置がある。導入する設備については国の認証を受けた製品でならないなどの制約があるとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下に各議案について採決を行いました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、議案第21号 令和6年度長柄町下水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、令和6年度一般会計予算のうち旧昭栄中学校跡地を中心に予定されている公園整備と宅地造成に係る事業に関しては、候補地が令和元年及び令和5年の大雨で浸水被害が発生した場所であるため、本委員会所属議員やそれ以外の議員の中から事業を推進する場所としては不安視する声が上がっていました。そのため、岡部弘安委員から下記のとおり付帯決議

が発議され、本委員会において全員一致で可決されましたので報告します。

総務事業常任委員会に付託され、可決すべきものとした議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算に対する付帯決議。

令和6年度長柄町一般会計予算において、公園整備基本設計業務及び宅地分譲設計業務が予定されているが、当該業務に係る事業予定地が旧昭栄中学校跡地を中心とする区域とされている。

当該事業地は令和元年及び令和5年に台風通過に伴う大雨により浸水被害にさらされた場所であることから、事業の推進、予算執行に当たっては下記のとおり意見を付すものとする。

#### 記

1、当該予定地を流れ、令和元年、令和5年の大雨時に深刻な被害をもたらした一宮川については、千葉県による一宮川河川改修事業が行われているところであるが、その事業内容や進捗状況を見定めること。

2、1に関連し昨今は気候変動により、同規模の大雨はいつでも起こりうるため、起こった際に考える被害想定を十分考慮すること。

3、当該事業を行う上で、その事業の意義や事業のもたらす効果について、事業主体として明確な構想を持つこと。

4、町民や関係者が不安を感じないよう丁寧な説明を行うこと。また議会と十分協議を行っていくこと。

上記、決議する。

令和6年3月7日。

長柄町議会総務事業常任委員会。

以上のとおり、月岡町長をはじめ町執行部の皆様には、町民や関係者、そして議会と意思疎通を図りつつ、不安の声などを払拭し、長柄町のシンボルとなるようなすばらしい場所をつくっていただけるようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして総務事業常任委員会の委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、鶴岡喜豊君。

○住民教育常任委員長（鶴岡喜豊君） それでは、私のほうから、令和6年度予算審査、住民教育常任委員会委員長報告をさせていただきます。

3月5日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は議案4件です。この審査のために、去る3月8日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案のうち、議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算については、賛成多数により可決いたしました。

次に、議案第18号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和6年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第20号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

それでは、審査の状況につきましてご報告いたします。

最初に、学校教育課の審査では、海外交流事業の目的と成果の質問に対し、中学生が異国の文化や言葉、風土に触れ合う中でいろいろなことを学ぶと同時に、コミュニケーション能力の育成が目的である。成果は数値では表せない部分が多いが、目の前で実際に肌で感じた経験というのは、いずれ子供たちにとって大きな財産になるとの答弁がありました。

次に、長柄中学校の特別教室LED化整備工事について、場所はどこか、これで中学校のLED化整備は終わるのかとの質問に対し、本校舎及び裏の校舎の特別教室を整備する。普通教室は令和5年度に終了しているので、本年度に特別教室が終われば完了するとの答弁に対し、今後、小学校やこども園についてもLED化を進めていただきたいとの要望がありました。

続いて、生涯学習課の審査では、ながら号運行管理業務の契約について、長期契約の初年度となっているが、今までの事業者が再度業務を引き受けるのかとの質問に対し、本年度までの契約は、仕様に伴う業者が限られていたので随意契約を行ったが、令和6年度については入札で行いたいと考えているという答弁がありました。

次に、公民館の利用者数について、データは取っているのかとの質問に対し、主催教室、サークル、学校、一般団体の利用について毎月統計を取っている。今年度の利用者は昨年度に比べ多い状況であるとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、国民健康保険税の所得割合についての質問に対し、所得割に対して基礎部分が7.4%となっており、長柄町は長生郡市内で下から2番目に低いほうであるとの答弁がありました。

続いて、健康福祉課の審査では、介護用品の給付費について、紙おむつだけでなくグロー

ブも要望を出していたが、検討いただいたのかとの質問に対し、他町村の状況を確認しているところであるが、柔軟に対応したいと考えており、4月当初から目指していきたいとの答弁がありました。

次に、带状疱疹ワクチン予防接種費用助成について、2種類のワクチンをどこの医療機関で取り扱っているのか、リストは作成しているのかの質問に対し、長生郡市内のリストは現在作成中である。なお、带状疱疹ワクチン予防接種は任意接種であり強制力がないので、長生郡市以外はご自身で医療機関に問い合わせるようになるとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下に総括質疑を行いました。

民生委員の活動報償予算について、民生委員は国が定めている業務内容を実施するまでは凍結をお願いしたいとの意見に対し、健康福祉課から、民生委員の活動報償については、課として一層関わりを持ち、指導管理し、改善するべきところは改善する形で進めていきたいという答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算、議案第18号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和6年度介護保険特別会計予算、議案第20号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもちまして住民教育常任委員会の委員長の報告に代えさせていただきます。どうもすみませんでした。

○議長（柴田 孝君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

議案第17号から議案第21号に係る委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） すみません、ちょっとお聞きしたいんですけれども、附帯事項なんですけれども、その事業内容や進捗状況を見定めることとうたってありますけれども、進捗状況というのは極端に言うと、0%から100%まであるものでございます。この進捗状況、ど

の辺をめどにというか、その辺の数字的なものは考えているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 答弁願います。

8番、池沢俊雄君。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） ただいまのご質問でございますけれども、この総務事業常任委員会の中においては、そのような意見がございませんでしたので、そのことをご報告をさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） よろしいですか。

鶴岡喜豊君。

○7番（鶴岡喜豊君） 極端に言うと、その事業内容、今は、河川、当然、下のほう、茂原市云々もかさ上げしたり、底を直にしたり、のり面の整形をしたりして直しています。また、榎本に調整池を造るという話も聞いております。そういう事業内容、その調整池なら調整池ができた段階で、進捗状況と関わりますけれども、できた状況、進捗、調整池ができて、計画の50%を達成したよとか、そういう数字になるかと思うんですけれども、その数字を話し合っていない、意見もなかったならしらうがないと思いますけれども、また、議員全員で検討したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（柴田 孝君） 要望ということでよろしいですね。

ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 孝君） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論と採決を行います。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず、議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

2番、宮坂陽一郎君。

○2番（宮坂陽一郎君） 私は、この一般会計について反対の討論を行います。

理由は幾つかあるんですが、まず最初に、空調設備の予算、これが今回3.2億円ほど計上されていますけれども、これは執行部としては正式な手続を経て出てきた数字ということで、これに関してはいろいろ意見があると思いますが、私が問題にしているのは、この金額の大きさです。

簡単に言うと、この庁舎が22億円で建設されたというふうに伺いました。これに対して、

3.2億円の空調設備入替工事、これはおよそ15%ですね。これは一般の家に置き換えて考えみるともっと分かりやすいと思うんですが、例えば一軒家で2,200万円程度の家を建てたとします。年月がたって、ちょっとエアコンの調子がいろいろ芳しくないということで、じゃ、見積りをお願いして、概算で出てきたのが320万円かかりますという概算見積りが出てきました。これは、一応つじつまの合うような内容の数字が上がってきたわけですね。

これを、普通の住民であれば、2,200万円の家に320万円の空調の入替えをするというのは、これはちょっと額が合わないので、今回はちょっと見直してもう少し考えてみようというような話になるのが常識的な内容だと思うんですね。ところが、これが正式な手続を経て、設計会社から数字が上がってきたので、それを高い、安いは全く議論なしで、これを予算にのせましたというのが今の状況です。

この空調の入替えを、こういった15%、その全体の工事費の15%にも及ぶような金額をかけて空調入替えをするというのは、果たしてこれは住民に理解を得られるのか、そこが一番ポイントだと思いますね。

例えば、じゃ、住民がこれによって何か困ることがあるのか。ほとんど何もないんですよ。一部の意見では、健康診断のときに住民の方がいっぱいいらっしゃるから、暑いと困ると。だったら、福祉センターとか公民館とか場所を変えればいいだけの話です。あるいは、空調の効いている部屋を選んで使うとか。だから、ちょっと我慢すれば、これは今までだって、今年急にこれ壊れたわけじゃないんですよ。去年の夏だってしのいでいるわけです。これを突然、3億2,000万円かけて入れ替えましょうという、そういった話に住民が理解を示すとは、私は到底考えられません。これを、空調を入れ替えたからといって、長柄町のいろいろな問題点、課題が何か解決されるかという全く関係ない、そういった内容の工事なんです。

ここに3億2,000万円という、長柄町にとっては非常に大きな金額ですよ。これを、何らその検討もせず、単に概算見積りでちゃんとした数字が上がってきたから、額に関係なく、これは予算上げましょうというような、そういう形はちょっといかなものかなど。空調に関してはそういった問題点があります。

それから、これは額がちょっと違うんですが、職員の公用車、職員が使う公用車ですね。これの入替えに910万円という予算が組まれています。これも、調べたところ、まだ車検取ったばかりとか、距離も10万キロちょっとしか走っていないとか、普通の住民であればまだまだ十分乗れると。今の国産車であれば20万、30万キロは、ちゃんとメンテナンスすれば十分走るんです。今のところ何ら問題がない。問題があれば車検は通らないんですよ。そうい

ったところに突然910万円をかけて2台入れ替えましよう、こういった予算が出てきている。これも住民の理解を得られるとはとても思えません。

それから、民生委員の、国が定めた役割を果たしていない現状があるということに関しては、先ほどの鶴岡委員長からの話として、今後は健康福祉課が民生委員にきちっと働きかけて管理しながら、国が定めた役割、これを実践するように管理監督していくという話があったので、これはこれでよしとしましょう。ですが、この社協、社会福祉協議会ですね。ここに来年度は4,200万円という今までよりはるかに大きな補助金が予算として計上されています。

この社協というのも、民生委員と同じように、国が定めた役割を果たさない、あるいはルールを守らないというのが今の状況です。こういった社協というこの民間団体に対して改善が見込まれる可能性があまり見えない状況で補助金を垂れ流しで、これ出していく、要求されたらそのまま穴埋めとしてお金をつぎ込んでいく、そういった今までの流れを、これはやめるべきだと思います。

つまり、今のこの予算のままでいくと、今までどおり社協は何もしなくてもいいんですよ。今までどおり適当にやっていたらいい。その表れが、来年度6年度から8年度までの3か年計画の目標達成の数字を見れば明らかです。福祉サービスの拡充に関して数字が全く変わっていない。つまり、町民に対してよりよいサービスを広く提供していこう、そういった思いが全く見えないような3か年計画を出してきて、これに対して来年度4,200万円という今までよりもはるかに多い補助金を組んでいるわけです。これは非常に問題だと思います。

それから、社協に関しては、福祉センターの管理業務の委託があります。これも、社協は職員がほとんどこれにタッチしていないのが現状です。これは、私は何回も視察していますが、福祉センターというのは日々ほとんどお風呂だけなんです。それをやっているのがシルバーさんです。シルバーの方2人で切符を切るのとお風呂の掃除をする。これが福祉センターの管理業務になっているんです。だから、お金を出して、その後は何も誰も見ていないんですよ、中身を。社協も、もちろん職員の方は何も管理していないし、健康福祉課も全くそこに対して指導、管理監督というのをやっていない。ただ、これは一応、前回の議会のときに担当課長のほうから、来年度は2つの課に健康福祉課は分かれるので、執行部としてもパワーアップするから、その中でしっかりと社協に関しては、今後、管理監督していくというお話がありましたが、そのことを実現するためには、まず今出ている3か年計画を修正した計画を出してから、それに対して補助金云々を検討していく、こういう流れにすべきではないかというのが私の意見です。

以上、取りあえず大きいところで4点ほど挙げましたが、これが、私の今回、この予算に対しての反対の理由として述べさせていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 令和6年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和6年度長柄町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 令和6年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和6年度長柄町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 令和6年度長柄町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、職員の地域手当について、令和6年度においても引き続き不支給としようとするものであり、条例の一部の改正を行うものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

総務課長、内藤文雄君。

○総務課長（内藤文雄君） 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の地域手当について、条例の附則を改正するものでございます。

令和6年度の予算に当たりまして、地域手当を計上すべく協議をいたしましたけれども、最終的に予算案には地域手当を計上してございませんので、予算との整合性を図るため条例の一部を改正するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

議案第22号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第8、議案第23号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、月岡清孝君。

○町長（月岡清孝君） 議案第23号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第10号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算に金額の変更はございません。

内容は、今月5日に一般会計補正予算のご承認をいただいたところではありますが、繰越明許費の設定をすべき事業が1件発生したため、これを提案するものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第23号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第10号）につきまして補足説明を申し上げます。

先ほどの提案理由でご説明させていただいたとおり、歳入歳出の金額に変更はございません。

補正予算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費は、本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものについて、繰越明許費の設定を行うものでございます。

2款の総務費、1款総務管理費、庁舎空調改修事業827万2,000円、本件を追加し、3月5日にご承認いただきました16事業、2億8,893万8,000円に加えますと、17事業、2億9,721万円となります。

現在、庁舎空調改修事業は実施設計業務を発注しておりますが、財源となる起債の借入れの要件である省エネルギー性能を評価するベルスの認証が年度内に間に合わないことが明らかとなったことによるものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

議案第23号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第23号 令和5年度長柄町一般会計補正予算（第10号）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして令和6年長柄町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時49分